

東

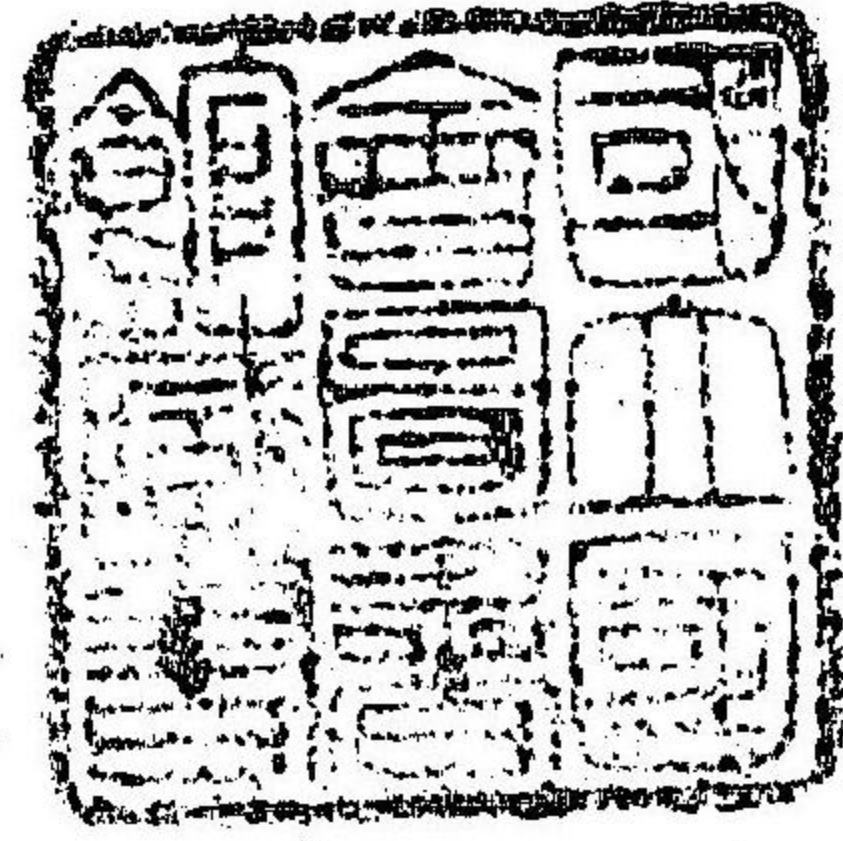
雅

二

813.6

A654t

0



338171

# 東雅卷之六

## 宮室第六

宮<sup>ミヤ</sup> ミヤとは御屋也。至尊の居を稱し申す詞也。舊事紀に陰陽二神。碓敷廬嶋に天降り。八尋殿を化整て共に同じ宮に住ませり。見えしは宮殿等の字見えし始也。其後皇孫日向の國に天降りまし。吾田の長屋の地に底津磐根に宮柱太敷き。高天原に水木高知りて。ましませしと見え。亦其後神武天皇。大倭國畝傍の橿原宮に都し給ひしは。天津日嗣の皇御孫。天の御蔭日の御陰と隱座して。大八洲の國しろしめす。大宮の始なるべし。また神宮をミヤといふ事は。前に註しぬ。萬葉集の歌に。我住む家をミヤといひし事見えしを抄には其事に隨ひ。賞しいふ詞也。と云ひけり。上古の初ミヤといひしも。唯その如くに。ほどくにつけて。相稱し云ひけむ事。後に宮殿等の字を借用ひて。ミヤと云ふに至ては。凡人の稱すべき所にあらざる事になりたりし也。

殿<sup>トノ</sup> 義不詳。釋日本紀に據るに殿の字。舊說讀てオホトノといふ。陰陽二神。淤能基呂嶋に天降まして。八尋の殿を見立られしと見えしは。オホトノといふ事の聞えし始也。

古事記 上古之時巢居穴所いまだ宮室あらず大戸之道神の時に至て始て宮室の制ありといふ説あれば寢殿を稱してオホトノといひしは彼神の御名に取れる歟又かの畝傍稻原宮造られし時天太玉神の孫天富命手置帆負彦狹知二神の孫を率ひて正殿を構立つとも見えたれば殿を稱してトノといひしは彼命の名を取れるも又知るべからず

此事古語拾遺に見えたりトミといひトノといふ事古語には相通じていひしなり大戸之道神また大富邊神といふが如きは是也天富命の造られし制なればトノ作りなど云ひたりけむも知るべからず

日本紀に内寝また臥内等の字並讀てオホトノといふなりこれは寢殿正殿などと云ふ者にはあらず萬葉集抄にマサカとは寢所也人の住宅に取てまさしき住所なるに因りて也と釋せしもの也また舊事紀に古語に正殿をアラカといふとせるされ古語拾遺にも殿の字讀てミアラカといふと註しき古語に因らば殿の字讀てアラカといふべきに八尋の殿の字の如きオホトノと讀みし如何なる故にや詳ならずアラカとは在所也ミアラカとは御在所なりアラといひアリといふは轉語にて古語にカといひコといふが如きは居所也

棲所をスミカといひ隱所をカクレガといふ此所をコ、といひ彼所をカシコといふが如きは是也

堯の字讀てイラカといふも又アラカの轉せし也古の時は天皇宮殿の制氷木ヒキたて堅魚上られて臣庶屋舎の制には同じからず初榎原宮造れし制皇孫日向國に天降まして始造られし瑞御殿ミツミに因りて造りつかふまつると舊事紀古語拾遺等に見えしは是等の事を云ふなるべし天皇の御舎には堅魚上られしと此制いづれの御代に改められけん詳ならず後にはたゞ神社にのみ氷木堅魚の制を用らる是は出雲の大神請ひ給ひしによりて垂仁天皇の御時に其宮制天皇の御舎の如くに修造せられしに始れる事にぞあるべき其事古其後寶龜の始諸國に官符を下され大社中社小社の制を定められしによりかゝる物にも定れる制ある事にぞなりぬる氷木とはさまぐにしるしもしまた千木チキなども云へど日本紀倭名鈔等に見えし如くに榎風の字を用ひ讀む事は舊事古事日本紀倭名鈔等に見えし所の如くにヒキといふをもて正とすべし

舊事紀には榎風榎木氷椽等の字を用ひらるその榎風の字用ひられし事榎風の字はもと儀禮士冠禮の疏に出でしに一に榎風ともしるせしが故なるべし古事記に

は水木水椽等の字を用ゆ。これを千木といふは水木の轉語なるなり。古語拾遺延喜式祝詞また元々集等に見えし所は皆千木の字を用ひ。また比疑知疑などしるせり。上古の俗刀をばヒといひしを、舊説に刀の氷の如くなるをいふなりといへり。

舊事紀古事記に、建御名方神の武御雷神の手をとりて、立氷の如く、劔刃の如くに、取成せしといふ。卽是也。

其代に風災を厭ふべきために屋上に雙刀を交植しを後には木をもて其状をうつして立てぬれば、それを名づけて水木といひしと見えたり。今も東國の方に猶この俗ある也。

東國の俗に暴風の時に鎌刀の類をもて屋上にも立て又は高竿につけてもたつ。かくの如くしつれば風のために屋を發かれずといふなり。春夏の間、風雷の變に乗じて龍の起る時、必民屋を倒し樹木をぬく事我見もし聞きもしつる事共あり。此事は禁厭の方なりと見えたり。龍は鐵を忌むものなりといふ事は漢の人の説にも見えたり。

堅魚木は堅結木なり。顯宗天皇紀の室壽の詞に取結ぶ繩葛は此家長の御壽の堅なりと見えしは此物をいふ也。今も葺草をもて屋をふくに、その葺合せし所に竹にもあれ

木にもあれ、串となし萬葉集の歌に。打水刺す。三尺許を隔ては、横たへさして繩葛をもて、堅め結びて、其上に蘆荻等の物を束縛ひて置くを俗にはカラスヲトシなどいふ也。昔は天皇の御舎を造らるゝにも、猶太古の制を存せられ。かの葦茅をもて葺きし屋に、串を横たへさして、繩葛をもて堅結ひし狀に象りて、木をもて造られしを、堅結木とは云ひしなり。それを堅魚と云ひしは、凡宮室を造るには、むねと鎮火の事を言壽ぬれば、屋材の具多くは水物をもて名づけいひぬるが故也。

屋材の具、水物の名にとりしとは、懸魚、蒸股、龜腹、虹梁、千鳥、樽風、鴨栖などいふの類也。水木堅魚の制の如きは、太古の時には、比屋皆然りしにぞあるべき。今も猶旧舎には、其制ある事なれど、天皇の御舎に、其制を存せられしとありがたき事也。是等の物の事、秘決ある事なりなどいふ説もあれど、其徴とべき事しかるべきものにも見えす。家乘稗説に出し所の如きは、信すべき事にもあらず。

樓タカドノ 臺の字讀む事亦同じ。舊事紀海神の宮の事しるされし所に、樓臺の字見えしを、日本紀には臺字の字にあらためられて、讀でタカトノヤとなされ、又仁徳天皇紀の高臺等の字、並に讀でタカトノといひけり。雄略天皇紀に、始起樓閣とされる。樓閣の字またタカトノと讀みたり。さらば古には是等の字、皆讀でタカトノといひける。

也倭名鈔には樓の字讀でタカトノとし臺榭の字ウテナとよみて土高きを臺といひ屋あるを榭といふと註したり其ウテナといふ義詳ならず日本紀に見えし所によらば樓閣の始は雄略天皇の御代に起れるにぞあるべき

屋

萬葉集抄に古語にヤといふは高の義なりと見えけりさらば屋をヤといふは在上覆棟宇をいふ也またヤネと云ひしは子といふも高の義と見えければ屋脊を云ふなるべし漢にはすべてヤといひしは上を覆ふの總名なれば殿屋とも云ひ家屋ともいふが如く貴賤に相通じて云ひし所と見えたり凡家屋を覆ふの制古には葺草を用ひし也檜皮を用ひ十寸板を用ひし事の始いまだ詳ならず皇極天皇の御時飛鳥板蓋の新宮に遷り給ひしといふ事見えたり若これ板屋の始ならむには臣庶の屋舎板葺を用ひし事も其頃にや始りぬらん宮闕に瓦覆はれし事も同じき御代の事に始て見えたり元明天皇の御時まで臣庶の家は板屋草舎の制のみありしを聖武天皇即位の初に五位以上庶人の營むに堪たらんもの瓦舎を構立て塗るに赤白を以てする事始りたりけりこれは帝京の壯麗を萬國に示されかつは中世以來の板屋草舎の如きは營み難くして破れ易く空しく民財を殫しぬる故に太政官の奏請によられし所なりと見えたれど上古淳樸の俗一變せし事の始なる也また殿屋の制の如き四阿の

字讀てアツマヤといひ兩下の字讀てマヤといふ其義は詳ならず

藻鹽草にアツマヤといふは御所づくりなどの雨だりの四方に落るなりマヤとは臺屋などの兩方に雨水落るをいふ也と見えたりアツマヤといふ事催馬樂の名には東屋とするされたれば其始東國の屋制にや出ぬらんマヤといふ事古語にマといひしは兩方の義なり萬葉集の歌に二手とするしてマテと讀み二梶とするしてマカチと讀むが如き是也さらば兩下の義にして雨水の兩方に落る義なるべし今もいやしき俗に兩夫をマヲトコなどいふ也

庇の字讀てヒサシといふは萬葉集の歌に内日指といふ事を抄にはすべろぎの宮の内高くして日の光さし入り内を照しぬれば内日さす宮といふなるべしと釋せし事あり是等の事によればヒサシとは日の直り刺す義にや取るらん説文に庇は陰也と見えたり天之御蔭日之御蔭とカクレマス隱坐などいふ殊に其義合ふ所あれば此字讀てヒサシともいふなるべし又説文に廡は堂下周廡也と見えて大夏四邊重檐也などいふ説もあれば廡の字も亦讀てヒサシといふと見えたり廊の字倭名鈔に殿下外屋也と注してホントノと讀たり舊説にホントノとは廊也又廡の事也ともいふなり草に後に渡殿といふものは漢に長廊などいふものなるべし檐の字倭名抄にノキと讀て屋檐也

と註したり、ノキとは除也、屋内を除く外なる義にして、漢に軒除などいふ事にも相似たるが、軒の字を讀む事、また同じされど、増韻に、檐宇之末曰軒といふ説に依らば、ノキバといふものは軒也。

俗に軒端の字を用ひて、ノキハと讀むなり。

家

家イへ、宅舍等の字、並讀む事、また同じ、萬葉集抄に、イとは發語の詞也、といふが、家にてあるなりといひけり、さらば、大戸之邊神など云ひし、その邊といふ詞は、家の義にて、後に戸の字讀て、といひしは、即家也、又イへとも、イハとも、イホともいふ、皆同じ、亦イハロとも云ひしなりといふなり、前の岩石の條室の字讀て、ムロといふ、倭名鈔には、白虎通の黃帝宮室を作りて、以避寒暑といふ説を引けり、我國にして、ムロと云ひしも、オホヒモルの義にて、風雨を庇護をいふなるべし、日本紀神武天皇の八十島師が餘黨を誅し給ひし時、大室を忍坂の邑に作りて、盛に宴饗を設て、これをとれと、道臣の命に命じ給ひしといふには、オサカ客を忍坂に掘れしと見えけり、さるは土室など云ふもの、事とぞ見えたる、さらば室といふ者は、上古の俗、穴處の事に始りたりし事にや、されど、舊事古事等の記に、大己貴神、父の御神の許に參給ひしを、家に率入て、八田間大室に喚入れ給ひし事をしるされ、又日本紀に、手研耳命、片丘大客中にまして、大床に獨臥し給ひしなど、しる

されし事の如きは、後代にマサカなど云ひし如き、寢所の事をいふに似たり、されど室の字、日本紀に亦讀て、ヨドノともいふなるべし、マサカは殿字の注に見えたり。亦日本紀に、新室の字、或はニヒミヤとも讀み、或はニヒムロとも讀み、御窟殿の字、讀て、ミムロドノといふ、すべてその制の如き不詳

むかし南都にゆきて、僧寺の室といふ物共見えしかど、上世にありて室と云ひし者の制なりとは見えず、もとは僧寺の制なるが故なるべし、顯宗紀に見えし、播磨の縮見屯倉首が新室あそびせし時の事、しるされし所を見るに、オサカ憶斗弘計兩皇子を室の外窟の傍の左右にすえて、燭を乗らせまいらせしなど見えたれば、堂室などいふ者の制なりとは見えず、たゞオサカ沈く家室などいひし詞の如くに聞ゆるにや。

第宅

第宅イへ、倭名鈔に、宅有甲乙次第、故曰第宅也、讀むこと家の如しと見えたり、漢の時には、爵雖列侯、食邑不滿萬戶、不得作第、など見えたれば、尋常の人の家宅を稱すべき所にはあらず。

世に將相の第宅の如きを亭といひ、館といふ事ありと見ゆる也、亭といひ、館といふ者は、逆旅の舍をいふ事、前の驛の註に見えしが如し、然るを第宅の事に稱しぬる、其故こそあるべけれど、其義をばいまだ詳にせず。

廳 マツリゴトドノ 倭名鈔に四聲字苑を引て延寶屋也又衙廳也讀てマツリゴトドコロ  
 といふと見えたり其マツリゴトドコロと云ふは官衙の義なるべし韻書には古は治  
 官處謂之聽事後語省直曰聽加广作廳と見えたり後に官廳使廳などいふが如きは即  
 是也

又俗に政所としるしてマンドコロと讀む即廳の謂なり

倉 クラ 古語にクラと云ひしは置の義なり座をも位をも鞍の如きをもクラといふ即  
 是也倉庫は凡物を藏め置く所なればクラといふなり令義解には穀藏曰倉米藏曰廩  
 と見えしに倭名鈔には倉廩の二字共に藏穀物也讀てヨナグラともイナグラともい  
 ふと註し又唐令の諸軍器在庫皆造棚關安置といふを引て庫の字讀てツハモノ、ク  
 ラといひ棚關の字をタナと讀む是は唐の甲庫と云し所のもの也釋名に庫は舍也言  
 物所在之舍也と見えたり又唐には經史子集の四庫もありけり庫の字ツハモノクラ  
 とのみ讀むべき事とも見えす兵庫ヤクラと讀む事は前の城の註に見ゆ又タナといふは板を擧げ作るの  
 謂なりされば舊事古事等の書に並に板擧の字用ひて讀てタナといふ事古事記並に  
 日本紀に註せられけり

厨 クリヤ 倭名鈔に説文を引て庖屋也クリヤと讀むと註したりクリといふは即黑色

也ヤは屋也其烟火のために薰り黒き屋なればかく云ふ也漢に墨突など云ひしも窳  
 烟に黔みぬる也また倭名鈔に四聲字苑文字集略等を引て窳はカマ炊爨處也窳はク  
 ド窳後穿也と註したり舊事紀に素戔嗚神の御子大年神の子奥津彦奥津姫此二神は  
 諸人拜祠窳神者也見え彦五瀬命を葬れる紀伊國窳山をば讀てカマヤマといふと  
 見えしかば窳をよびてカマといふ事は上古より云ひつきし所なるなりされど神樂  
 の歌にはトヨヘツヒと讀みければ窳を呼びてヘツヒといひしも又久しき代よりの  
 語にや有らん後の俗窳の字讀でカマドといふが如きは窳殿を誤り言ひしなり然る  
 に日本紀私記に師説を引て加摩斗とは梵語也漢謂窳此間之語梵語相交者乎と見え  
 たり心得られず今世に行はる、梵釋の書には此義も見えずヘツヒといひカマドと  
 いひクドといふ事の如き義詳ならず

古語にヤキといひヤクといひしが如きはカといひし語の緩急開合によれるなり  
 火の神軻遇突智を火燒速男とも又火々燒彦とも云ひしが如き此義なり金をカネ  
 といふが如きも燒き煉りて成るを云ひ凡そ瓦孟の類瓶をカメといひ甗をミカと  
 いひ甗をユカといひしが如き皆これ埴を燒きて成れる者をいふ也鍛をカタシと  
 いひ腊をキタヒといふが如きも燒き炙るを云ふ也カといひキといふは轉語也炊

をカシクと云も、即此義也。是等の如き猶多ければ、悉舉ぐべきにもあらず。また古語にマと云ひしは目なり、目とは猶孔竅といふが如し。日本紀に大目<sup>オホメ</sup>、龜籠<sup>カメコ</sup>、無目<sup>ムメ</sup>、堅間<sup>カタマ</sup>などいふ者の見えしが如き是也。即今も俗に孔竅を云ひて、メともメドともいふ也。されば竈をカマといひしは、土を穿ちて坑となし、火を焼く所なるをいふ事、猶火坑といふが如し。窓をクドといひしは古語にクといふは入也、猶穿入るといふが如し。トといふは處也。竈後を穿ちて、穴となせし處をいふなり。ヘツヒといひしも、又火坑といふが如し。ホといひ、ヒといひ、へといふは轉語也。古語に中窪かなるをツボといひ、ツビと云ひけり。壺埴の類をツボといひ、甲螺を呼びて、ツビといふが如き是也。火處<sup>ホトコロ</sup>の地を穿ちて、中窪かなれば、ヒツボと云ひし也。

陰陽二神の火神を生み給ひしと見えし、太古の世に火と云ふ事の聞えし始也。其後大己貴神、出雲國多藝志之小濱に、天之御舍を造りて、天御饗を建、御雷神に獻られし時、櫛八玉神、膳夫<sup>カシマ</sup>となりて、海布之柄を鎌として、燧<sup>ヒキ</sup>日を作り、海尊之柄をもて、燧杵となし、火を鑽出して、我所、燒火者、高天原には、神產巢日御祖命の、登陀流天之新巢之、凝烟之八舉垂まで、燒舉。地下は、底津石根に、燒凝、と言壽きしと見えしは、燧<sup>ヒキ</sup>といひ、凝烟<sup>ヒキ</sup>といふ者の聞えし始也。倭名鈔に、火鑽讀てヒキリといひ、燧讀てヒウチといひ、薪をタキ、といひ。

燧をモエクヒといひ、始煤をス、といふ。古語に火をホといふ、ヒと云ひしは、轉語なり。キリとは猶木を穿つ器を鑿<sup>キリ</sup>といふが如く、ウチとは擊也。金石相擊つを云ふ也。タキ、とは燒木也。日本紀には、薪讀てカマガといひけり。カマガとは竈木也。モエクヒとは、モエは燃なり。クヒは猶杖といふが如し。火餘木をいふなり。ス、といふ義は詳ならず。倭名鈔に唐韻を引て、始煤は灰集屋也と註せり。櫛八玉神の祝詞によるに、新巢は猶新宮といふが如し。古語にスと云ひしは、巢也。棲也。さらばス、とは巢に棲むの謂にて、即集屋の義の如くなる也。

**厩** ムマヤ 倭名鈔に四聲字苑を引て、ムマヤと讀み、牛馬舍也と註したり。令義解などの如くに、馬舍也と註すべき事に、や、牛には牛室の字を用ひてウシヤと讀むなり。

**厠** カハヤ 倭名鈔に潤圃等の字をも、皆同じくカハヤと讀む。其義不詳。

舊説に、高野山の地形悉く曼陀羅の義を表す。故に不潔をと、むる事をゆるさず。潤厠をば、必河上に架するをもて、カハヤといふなりと云ふ。さらば此山開けざらん世には、如何にや云ひぬらん。

**柱** ハシラ 其義神社の條に詳なり。我國の俗、凡屋を作るには、柱立と云ひて、柱を立るをもて事始とするは、太古よりの遺俗と見えたり。舊事古事日本紀并に延喜式祝詞等に



底津磐根ソコツイハネ附宮柱ツケミヤノハシラ太敷立タカシタテといふは此事にして室壽ムロシユの詞の始に築立柱者此家長御心之鎮也といふものは是也倭名鈔に柱礎ハシラの字ツミイシとも一にはイシズエとも讀むと見えしは底津磐根と云ひしもの即是也

**棟** ムネ 萬葉集にムネとは高き義也と見えたりネとは屋根といふが如し凡屋舎の具宗とする所なればかく云ひしと見えけり俗にはムナギなどもいふ也

**梁** ツツハリ ツツとは内也舊事紀古事記等の書内の字讀でウツと云ひけりハリとは張也屋内にありて柱頭を開き張る者なればかくいふなり俗にはハリとのみもいふなり

**椽** ハヘキ 倭名鈔に兼名苑を引て椽一名は椽ハヘキともタルキとも云ふと見えたりハヘとは延也タルとは垂也旁に延ひいだすと下に垂るゝとの二つの義なる也室壽の詞に取置椽ハヘキ椽者此家長御心之齊也といふものは是也

**蘆荏** エツリ 草舎を覆ふにはエツリと云ひて蘆荏の類を編むこと籬の如くなるを上のかたをば棟に釣りて下の垂れ竹椽を覆ひてさて葦草をもて葺くなりエツリとはエは上也ツリは釣也上に釣る所の者なるをいふなり之によりて椽竹をエツリ竹などともいふ也室壽詞に取置蘆荏エツリ者此家長御心の平也と云ひしは即是也

**壁** カベ 義詳ならず倭名鈔に壁は室之屏蔽也と註したりカヘとは内外を限り隔つるの謂に似たりカは墻也ベは萬葉集抄にヘとはつゝかずして隔あるをいふなりと見えし義の如し又壁帶倭名鈔に漢書音義を引て謂壁中橫帶也今按するにマワタシ功程式に間度マワタシといふと註せり

壁中橫帶ならむには今俗にヌキなどいふ者の如く聞ゆるにや説文構字の註に構は壁柱西京謂之壁帶と見えけり心得られず

又説文を引て在屋曰窓在墻曰牖窓牖并に讀でマドといふマといふは目也トといふは所也我國の俗凡そ孔竅をメといひメドといふ猶人の眼あるが如くなるをいふなり漢にしても窓をいひて眼などいふ語ある事なり眼窓の如し説文によるに凡物置壁間曰サキ殿と見えたり舊事紀に素戔嗚神八岐大蛇を斬給ひし時に廻れる垣を造り其垣に八つの門を作り毎門に假殿サキを作りて各置糟一口而盛酒と見えしを古事記には八佐受岐を作られしとするし日本紀には假殿サキと讀むと註せられたり説文の説によらむにはその廻れる垣の内に假りに酒糟を置きし所をサズキとは云ひしなるべしサとは狭也小也スキとはシキといふ語の轉せしにて布置の義と見えけり然るを又日本紀に磯坂王祈狩して假殿サキに居たまひしといふ事をするされたり是は

物置壁間の所をいふ義とも見えす。舊事紀に一柱勝宮としるされしを古事記には、足一勝宮としるして、讀でアシヒトツアカリノミヤと云ひし者の如くなる也。或人の説に、俗に棧敷ヤジキといふものは、古の假廢サヌキといひし語の轉じたるなりといふ也。舊事古事等に見えし所によらば、古にサヌキといひしものはもとこれ牆壁の間に物を置し所也。後代に棧敷といふもの、如くにはあらず。日本紀の後説の如きは、棧敷といふ者に似たる所もあれど、それも假りに作りし所と見えれば、後代に院の御棧敷などいひし者の如くにもあらず。されば必しも假廢の義を訛りて、棧敷といひし事とも云ふべからず。

**堦** ハシ 倭名鈔に考聲切韻の登堂級也といふ説を引て、ハシ一にシナともいふ也と註し、又兼名苑を引ひて、砌一名は階也、ミギリとよむと註したり。ハシといふは、其義橋をハシといふに同じ。橋の條を併シナとは即級也。古語にシといふは下也。ナといふは擧也。下より登るの義也。ミギリといふは、ミとは道をミチなどいふが如く、尙び稱するなり。キリは限りなり。堂下の限なり。後俗またキダハシなどいふは、キダは段也。其階級の段々あるをいふ也。

**庭** ニハ ニハとは、ニはイムの轉語にて、齋なり。ハは場なり。即齋場也。上古には神を祭る

に必地を除ひて齋場と云ひしかば、朝を拜する所をも、またニハと云ひしに、又此事によりて、凡門階の間を云ひて、ニハといふ事にはなりたる也。

萬葉集抄に、ニハといふを釋して、ニとはやはらく詞なりといふ事あり、さらば庭をニハといふも、神をやはらぐる所也などいふ事にや、されど齋場の據あるには、しくべからず。後に庭院を云ひて、壺ツボといふ事あり、或る人の説に、爾雅の宮中街謂之壺ツボといふ事を引て、街與巷同。然るを又俗に宮中の街に、酒壺の壺を用ひ、讀む事もまた酒壺の壺と同じく、ツボといふ事は誤れりといふなり。むかし梨壺桐壺など云ひしものは、宮中の道をいひしにはあらず。漢に庭院など云ひしもの、即是也。然るをかく名づけしは、その人間の境にあらざるをもて、方壺蓬壺瀛壺などいふ義に取られて、御壺など云ひし事、猶上皇の宮居を仙洞など申すの如し、夫等の事聞えし始は、本朝の文學方盛なりし時の事ぞかし。室家の壺などいふ字誤用ひて、御壺などいひ名づけたるべしとは思はれず。また此事に因りて、それより後の人、庭院を壺の中などいふ事にはなりたるなり。庭院といふものは、有垣墻者曰院と、増韻に見えしが如き是也。

**垣墻** カキ 倭名鈔に並に讀でカキといふ也。古語にカと云ひしは、詞の上の助詞也。

此義は前の風の註に見えたり。

キと云ひしは限也内外を限りの義也亦築墻の字ツイカキ一にツイヒチといふと註せりツイとは築也ヒチとは土也土を築きて墻となすをいふなり築墻の始いまだ見る所あらず累石爲垣の事は齊明天皇後飛鳥岡本宮に始れりと見えけり

累石爲垣の事の如き太古より其制ありしと見えし事あり國史と見えし所は齊明の御時を始とすべし

又日本紀に海神の宮の事をしるされし所に雉堞の字讀でタカマキヒメカキといふ也禮註によれば一雉とは城の高さ一丈長三丈をいふ也堞とは城上女垣也と説文に見えたり是等の事に據りて雉の字タカマキと讀み堞の字ヒメカキと讀みしと見えたりと増韻には堞は雉堞也と註したれば二字引合せてヒメカキとは讀むべき事也雉の字倭名鈔に釋名を引て雉以柴作之言疎離也讀でマガキといひ一にマセといふと註し説文に堞は以柴壅之讀でカクフといふと註したりマカキといふマとは間也内外の間をかくふの謂也マセとは間を塞ぐをいふ事猶中垣などいふが如くカクフとは即今俗にカコフなどいふ是也

或人の説にマセカキとは猿垣也猿をふせぐ垣をいふなりといふ倭名鈔には雉の字一にマセと讀むと註しまた舊説にマセカキといふ事を釋して雉の字マセと讀

むなりともいひけりマセともマカキともいふをまたマセカキなどと同じ事をかさねいふはよのつねの事なり古語のまにマセとのみいはんには或説の如きは其義をなしぬべき事とも覺えず後に鹿垣などいふものありしによりてかゝる説をも附會せしなるべし

門

カト 義不詳倭名鈔には四聲字苑を引て門は所以通出入也と註したり漢には兩扉を門と云ひ單扉を戸といふされば門の字兩扉の形に象れるなり

門をカトといふは戸によりていひし所と見えけりさらばカといひしこれも詞の上の助語にやあるらむ戸をトといふ義も不詳萬葉集抄には風のトといふ詞を釋して風の音をいふ也オとは動作の義トとは鳴る義也門戸をトといふも人のたけは鳴る故也といひけり其説の如き音といふ語を釋せし所はさもありぬべし門戸をカトといひトといふ人の敲きぬるを待て是等の名あるべしとも思はれず戸といふ詞の如きは太古より聞えし所なり其義すでに隠れしにぞ有べき強て其説を作るべからず

倭名鈔に見えし門戸之具の中釋しつべきものども一二を爰に附す楯の字讀でマガサといひ爾雅の門戸上橫梁也といふ註を引けりされど楯といふものもとこれ門戸

の具にはあらず儀禮及び爾雅に據るに古にありては凡屋制多くは五架也。正中の衡梁を棟といふ。此にムネと云ふもの即是也。其次なるは度と云ふ。此にモヤといふもの即是也。

これは前後に一つづ、二つなり。そのモヤとは母屋としるす。古にオモヤといふ。又其次なるを楣といふ。此にマクサと云ひしもの即是也。これ前後に一つづ、二つ五架といふ。楣の下は門戸を設くる所なれば、楣とは門戸上横梁也と云ひしなり。マクサとは古語に兩ある者をマといひけり。屋の兩下の制をマヤといふが如き是也。上の字を併見亦古語に物の限りをいひて、キサといふ。波限をナギサといふが如きこれなり。前の岸の字併見つへし。キサといひ、クサといふは、轉語にて、マグサといふは、屋の前後兩方の限りにある横梁なるが故也。此にしても古の時にマグサの下は門戸を設けし所なれば、凡は屋の内にあらぬ門戸の上の横梁をば、マグサといふ事にもなりたる也。根の字、爾雅の註を引て、門兩旁木也。と註し、讀てホコタチといふ。近俗の方立ハタテといふは、古語の轉せし也。舊説に昔は遠き近きを云はず、道をおるく時は、銚をつきて兵具とせり。然る間、人の家へ入ては、此銚を妻戸に立てそへて置けるが、ぎづのつきたる故に、それを隠さむとて、ほうだちをしはじめたり。さればほうだちは、ほこたち也。と云ひけり。草に此説

によりて、門兩旁木をホコタチといふ義は明かなれど、古には殿門の外、矛楯を設けて威儀となされ、紀に令には太政大臣より以下儀式の制もありけり。是等の義によりて、ホコタチの名ありけんも、又知るべからず。闕讀てシキミといふは、凡そシキといふは、下にあるをいふなり。古語にシといひしは、下ミといふは、止也。下にありて止り限るの義也。またトシキミといふは、猶門限などいふが如し。楯の字讀てトホンといふ、凡そ物のさし入る所を、ホゾといふ也。これは俗にクルともいひ、クル、ともいふものにして、門扉の依りて開閉する所也。

クルとは廻轉の貌をいふ詞也。クル、とは、クルクルと云ひし詞也。扉の字讀てトヒラといふは、凡そ物の薄きを云ひて、ヒラといふ、門扉の形をさしいて云ひし也。

葉手の字讀てヒラテといひ、船の字讀てヒラダフネといひしが如き是也。論匙讀てカドノカギといひ、鈎匙讀てトノカキといふが如き、カギとは、凡そ物の曲れる貌をいふ詞なり。

倭名鈔に見えし屋宅具、多くは後世に云ひなづけし所と見えて、其義自ら明かなれば、釋するにも及ばず。それが中、一二の釋しつべき物をば、こゝに附す。桁讀てケタといひ

屋桁也と註す。ケタとは、肩の轉語なり。桁讀て肱木ヒコキといふが如く、屋材を負ふは猶人の肩の如くなるをいふなるべし。

功程式に肱木と見えしものは、唐韻に承衡木といふものなり。

又功程式を引て、長押の字讀でナケシといふは、即ナガオシ也。文撰に見えし承塵の字讀でナゲシといふは、然るべからず。承塵といふものは、仰塵とも云ひ、仰陽仰板などとも。又天花板などとも云ひて、此にして天井板といふものなり。長押と云ふものにあらず。延喜式大嘗宮の制、しるされしにも、以檜竿爲天井、席爲承塵と見え、倭名鈔にも釋名を引て、承塵は施於上、承塵也。此間名如字と註したり。料の字讀でトガタといふは、其形の斗の如くなるをいふなり。斗とは十升の器也。桶の字讀でタリカタといふは、其形の絡梁カサの如くなるをいふなり。絡梁とは、絲を絡ふ器なり。誦讀でシトミといふ。シとは下也。トミとは止也。其制の上より下に下り止るをいふなり。軒檻讀でヲバシマといふは、殿陛の間、欄檻の制、橋の小しきなるが如くなるをいふ也。瓦の字讀でカハラといひ、蔭飭切韻を引て、泥を焼てこれを造り、屋宇の上を蓋ふと註しけり。カハラといふ義不詳。崇峻天皇元年の紀に、是歲百濟佛舍利及び造寺工瓦工等、まいらせしと見えたり。神宮の忌詞に、瓦葺といふ事のあるは、我國瓦屋の始は、佛寺に事起りぬと見えれば、瓦と

いふものも、彼紀に見えし所や、始なるらん。さらばカハラといふは、百濟の方言にて、瓦の字の音を轉じ訛れるも知るべからず。

古語に、燒をいひてカと云ひし事は、菴の註に見えたり。カハラといふも、泥を燒て造れるを云ひしも、知らねど。たゞいづれにも瓦といふものは、我國の上世より聞えし者にはあらず。土器をカハラケなどいふが如きは、後代に出し詞なる也。古にはスエツキといひしなり。陶器讀てスエツキといふ即是也。

花瓦をアブミカハラといふは、其形の鏡に似たるをいふなり。疏瓦をツ、ミカハラといふは、其形の鼓に似たるをいふ也。牝瓦をメカハラといふは、其形の仰きし也。牡瓦をヲカハラといふは、其形の俯したる也。鷓尾の字讀でクツカタといふは、其形のクツカタといふもの、如くなるなり。

倭名鈔に唐韻を引て、椽は履椽又法也。此間にクツカタといふと註せしものは、是也。古畫の大内裏圖を見しに、クツカタの制は、漢にはゆる鷓尾にもあらず。即今の海魚の形なるものにも、異にして、いは、靴を側だてしを見る如くなれば、かくは云なり。又造作具に見えし檜楚讀てヒソといひ、檜讀てクレといふが如き其義不詳。

倭名鈔に、漢語抄の檜楚を引て、俗用檜曾字、今按楚字是也と註したり。檜楚とは延喜

式に以檜竿爲天井といふが如き。檜の細木を云ふに似たり。サホの二字を引合せてよぶ時は、ソといふ詞となる。古俗また物の細きをソといひ、スといふ。卽是轉語也。又倭名鈔に、説文を引きて、榑は壁柱と讀てクレといふ。功程式有檜榑榑榑と註したり。今俗にクレといふ者の如しとも見えす。今いふ所のものは、劈き開きて薄板となし、屋を葺くべき材也。東國の俗に、地上のシバといふ草を、土ながら取て起して、屋を葺くをクレを切るなどいひて、以の字を用ひて、クレと讀む也。いにしへに云ひしアツマなる殖生（ハルナ）の屋など云ふもの、制にやあるらむ。萬葉集抄に、古語にクといひしは、入るなどいふ詞也。と見えけり。土に从ひ入に从ひし字。讀てクレといふは、近俗の創造りし字なりとも見えす。屋葺くべき料の材をクレといひしは、是等の事に因れり。見えたり。されど木に从ひ薄に从ひし字。假用ひてクレと讀みしは、只その薄板となして、屋葺くべきの義なり。榑字の本義によれるにはあらず。凡そ倭名鈔に註せし所にかゝる事の義、分曉ならぬ事どもあるなり。

板イタといふは、イは發語の詞也。タは手也。その平かなるをいふの謂なり。柿コケラといふは、もと是削木の細片をいふ所にて、其魚鱗に似たるをいふ也。

鱗又コケラといふ事は、後に見ゆ。卽今薄板をもて葺し屋を、コケラブキなどいふも

のは、柿讀てコケラといふの義にはあらず。

巳上宮室

# 東雅卷之七

## 器用第七

尺タカハカリ 舊事紀に手置帆負彦狹知の二神天御量を作られしと見えて謂大小量  
 雜器類と註せられたり其天御量といふものは度量權衡の類をいふに似たれど古語  
 拾遺には大小量の字をば大小斤とするしたりけり大小斤とは只これ物の輕重を量  
 るもの、事を云ふに似たり。

或は大一斤小一斤などいふが如きによらば大小斤とは物の輕重を量る器をいふ  
 ならん。

これ我國の度量權衡の始と見えたれどハカリといふ義の如きは不詳倭名鈔稱量具  
 に今按知長短謂之度知輕重謂之稱知多少謂之量と註して尺の事は見えす裁縫具に  
 辨色立成を引て尺竹量也讀てタカバカリといひまた工匠具にも辨色立成を引て曲  
 尺讀てマカリカネといふと註したり其裁縫具に見えしは竹尺也工匠具に見えしは  
 鐵尺也是等は共に後代の制に出し所也上古の時は凡物の長短を量るには咫といひ

握といひ尋といふ八咫鏡十握劍八尋殿などいひし類即是也されど八寸を咫とし八  
 尺を尋とするが如きを云ひしとも見えす咫讀てタと云ひしは手也手をもて量る也  
 握讀でツカといひしは東也指掌を合せて量る也握また擧と相同じ尋讀でヒロといひしは廣也兩手を伸て量るを云ひし也  
 ヤサカといひしが如き上世の云ひつきし所此義ありしにやまた尺の字を借用ひて  
 其音を轉じてサカと讀しにや知るべからず古語にサカといひしは物の積數をいひ  
 しと見えたり註下の見ゆ寸讀てキといひ分讀てキダといふが如きも義不詳

古語にキといひしは凡事の限りをいふなり限の字をキサともよみキハともキリ  
 ともいふに相通じて用ひぬるが如き是也さらばキといふもキダといふも並に其  
 限りをいふなり刻讀でキザムといふも其義にてあるなり。

權衡ハカリ 倭名鈔に廣雅を引て鍾謂之權讀でハカリノオモシといひ兼名苑を引  
 て銓一名は衡稱也楊氏漢語抄に權衡讀でカラバカリといふと註したり。

稱また秤といふ即今ハカリといふもの也鍾は即ハカリノオモシ也衡は俗にハカ  
 リサヲといふ者なり倭名鈔に注せし所分曉ならず令義解には權は懸鍾なり衡は  
 横木なりと見ゆ。

上古之時、物の輕重を量れる制、いかにやありけむ。いまだ詳ならず、姓氏錄に據るに、崇峻天皇の御世に、豐城入彦命之後、多奇波世君三世之孫久比

豐城入彦命は崇神天皇の皇子也、其五世の孫を竹葉瀨君といふ、日本紀に見ゆ。

吳國に遣されて、雜寶物等を交易せしめらる。其中に吳權あり、天皇これを問はせ給ひ

しに、吳國にして萬を懸け定むるもの也と奏せしといふ事見えたり。萬とは猶萬物さといふか如し。

らば權衡の始は、もとこれ吳國より傳へし所なり。されば漢語抄に、カラハカリとは云

ひし也。

即今俗にレテグといふもの類、所謂カラハカリなり。レテグといふは、釐等の音の轉

せしなり。此餘天秤俗にレンベンといひ、扛秤俗にチギなどいふものあり。

**升** マス 倭名鈔に陸詞切韻を引て、升は十合器也、讀でマスといふ。又禮記註に概は平斗

斛者也、俗にトカキと云ふと註し、侖合斗斛の字の如き皆其字音の如くに讀で、説文を

引て十斗爲石、石猶斛也と註せり、日本紀に、千斛讀でチサカといひ、萬葉集に、百積讀で

モモサカといふは、百石をいふ也と抄には見えたり。さらば古語には斛石並にサカと

數へ云ひしと見えたり。上古の時に、凡物の多少を量れる制、いかにやありけむ。マスと

いひ、サカといふが如き、其義も又不詳。

古事記に、八尺讀でヤサカといひ、日本紀に千斛讀でチサカといひ、萬葉集に百石を  
モ、サカといひて、百積の字を借用ひたり。其借用ひし所の字によりて見れば、古の  
時に凡物の積數をばサカと云ひしと見えたり。尺は十寸を積むの數なり、斛は十斗  
を積むのかずなり。

**律** リツ 古の時この物の名聞えず、催馬樂の歌に律といひ、呂といふあり、律呂の字讀む

こと其字の音の如し、即今律管の如きをば、俗にリツダケといふなり。

**曆** コヨミ 我國の曆、いつれの頃に始れるといふ事、さだかならず。またコヨミといふ義

も不詳、國史には欽明天皇の御代に、百濟に詔して醫易曆の博士等を交代せしめて、ト

書曆本藥物等を送上せしめられしと見えし、ぞ其事の見えし始なる。此より後代々に

行れし所の如きは、國史に見えし所なれば、しるすに及はず。

古語にコと云ひしには、詳細の義あり、ヨミとは數をかぞふる事をいひけり、歳月日

時を細かにかぞへしるせしものをいふに似たり。

**漏刻** トキノキザミ 我國漏刻の制、いつれの頃ほひにや始りぬらむ、國史には天智天皇

の太子にておはしませし時に、始て親所製造也と見えれば、此事をもて其始とやな

すべきトキノキザミとは、時刻也、其制度の如きは不詳、後代に及びて其博士を置れし



も如何なる制をや用ひたりけむ。これも不詳。

慶長年中に、西洋人トケイといふ者をまいらせし事あり。其制に倣ひて作れる物今は盛に世に行はれぬ。トケイといふ事は蕃語にはあらず。其時の事しるせし日記には斗雞としたりけり。これは明人して其蕃語を譯せしめてまいらせし所なり。其器の制、北斗のかたちの如くなる者ありて、其指す所に隨ひて其時を知り、おのづから鳴りて時を報する事、雞の如くなれば、かくは名づけしにや。其器の妙用にかたとりいひし事、只二字に盡きぬ。今は其字を用ひざるなり。

巳上 度量附曆漏刻

鐸 サナギ 舊事紀に日神天磐屋戸に籠り給ひし時、天目一箇神鐵鐸を作り、天鈿目命の手に著鐸の矛持ちて、覆槽置而踏登、杵侶許斯といふ事見えて、鐵鐸讀てサナギといふと註せられたり。古語拾遺また是に同じ。即今も巫女の手鈴を取りて舞ふは、此事に起りぬるといふなり。倭名鈔にも三禮圖を引て、鐸は今の鈴なりと見えれば、此物の如きは、我國樂器の始などとも云ふべきもの也。サナギといふは、サは細也、ナギは鳴也。音の細かなるをいふなるべし。鐸亦讀てヌデといふは、百濟の方言に出し所と見えたり。鈴讀てス、といふ。義詳ならず。これも亦韓國の方言に出し所なりしに似たり。

鈴をス、といふ事、其說特に長し。其說の如き我別に記せしものに詳なれば、こゝにはしるすにおよばず。

琴 コト 倭名鈔に日本琴倭琴並に讀てヤマトコトといひ、鷓尾琴また是に同じと見え

たり。此器は日神天磐屋戸に籠り給ひし時、御琴神天香弓六張を用て、其弦を鳴されしに始れりなどいふ也。一説に天兒屋根の命に始れりともいふなり。又古の時に、神を降すには、琴を鳴せし事ありと見えたり。古事記仲哀天皇の御事しるせし所に、琴箏琵琶新羅琴百濟琴などの如き、外國より傳來りし者の類にはあらず。其名つけ云ひし所も、必その謂あるべけれど、其義不詳。

或人の說に、琴をコトといふは、オトといふ語の轉せしなり。ひきならしぬれば、音あるを云ひし也。といふなり。いまだ其徴となるべき事は見えねど、古語に小なるをコトといひ、またコトといふトとは、鳴の義なりとも。萬葉集抄には見えたり。人言をコトといふも、言は必聲也。などいふが如くに、其義を音に取りしと見しかば、琴をコトといふも、また義を音に取りしも知るべからず。また我國に唐琴を傳へし始詳ならず。其絶たりし事は、體源抄に詳なりき。瑟は初より我國に傳はりしとも見えず。箏はもと秦聲なり。雄略天皇紀に、秦酒公琴を彈せし事見えしは、此物の事なりけむも知るべからず。篋篋をクダラコトと云ひしは、此には百濟より傳りしが故なるべし。此器は

もと漢武帝の時に造りしものなりといふなり。是等の類倭名鈔に見えし所其義疑ふべからず。今はた釋するにおよばず。

笛

フエ 義不詳。日神天磐屋戸にこもりませし時天鈿女神天香山の竹とらしめて此物を作りしとするせし物あり。前に註せし倭琴の事さらばこれもまた我國太古の世に始れる物にぞあるべき。笙シヤウヒ篳篥ヒキコトフエ等の如き。外國より傳れる類にはあらず。

繼體天皇紀に見えし歌の詞に竹の末枝をば笛に吹ならず。といふ事あり。もし是等の詞によらむにはフとは吹也。エは枝也。竹の枝を採り造りて吹ならしぬるに因りて此名ありしなるべし。箏シヤウの如きは皆其字の音を呼ふ也。箏讀てコマフエといふ。その始高麗より傳へし故なりと見えたり。

鼓

ツ、ミ 義不詳。倭名鈔に見えし鐘鼓の類其義自ら明かなり。釋するに及ばず。

東國の俗に盤ハシに水を盛りて。其中に小しきなる麻筒マツツを内ウチ向て浮べ置き。其底を打つに鼓の如くなる音すなり。それをばウケといひて。これ鼓のはしめなりといふなり。土俗の説に出し所なれど其ウケといふは天鈿女の神ツツ覆槽フキおきて踏とゞろかされしといふ事。そのウケといふに同じ。またツ、ミといふも水によりて名つけいひしに似たり。

我國の樂舞は日神天磐屋戸を出で給ひし時に群神歌舞はれしと見えしが如き。其事の聞えし始也。外國の樂舞を傳へし始不詳。樂舞すでに傳りたらむには其器また傳りたりけむ云ふに及はず。日本紀に據るに欽明天皇の御世に西蕃の國樂人して依番上下せしめしと見えたり。推古天皇の御世に百濟人味麻ミマ之來りて吳の伎樂を學び得しよしを申によりて少年を集めて始て其舞を傳ふと見えしは我國の人唐樂を傳へし始なるなり。其後唐國に赴て學ひ得しが如き其人少からず。

已上樂器

金

カネ 義不詳。我國太古の世には珠玉をもて寶とし。金銀を寶となせし事は見えす。陰陽二神天降ませし始に矛劍の類ありと見えれば銅鐵の如きすでに其用ありしこと疑ふべからず。正しく其物の名見えし始は日神天磐屋戸にこもり給ひし時天金山の銅を採りて矛造り。天香山の銅を採りて鏡造りしといふ事。舊事紀に見えしを古事記には天金山の鐵を取て鏡造りしと記せしが如き。卽是也。論此よりさき天鏡珠といふ金銀の如き神功皇后新羅を征し給ひし初に彼國王進貢の物に始て見えてこれよりして後彼國をば寶の國と稱したりける也。顯宗天皇の御世に當て歲の登稔し百姓殷富稻斛銀錢一文なりしと見えれば其頃ほひ銀錢すでに世に行はれたりし也。され

ど其事の始は不詳。大伴金村連、武烈天皇の即位を勸進せし語に、光宅日本、誕取銀郷とも見えれば、此頃までも西藩の貢銀をもて、我國用に充てられし所にぞあるべき。其後、天武天皇の御世に、對馬の島始て白銀を貢し、已上日本紀、聖武天皇の御世に至りて、陸奥國始て黄金を貢す。我國の金銀を産せし始なり。元明天皇の御世に、武藏國銅を獻せしによりて、元を和銅に改められ、初て鑄錢司を置て、銅錢を鑄られ、是年また始て銀錢を行はれしと見えしは、續日本紀、我國の銀銅もて錢幣を造られし始にして、是より後、五金屬諸國に産せし所、國史令式に見えし少からず。遂に其用廣く行る、事にはなりたるなり。凡カネといふは、五金の總名にして、コカネといふは、即黄金也。キといひコといふは、轉語也。銀、銅、鐵の如き、皆其色をもて呼ぶ事、これに同じ。倭名鈔に、鐵一にネリといひ、鐵精をサビといふ、鉛を青金也。ナマリといふと見えたり。錢をセニといふは、其字音の轉じたる也。

古語にヤクといふ事をカといひしなり。詳なる事は、竈カマドの註に見えたり。ネといふは、ネリといふ語の意なる也。凡五金の屬、燒煉りて成をもて、カネと云ひしと見えたり。鐵をネリといふも、煉也。其の堅きをいふ、猶百煉鐵といふか如し。鉛をナマリといふは、生也。堅からざるをいふなり。今も物のなまくして、堅からざるをば、ナマルなどい

珠

玉

ふなり。鐵精をサビといふ義不詳。但しサビといふもの、鐵にのみあるにはあらず。  
珠タマ 並に義不詳。我國太古の俗、珠玉をもて寶とす。されば凡物を美する詞に、玉をもて加稱せし少からず。又ヌといひ、ニと云ひしが如きも玉也。舊事紀には、瓊の字を借用ひられしかど、古事記には、これに因らずして、沼の字を借用ひたり。日本紀私記には、師説を引て、瓊赤玉也と云ひしかど、越後國風土記には、八坂丹玉名、謂玉色青。故云青八坂丹玉也と見えたり。ヌといひ、ニといふが如きは、其轉語と見えたり。或は赤玉とし、或は青玉とす。其詳なる事を知らず。

舊説には、玉とはタは高也。マは圓也。其價高く、其形圓なるをいふ也。と云ひけり。またヌといひ、ニといふが如きも、舊事紀には、古語に赤色をニといふ事のあるに因りて、瓊は玉の赤也。といふ義を取りて、瓊の字を借用ひられしかど、古事記には、此義を取られず。私記の説は、舊事紀に因りて、其説をなしたるなり。然るを越後國風土記には、青玉也。といふ也。青玉出倭國と廣志に見えしが如き是等の物をや云ひぬらむ。古語にニと云ひしは、赤色をのみ云ひしにはあらず。光彩あるをさして、ニと云ひし事も見えたり。萬葉集に、緑の字讀てニといふが如き是也。總云ふ時は、光彩をいひてニといふ。分云ふ時は、五彩の中、其色の鮮明なるをもて、赤色をニと云ひしなるべし。さら

ば八坂瓊之五百箇御統ミツノなどいひしものは青赤の玉のみにもかぎらず。五彩の玉をもて造られたれば。ニといひしも亦知るべからず。  
 倭名鈔に見えし玉の類多くは其字の音をもて呼びし所なれば。其義を釋するに及ばず。瑠璃の如き俗にヒイドロといふが如きは。卽梵語也。梵には瑠璃を一に毘頭梨ヒツリともいふと見えし。卽是也。翻譯名義集に見ゆ。卽今も華雲母キラといふは舊説にキラく  
 なり。重なる音は下を畧し呼ぶ事ありといふ。卽是也。

已上賣貨

布フノ 義不詳。倭名鈔に四聲字苑を引て。布は織麻及紵爲帛也。と註したり。萬葉集抄には。布の字をばノと讀めり。ノにはヌとも。ニともいふ。ひゞきあり。またニヌともしるす。は。ニはヌイのひゞきあり。ヌにニヌのひゞきありと見ゆ。其イといひヌといふ。又ニともいひし如きは。皆其音の轉せしにて。布をノと云ひしは。木綿キヌに對しいふ所の名なるべし。木綿は神にまいらせざる幣の總名也。木綿の事。前に見ゆ。ノといふは卽幅也。織りて其幅をなせるをいふ也。舊事紀に粟忌部天日鷲神して。木綿を造らしめ。倭文連祖天羽楯雄神して。文布を織しむと見えしが如き。卽是也。倭文の字シトリと讀む。日本紀には。讀でシツオリといふと註せられたり。倭名鈔には。シトリと讀む。日本紀釋には。諸祭幣物の内。倭

文を常陸國の所濟也。有青筋文布といふと見えたり。さらばこれは我國の機絲織文の始なるなり。シツオリといふ義不詳。

シツオリまたシトリといふは。其語の急なる也。舊説に。シツハタといふ事を釋して。綾錦など織るになぞふれば。布織る機はシツハタといふべしなど見えしは。シツとは賤の義也。これは綾錦の貴に對しいふの義となせる也。別にこれ一義にして。太古の時シツオリといひし義なるべしとは見えす。倭文の始の如きは。いまだ錦綺の類ありしにはあらず。シツとは筋をいふに似たり。いまも東國の俗に筋といふ事をシツといふなり。魏志に我國より班布をまいらせしは。此物の事とこそ聞ゆれ。

倭名鈔に。麻布紵布並に讀てアサヌノといふ。麻これ卽アサ也。紵は卽カラムシ也。麻の事は。前に見へたり。また調布讀でツキヌノといひけり。調とは公に貢する物をいふなり。崇神天皇十二年の秋。始按人民更科課役。此謂男之弭調ニハシノリシヤ。女之手末調テマシノリシヤと見えし。これ我國の調の始也。日本紀及び令式に見えし庸布は。讀でチカラヌノといふ。是等は古の時天下の人民。田あれば租税を輸し。家あれば調を輸し。身あれば庸を輸す。其調と庸とのために。公にまいらする布をいひて。ツキヌノ。チカラヌノとは云ひけるなり。  
 調をツキといふ義不詳。庸をチカラといふは。方役の證なればなり。税をチカラと

いふ義も又これに同じかるべし。

又倭名鈔に唐式を引て、白絲布は今俗に手作布の三字を用ひて、テヅクリノヌノといふと註し、本朝式を引て、商布讀でタニといふと註したり、舊きものに陸奥の國には手づからしぬる事をば、手作りとなむいふとするしあり。陸奥後三年合テヅクリノヌノとは、其始彼國の方言に出し所なるべし。タニといふは、タは手なり、ニは即布也、猶手作布といふが如し。調と庸との布の如きは、公に輸す所なり、其餘は自らの服用ともなり、また商物にもしつべければ、かくは云ひし也。また倭名鈔に漢語抄を引て、賫布讀でサヨミノヌノといふ。今按ずるに、賫布當作幣布と見えたり。サとは細也、ヨミとは升也、猶細布といふが如し。

賫幣その音はおなじけれど、幣布は細布なりと見えれば、今按の說に従ふべし。古語にヨミといひしは、物をかぞふる事をいひし也。凡布を織るに、その絲をかぞへて、幾升などいふ事あるなり。

**帛** キヌ 倭名鈔に説文を引て、帛は薄絹也。讀でハクノキヌといふ。絹はキヌ、陸詞切韻にいふ。繒帛也。練はネリキヌ、蔣飭切韻にいふ。熱絹也。純はアシキヌ、唐韻にいふ。繒似布也。と註せり。その帛讀でハクノキヌといふは、帛字の音と絹字の訓とを合せていふ也。絹

讀でキヌといふ義不詳。

説また下に見ゆ。日本紀に絹讀でカトリといふ。カトリは下に見えたり。

練讀でネリキヌといふは、熟練するをいふなり。純讀でアシキヌといふは、其危惡にして布に似たるをいふ。日本紀又讀でフトキヌといふ。其義又同じ。舊事紀に、天熊大人、葦原中國の桑蠶を取持て、日神に進せしより、養蠶の道ありて、絁織の業起れりとするされたれど、我國の上世にありては、たゞ麻栲の類をもて、白羽倭文荒妙和妙等を織成せし事のみ聞えて、絹純などいふ者の名は聞えず。たとへば、舊事紀の說の如くに、上世よりこのかた、養蠶織絹等の事ありとも、たとへば後代に及びて、神服部の赤引絲をもて織れる所をも和妙などいひしが、如くなりけむも知るべからず。

服部氏、神衣を織る事は、令式等を併見るべし。また神功紀に繒の字見えしも、讀でハタと云ひしなり。

仁徳天皇の御世に、百濟弓月君率ひ來りし百二十七縣の秦氏を、諸郡に分置き、即養蠶織絹せしめてこれを貢す。因りて其姓を波陀と賜ひし事、姓氏錄にせるされしこそ、此事の始なるべけれ。是よりさき、神功皇后の御時、新羅貢獻の物に、繒絹等の名見えしは、即是也。彼國調絹の始なるなり。日本紀是等の事に據りて見れば、絹をキヌといひしは、

韓地の方言に出て、絹の字の音の轉し訛れるやうにぞ聞えぬ。垂仁天皇二年に、赤絹一百疋をもて、任那國に賜ひしといふ事、日本紀に見え、姓氏錄にもまた其事見えて、絹賜ふとするされしが如きは、我國の絹の事見えし始なれど、此事は舊事紀古事記古語拾遺等の書には見えず、或は史書潤飾の文に出たりけむも知るべからず。

魏志に神功皇后の彼天子にまいらせられしものをば、倭文布の如くにしるせり。垂仁天皇の御時、任那王に賜りし所も、また夫等の物の類なるべきを、史書撰述の目かくしるされたらむも知るべからず。

綿

ワタ 義不詳、日本紀、姓氏錄、古語拾遺等を併せ考ふるに、應神天皇の御時に、秦皇の後、弓月君、百濟よりして來歸し、その孫浦東君が時に當りて、仁德天皇詔して、波陀の姓を賜る。秦の字讀でハタといふ即是也、其ハタと云ひしは、かの貢せし所の絹綿肌膚に軟かなるをもて、其姓となされしと見えたり。此事に據らむには、綿をよびてワタといひしも、其義又これに同じかるべし。古語にはハといひ、ワといふ事、相通せしと、萬葉集抄にも見えたり。

姓氏錄に見えし所、秦氏諸姓の事、各異詞ありて、其文また錯誤あり、日本紀古語拾遺等を併考へて、其要をこゝに附す。仲哀天皇八年、秦始皇三世孝武王之後、功滿王來朝

せり、其子融通王、應神天皇十四年に來朝し、奏請して國に歸り、百二十七縣、狗姓を率ひて歸化す。融通王子、普洞王、仁德天皇の御世に、姓賜りて、波陀といふ。秦の字讀でハタといふ是也。普洞王の子、秦公酒、雄略天皇の御世に、禹豆麻佐の姓を賜ひ、太秦の字讀でウヅマサといふ。即是也。融通王又一に弓月君に作るは、彼にして、融通の字を讀む音は、此にして、弓月の字をよむ訓の如くなるが故なり。普洞王一に浦東君に作るは、普洞浦東並に讀む事、其字の音の如くなる故なり。百二十七縣、狗姓と見えしは、狗二十七縣、百姓の字を誤寫せしと見えたり。姓氏錄に、二十七縣、百姓とするされたりし文あり、日本紀古語拾遺に見えし、百二十七縣の百の字の如きも、狗の字を誤り寫せし事、これに同じかるべし。古の時、三韓といひしは、馬韓、辰韓、辨韓是也。辰韓はもとこれ、秦の亡人、苦役を避け來りて、韓國に適く、馬韓、其東界の地を割て、これに與ふ。これに依りて、秦韓ともいふなり。其地北のかた、獫狁に相接したりと、漢人の説に見えたり。初、秦始皇三十二年に、蒙恬をして、兵三十萬人を發して、長城を築しめらる。臨洮より起りて、遼東に至るまで、延袤萬餘里。三十五年、太子扶蘇をして、蒙恬が軍を上郡に盤せしめられ、三十七年に、始皇崩す。こゝにおいて、宦者趙高、胡亥を立て、扶蘇に死を賜ふといふなり。されば我國の秦氏自ら稱して、始皇三世孝武王の後也といふに

よれば扶蘇徒らに死せしにもあらず、竊に逃れて東のかた邊をわたり來れるにや。また子ありて其亂を避けて、遂に濊狛の地に君たりしものを、孝武王といひしにや。扶余國は古の濊狛の地なりと見えたり。扶余といひ、扶蘇といふ、其音又相遠からず。或は王父の名によりて、其國の號となりたりけむも、知るべからず。辰韓また秦韓といひしは、彼長城の卒の如き。扶蘇父子の間に隨ひ來れる者共、馬韓東界の地を得て、舊君に服屬せしに、功滿融通が時に及ひ、隣敵のために地を亡ひて、百濟に屬し、遂に國人を率ひて、我國に來れるならん。三韓蓋爲百濟新羅所吞併といひ、晋太康の後、辰韓の朝貢たえぬと見えしは、秦氏我國に來れる時と相合へり。又我國にして高麗の字、狛の字、並に讀でコマといふ、其義詳ならず。仲哀天皇の御世に、來朝せしといふ功滿王といふもの、その功滿の字を讀む事、コマといふに同じ、其子融通王、狛二十七縣百性を牽ひて、來れりと見えれば、功滿王と聞えし者、即これ狛王の謂にして、彼父子も、これ濊狛の君にぞあるべき。さらば狛よびてコマといふは、もとこれ彼國の方言にて、濊狛高麗同種なりとも見えれば、高麗また讀でコマといふは、狛同種なるが故也。とこそ覺ゆれ。秦姓をハタといひし義は、姓氏錄古語拾遺に見えし所の如くなるべしとも思はれず。其說殊に長ければ、こゝには註せず。ハタは韓國の語なり。

絲

イト 舊事紀に、葦原の保食神、口裏に蠶を含み、絲を抽る事を得しといふ事見えたり。倭名鈔に、文字集畧を引て、絲はイト、蠶所吐也。又説文を引て、線はイト、スチ、絲縷也。類はイト、ノフシ、絲節也。紐は惡絲也。漢語抄にシケイトといふと註したり。イトといひ、シケといふが如き、義不詳。

イトとは發語の詞にて、トとは細きをいふに似たり。凡物の細きを云ひて、トといひし事どもある也。尖讀でスルトといひ、銳よむでトシといひ、刺よむでトゲといひ、鋒讀でトカリといふが如き、是也。また俗に蠶絲をスガといふ也。古語にスカといひしは、細なり。スガルノタチといふは、即細太刀也。スカルハチといひしは、細腰蜂なり。スカメといふ如きも、眇目にて凡物の細きをば、即今もスカルとは云ふ也。またカナといふは、即獨繭絲也。カナとは猶片絲といふが如し。カタといひ、カナといふは、轉語なり。シケといふ義は詳ならず。

錦

ニシキ 義不詳。神功皇后紀に、新羅王其子を質となし、仍て金銀彩色及綾羅縹絹を八十艘の船に載て、官軍に従はしむ。これ新羅常に八十艘の調を貢する緣也。と見えたり。其彩色の字、讀でニシキといふべし。萬葉集に、緑色の字、讀でニシキといふ是也。日本紀私記には、錦の字、古訓ニシキといふと見えたり。もとこれ彼國の方言に出し所なるに

似たり。我國にして錦織れる始は未詳。職員令に織部司掌織錦見えたるは官にして織らしめられし。因て來る所久しき事なり。諸國をしてこれを織しめられし如きは元明天皇和銅四年閏六月。挑文師を諸國に遣され。始て錦綾を織る事を教習せしめられしと見えて。これよりして後。我國にして織り成せるものども。令式に見えし如きも。其様少からず。漢人の説に。女王國に明霞錦魚油錦ありと見えしは杜陽我國の産也。などいふ説あれど。此事もとより我國の事にあづかるべきにもあらず。漢武帝の時に。日本國麒麟錦十端を貢すといふか如きは續編正しく日本國の貢せし所と見えたれど。其世に彼國に通せし事の如きは。本朝の國史に見えし所にもあらず。これ又傳聞の謬とこそ覺ゆれ。

新羅の君を尼師今といひし。其故ありと見えたり。説長ければこゝに注せず。

綾アヤ 令義解に。綾者有文之縉也と見え。倭名鈔には。綾はアヤ。野王曰。似綺而細者也。考聲切韻に。紋は吳越謂小綾也と註したり。綾讀でアヤといふ。義不詳。日本紀に據るに。應神天皇三十七年。阿知使主。其子都加使主等に詔し。吳に使して縫工女を求めしめらる。阿知等高麗に赴き。鄉導を乞ひ。其王。久禮波久禮志等をして。みちびきて吳に至らしむ。工女キコメ兄媛イモメ弟媛ニモメ吳織穴織ウオリ四婦女を得て歸れり。

これよりさき二十年の秋。阿知父子其黨類十七縣の人を率ひて來れり。と見えたり。姓氏錄續日本紀等によるに。阿知は後漢靈帝の後なり。其十七縣といふもの。いづれの國にありし所といふ事詳ならず。日本紀には。吳王四婦女をあたへしと見えたり。按ずるに。是歲丙寅は。晉惠帝光熙元年にして。吳亡びし二十五年の後なり。吳王とは誰人をいひしといふ事を知らず。高麗王の鄉導たらしめしものは。吳人の彼國に來り留るものと見えたり。

其後雄略天皇十二年の夏。史部身狹村主青檜隈民使博德等。吳に使たる事。再び十四年の春。吳國の使及び手末材伎漢織吳織衣縫ヌイヌイ兄媛弟媛等と來り歸れり。

姓氏錄に見るに。牟佐村主は。吳孫ウソン權子ケンシ高タカ之後にして。檜前村主は。漢齊王肥の後。檜前忌寸は阿知使主の後也。其博德といふ者は。村主の祖なる歟。忌寸の祖なる歟。其詳なる事を知らず。是時青等吳に使する事。我國の史に依らば。彼にありて。宋明帝景明年戊午にして。此にしては雄略天皇二十二年の事なり。その吳といふものは。即宋なり。

吳を稱してクレといひ。漢讀でアヤといふは。當時三韓の方言也。穴讀でアナと云ひしは。即是漢の字の音をよぶに同じ。



即今も閩人の語の如きは漢の字を讀むことアヌといふが如くなればアナといひしは其轉音なるなり。

織讀でハトリといふは機織といふ語の急なるなり。ハタオリといふ。タカといふ字を引なりぬ。その吳織といふは吳地の工女にて穴織とも漢織とも云ひしは漢地の工女をいひし也。當時南を吳といひ北を我國の綾は彼漢女の織出したりければアヤとは名づけ云ひしと見えたり。また綾は有文の綾をいふなれば文の字又讀でアヤといひけるなり。

綺

綺カムバタ 倭名鈔に蔣鮪切韻を引て似錦而薄者也。俗にはキといひ一にオリモノ又

カムバタといふと註せり。日本紀には讀でカマハタといひ古事記にはカリハタともいひけり。俗にキといふと見えしは其字の音也。オリモノといふが如きは此物にのみ限るべしとも覺えず。カリハタともカマハタともいふが如き並に不詳。

カムハタといふはシヅハタといふに對し云ひし所にて上下の義に因れるにや。シヅハタの事は倭文の註に見えたり。或は日本紀に霞幡と見えしもの。此物の事なりけむも知るべからず。

羅

羅ウスハタ 日本紀には羅讀でウスハタといひ紗の字讀むこと又同じ令義解に羅者

綺の屬織有邪文者也と見え倭名鈔には羅此間にラといふ紗は俗に音射似絹太輕薄也と註したり。ウスハタとはウスは薄也。ハタは機也。其うすきをいふなり。俗に羅をラといひ紗をシャといふは其音を呼ひし也。

穀

穀コメ 令義解に細縉也と見え倭名鈔には釋名を引て其形穢視之如粟也。織は唐韻に縉文貌といふ。此間にシバラギといふ也と註したり。コメとは即其文の粟米の如くなるをいふなり。

シバラギとは盛める文の貌をいふ。即今のシ、ラなどいふもの其義也。

縵

縵カトリ 倭名鈔に縵縵並に讀でカトリといひ釋名の其絲細緻の註を引てカトリといひしはカタオリといふ語の急なるなり。其細緻をいふ也。

古語に厚キ事をカタといひけり。カタとは俗に固織などいふが如し。

また倭名鈔に縵は師說に讀む事縵の如し。今按ずるに布帛總名也と見えたり。今按の說の如きは誠に然なり。さらばなど縵讀でキヌとはいはざりけむ。其故を知らず。又令には細縵の字見えしを義解に紬者太絲縵也と釋し。式にも綿紬絲紬等の物見えたり。倭名鈔には紬の字を收めず。されば古訓の如きは。いまだ知らず。近俗讀でツムギといふなり。ツムギとは紡の義なり。

繡 ヌムモノ 倭名鈔に、蔣魴切韻を引て、以五色絲刺萬物形狀也。と註せり。今俗にヌヒといふ即是也。

兔褐

トカチ 倭名鈔に蔣魴切韻を引て、繡衣以兔毛和織也。此間にトカチといふと註したり。トカチとは、字音を呼びし也。昔は陸奥國より此物を織出せり。舊説に狹の細布といふは、兔毛をもて織れる物也と云ひけり。

袖中抄に、或物に書て侍りしは、けふの細布は、兔毛を物の蓋に入れ、蓋に細き穴をあけて、それより苧を通して引出せば、それに兔毛のつきて出るを、ひねりつけて織るなり。うるさくわづらはしき物なれば、ほそきなり。たてには例の苧をして、兔の毛をばよこにするよし、侍りきと見えたり。

近世に至て、西洋の國に産しぬる毛布の類、其品少からず。我國にいふ所の名と、彼國にいふ所と同じからぬもあるなり。これ又其音の轉訛せしが故也。是等の如きは古に聞えざる所なれば、こゝにはしるさず。又俗に褐讀でカチといひて、紺色とするは、誤れるなるべし。カチとは、紺地とするなり。節用集に紺地讀でカチといふ。則是也。

夾纈

カウケチ 倭名鈔に布帛部に、東宮切韻に、纈は結帛爲文、絲也。孫愐曰、繡之有夾花也。此間にカウケチといふと註し、また韋韋條に纈讀でユハタといふと註したり。式に二

目纈 一目纈など見えしもの、是也。鹿子カキなどいふもの、類これなり。

當時來れる漢土人は、我國の鹿子を、莠支穀文といふなり。誠に似たるものにてはあ  
るなり。

又綵絹の字、日本記には讀でシミノキヌといひけり。シミとは即染也。シミといふは、轉訛也。染色の如きも、古に聞えし所と、今の物とは、似て非なるものどもあるなり。凡は五色並に間色の名義の如き多くは、詳ならず。

已上布帛

# 東雅卷之八

## 器用第八

冠 カウフリ 倭名鈔冠帽條に辨色立成を引て幪頭讀てカウフリといひ烏帽の下に兼名苑を引て帽一名は頭衣烏帽子俗訛烏爲焉今按烏焉或通すと注せりこれは只後代の制によりて云ひし也古語にカウフリといひしは上加ふるの義と見えたり被紫の字を讀てカウフ。舊事古事等の紀に伊弉諾神の御冠の事見え出雲國風土記には天が下造られし大神の御冠の事は見えけり即大己。太古の制の如きは知るべからざれど上加ふるの服ありしとは見えたり日本紀に引れし一書に素戔嗚神左右の髻に所纏五百箇統の瓊綸を解き給ひしといふ事見えれば其世には男女皆珠玉をもて首飾となせし事にぞありけん此遺制尙後代までも聞えたりけん雄略天皇紀に吳使を饗せられし時供食者を撰ばれ根使主に其事を命せられしに使主が玉綉カウフリ甚美なりしと見えしが如き即是也

これは大草香の皇子の寶に押木珠纒といひしものなり。

是等の事によりて見れば舊事紀に大己貴神躬被瑞之八坂瓊而百不足八十隈に隠れませしとしるされし瑞之八坂瓊といふものは出雲風土記に天下造られし大神の御冠としるせし物也けんも知るべからず雄略天皇の遺詔に唯有所留恨者朝野衣冠未得鮮麗とのたまはせ給ひしは此時までも衣冠の制いまた備らぬ事どもありけるなり推古天皇十一年冬十二月に至て始て冠位を制せらる事凡十二階以當色純縫之頂撮總如囊而著緣唯元日著髻華十六年秋八月隋國の使進見之日諸王諸臣悉く金髻華をもて著頭カウフリにし衣服皆錦紫繡織及び五色綾羅を用ゆ一に服色皆用冠色と見えしが如きはまさしく後代の冠制の始にして彼にても至隋始制冠以錦繡爲之以金銀絲華爲飾とまゐるせし所なり隋書倭國傳されど我國にしてカウフリといひしものは既に太古の時に聞えられたれば此時に始れるにはあらず唯後代の冠制の因りて始れる所なるなり十九年夏五月五日菟田野に藥獵し給ひし日諸臣服色皆隨冠色各著髻華金或豹尾烏尾を用ひしめらる

髻華の字讀でウズといふ釋日本紀に髻華者鈿也今世挿頭花象此と見えたり鈿の字讀で又ウズといへば髻華といひ鈿といふ其制異ならざりしにもあるべけれど豹尾烏尾を用ゆと見えられたれば後の挿頭花の如くなるべしとも思はれず挿頭花と

器用

いふものは天鈿女の命の天之香山の眞折マキを豎とせられしなど見えし事の遺制にてあるなり。されば舊事紀に此神の名をしるされしにも鈿の字を借用ひられしと見えけり。ウズといふ義の如きは不詳。

其後孝徳天皇大化三年。是歳七色一十三階の冠を制し給ひ。其冠は織繡紫錦青黒等をもて作り。縁と鈿とをもて。其高下を異にせらる。詳なる事は國史に見えけり。五年の春。又冠十九階を改制せられ。天智天皇三年の春。二十六階之冠を制せらる。天武天皇十年の夏。親王以下庶臣に至るまでの服色の制を定められ。十一年の春三月。位冠の制を停められ。夏六月。詔して漆紗冠を着しめらる。十三年夏。男女衣服制を定められ。詔に男子者有圭冠。而著括緒褱。と見えたり。其圭冠といふもの。私記には師説を引て。今の烏帽子也とするせり。さらば其頃までは。烏帽子をも。すべてこれを冠といひけるなり。文武天皇大寶元年。詔して始て新令に依て。四十八階之冠を制せらる。皆漆冠と見えたり。これよりして後。凡冠服之制。此時の令に依らる。所也といふ也。令に見えし所は。禮服には。皆冠としるされ。朝服には。皆頭巾としるさる。其頭巾の制。五品以上は。皂羅を用ひ。六位已下は。皂縵を用ゆと見ゆ。

義解に縵とは無文縵なりと見えたり。

我國の冠制を通じ考るに。太古の制の如きは。知るべからず。推古天皇の御代に至て。始て當色施をもて。縫て冠を制せられ。元會の如きは。金銀の髻華を著頭となさる。大化の制の如きも。又此制によらる。大寶の制の如きに至ては。上世より此かたの玉統玉縵など云ひしものも。中世の髻華等の制によりて。禮冠を作られ。朝服の如きは。たゞ天武天皇十一年の制の如く。漆冠を用ひられしとぞ見えたる。禮冠の制の如きは。延喜式にしるされし所詳なり。文武天皇の御時。粟田朝臣眞人。唐國に使して。則天武后に見えて歸れり。彼にして其時の事をしるしけるには。眞人冠。進徳冠。頂有華。薔四披。紫袍帛帶。進止有容と見えたり。そのしるせし所の如きは。我國の禮冠をいふに似たり。

唐書に見ゆ。按ずるに。粟田朝臣。正四位下をもて使たり。令によらんには。その禮服の如きは。深緋衣。條帶等を用ゆべし。然るに。紫袍帛帶としるせるは。傳聞の詳ならぬに似たれど。其代に深緋と云ひし色の如きは。彼國にしていふ所の紫色なれば。かくしるしけると見えたり。

幞頭の字の如きは。元正天皇靈龜三年の詔に。始て見えたり。其詔には。六位以下の羅幞頭を禁ず。また幞頭後脚。莫過三寸など見えけり。其幞頭といふ者は。即是大寶元年詔の漆冠。儀制令の皂羅皂縵等の頭巾にぞあるべき。倭名鈔に見えし冠帽の具に辨讀て

カンザシといひ挿冠者也と注す。即今の制の如きは、たゞ挿頭花など挿むべきものにして、實用のためにはあらず。巾子は所以挿髻者也、此間に巾を讀む音如渾と注せり。即今コジといふものは是也。コジとは古に櫛形を云ひしもの、そのクシと云ふ語の轉じたるなり。其櫛形といひしも、櫛の形をいふにはあらず。髻を挿むものなれば、クシカタといひしを、櫛形とせるに、後にはまた巾子ともするしたる也。舊事古事等の紀にも、髮の字讀てクシといひ、また古語には髮をクシといひしよし。大隅國風土記等にも見えたり。纓の字、唐韻を引て俗に燕尾エンビといふと注したり。靈龜之詔に、幘頭後脚と見えしもの。即是也。其形燕尾に似たれば、エンビとも云ひしを、其語轉じてエヒとも云ひしに、其聲纓の字音に近ければ、遂に纓の字を借用ひしと見えたり。又舊説に、古語には、帶をエヒと云ひしといふ事あり。冠脚はもとこれ頭中の帶なれば、かく云ひたりけんも又知るべからず。

古書の冠服せし人を、繪がきしを見しに、そのエヒの形、今世のもの、形にもあらず。たゞ後に垂れしものにて、唐書に見えし唐巾にたがふ所にもあらず。

綏の字讀でカウフリノヲとも、ホ、スケとも云ひ、又オイカケともいふ。或説云、老人髮落、以此髻冠、依不墜、故名老懸也。今不論老少、武官皆用之、と見えたり。令義解には、綏謂冠

統と見えたり。左氏傳の注に、統は冠之垂者と見えて、瑣を懸る繩の雜線をもて、綴れるものなれば、綏の字讀でカウフリノヲとも云ひしなり。ホ、スケと云ひしは、義不詳。老懸といふ事は、倭名鈔に注せし所、義自ら明かなり。されど武官の皂綏を用ゆる事、令に見えて古よりの制也。後代に起りしにはあらず。此物の制、いづれの頃に始れるといふ事は、いまだ所見あらねど、前にしるせし事の如く、推古天皇十九年の夏、樂獵の日に、諸王諸臣の髻華、金及豹尾鳥尾等を用ひしめられし事ありしかば、此物によりて始れる所なりけんも知るべからず。

漢代の制に、貂蟬冠といひしは、金蟬を鈿となし、貂尾を珥となしたるなり。また駿騫冠といひしは、鷩鳥の毛羽をもて飾となしたるなり。孝德天皇の紀には、鈿蟬の字見えて、鈿の字讀でウズといふ事、髻華の字を讀むが如し。蟬の字讀でカザリクシと云ひけり。さらば我國にして、髻華といひしもの、もとこれ漢代貂蟬の制をうつされし者にや。或は金、或は豹尾、或は鳥尾を用しなどみえし、即是也。是等の事によるに、推古天皇紀の豹尾の字は、貂尾の字を誤寫せしを、その謬を傳て、これを正す事なかりしも亦知るべからず。コユルキといふ名あるを、オイカケは貂尾也といひ傳たへれば、古のオイカケは貂尾なりし疑ふべからず。

纓綬等の字。此にしていふ所のものは、其字義に合へりとも見えねども、これ其字を借用ゆる所なれば、必しも其本義に拘るべきにもあらず。

纓綬等の字の如きは、纓は冠系なり。冠之纓結于頷下。其餘垂下者、謂之綬、と見えたり。ば纓の字を冠脚となし、綬の字冠系とするが如きは、其義に合へるにはあらず。

又圭冠といふもの、私記には即今の烏帽子也と見えて、讀でハシハカウフリといふ。その義も詳ならず。又其制の始も詳ならず。孝徳天皇紀に、鏡冠以黒絹爲之、と見えしものも、また不詳。江帥の説には、ツボ冠は當時世に用ゆる所のもの也と見えけり。後に烏帽子と云ふもの、國史令式等に見えし所にもあらず。またエホウシなどいふは、其字の音をもて呼ぶ所なれば、後世に名づけ云ひし所なり。もし私記の説の如くならんには、古にハシハカウフリと云ひしものにや。唯いづれにも其制の因來る所は、特に久しき者とは見えけり。すべて是等の事の如き、別に記せしものあれば、こゝには詳にせず。

埃囊抄に、推古天皇の御時、小野妹子、隋朝に渡りける時、髻をば推髻といふ事にて、るびすの如くに冠などをばせず。足をもはだしにて、ちはやといふ物の様に、布の一はたばりをかつぎて、前後にさけたるばかりにてありけるを、隋煬帝哀み給ひ、衣冠を賜ひけるとかや。日本決擇記といふものには、應神天皇の御時より、盛に物縫ひ着も

のきる事、上下を分たず、衣裝を調る事にはなりたり。其先には君臣の間に用るばかりにて、次々の卑しき者は、裸なる類多かりけりと見えたりとかや。但し日本紀には、妹子歸朝の時、唐使此國に來る儀式をいへるは、嚴重極りなく、ゆゑしくこそ聞ゆれ。決擇記の心は、水火せるにやと見えたり。そのしるせし所の如きは、異邦の書に見えし所は、相合ひぬる事もあるにや。此時の事の如きは、舊事古事記等には、しるしも置かれず。もし決擇記の説の如くならんには、日本紀に見えし所は、史書潤飾の言にやあるらん。我國の人左衽の事の如きは、元正天皇の御世の頃までも、其遺俗ありしとぞ。雄略天皇の御時、吳使を饗せられし時、根使主、玉纒せし事の見えしに依らば、妹子の隋に至りし日、推髻して往きしにも至らざらまし。それが中に小野臣妹子の名の事を、ヲノ、イモコとよみ來れるを、我國報聘の書詞にも、蘇因高とするされしと見えたり。これは彼國より記し來れるに依られしと見えたり。隋書にもかくぞしるせる。妹子讀てイモコといふ。因高の音に相近く聞ゆれど、小野讀でヲノといふは、蘇の字音に似つべくもあらず。然るを呼びて蘇といひしは、彼方音をもて、小字を呼ぶ音の似たる所もあれば、借用ひしにやあるらん。姓氏錄によるに、妹子臣は孝昭天皇の皇子天足國押人の命より出て、大春日朝臣と、其姓其祖を同じくす。近江國滋賀郡

小野村に家せしによりて。小野をもて氏とすと見えけり。即今も滋賀郡に小野村といふあるなり。大津の驛より五里ばかりの北にぞあたるべき。河海鈔に淺茅生の小野といふは。近江にありと見えし。これなるべし。小野毛人の如き。即今も其墳塋の地山城國愛宕郡小野の里にありけり。世に傳ふる所の小野氏系圖並に新編纂圖などいふ者に見えし所は。妹子臣は敏達天皇の皇子。春日皇子の御子也といふなり。姓氏錄にしるされし所には合はず。大春日朝臣と其祖を同じくせしなどいふ事に因りて。かく誤傳せしが如し。仁徳天皇の御代に來れる百濟の王仁が如きも。世にはワツニンなどよぶ事なれども。もとこれヲニとこそいひつれ。古事記に和邇としるせし。即是也。凡古人姓名の如きも。後に誤り傳へしもの少からず見えけり。

**衣** キヌ 倭名鈔に。在上曰衣在下曰裳。惣謂之服と注したり。舊事紀には。日神天磐屋戸にこもりませし時。令麻績祖長白羽神種麻。今衣稱白羽。此其縁也。としるされ。古語拾遺にも。其しるせし所。舊事紀の如くにして。今俗衣服謂之白羽。此縁也。としるせり。古語にまた衣をばソといひけり。舊事紀古事記日本紀等に。衣の字讀でソと云ひし是也。ソといひ。またキヌといひ。コロモといふが如き。義並に不詳。日本紀には。襦袍襖衣服等の字。皆讀でコロモといふ。それが中。襦亦讀でソともいひ。衣服讀でキモノともいひけり。

古語に背をソといふ。因て背字此に讀でソと云ひしなり。今讀でセといふは。其語の轉せしなり。衣これをソといふは。太古の衣制。猶後に背子といふ者の如くなりし故のみ。彼と此と意同じからねど。名づけいふ事は異ならず。絹帛等の字。并に讀でキヌといふ。衣また讀でキヌといひしは。その絹帛の類をもて。製しぬるによりて。これをキヌといふに似たり。或人の説にコロモといふは。キルモノといふが如く。コロモはキルの轉語にて。モとは物なりといふなり。されど衣服の字コロモとも讀み。またキモノとも讀みたれば。其コロモと云ひしには。別に其義ありぬべけれど未詳。袖をソデといひしは。ソは衣也。テは手也。猶衣手といふが如し。釋名にも袖は所以受手也と見え。又袂をタモトといふは。萬葉集に手本タモトとするせるが如き是也。衿は倭名鈔に釋名を引て。衿は頸衣也。所以擁頸也。襟は禁也。交於前。所以禁禦風寒也。並讀でコロモノクビといひ。衿は衣前襟也。オホクヒと讀むと註せり。オホクヒは。後の俗大領などしるせり。我國の俗。古にありては。皆左衿なりしを。元正天皇養老三年二月。始て天下百姓をして。右衿せしめられたりしなり。衿は倭名鈔に。方言の註を引て。衣腋也。コロモノワキとよむと註せり。

**裳** モ 萬葉集抄に。裳は向ふの義也と見えけり。又讀でモスソといふは。スソとは下衣也。

下の字讀でシといふ。シといひヌといふは轉語なり。釋名に上曰裙。下曰裳。卽是也。字讀の如し。袴は倭名鈔に蔣飭切韻を引て脛上衣名也。讀でハカマといふと註せり。舊事紀。日神御裳を縛て御袴となされしと見え。日本紀またこれに依らる。ハカマとは脛縛也。

ハキといひ。ハカといふは轉語也。萬葉集抄に古語にマと云ひしは。まとふの義なると見えたり。

又倭名鈔に奴袴の字。揚氏漢語抄を引てサシヌキノハカマ。一に絹狩袴。キノノカリハカマといふと註したり。古の時。布帛の類をばすべてヌといひしかば。その奴袴としるせしものは。卽後にキノカリハカマと云ひしもの是也。賤者の袴なるの義にはあらず。布の字ヌといふ義は。上の布の註に見ゆ。奴の字讀でヤツコといふ事は。前に註しぬ。これは天武天皇十三年詔に見えし。括緒袴の遺制とこそ見えたれ。

括讀でク、ルといふは古語にクと云ひしは入るなり。クルは卽繰也。緒を貫き入れて繰り寄するをいふなり。

亦舊事紀古事記に。禪字讀でハカマといふ。倭名鈔には方言註を引て。袴而無跨。謂之禪。讀でスマンモノとも。チイサキモノともいふと註せり。これ後の世の制に因りて云ひ

し所なり。

倭名鈔に贗鼻禪の字を註して。楊氏漢語鈔を引き。松子はモノシタノタフサギと讀みけり。日本紀には贗鼻の字讀でタフサギといふ。義不詳。今も邊地の俗禪をタフサギなどいふは古言の猶遺れるなり。按ずるにタフサギとは手塞の義にや。今も賤しきが水などに入りて。禪のなき者の手をもて前をふさく事はあるなり。

背子

カラキヌ

倭名鈔に辨色立成を引て。背子はカラキヌ。形如半臂。無腰襦之袷衣也といひ。また楊氏漢語抄を引て。背子婦人表衣。以錦爲之。領巾はヒレ。婦人頂上飾也と註せり。カラキヌとは其制もと唐國よりや出ぬらん。領巾讀でヒレといふ。東宮切韻に。帔は領巾也と註し。延喜式にも。帔字讀でヒレと云ひしに依れるなり。されど天武天皇十一年詔に。膳夫采女等之手繼肩巾。並莫服と見え。肩巾に同じ。延喜式祝詞にも。比禮挂る伴男。手繼挂る伴男。鞆負伴男。劔佩伴男。伴男の八十伴男など見えたれば。古にヒレと云ひしもの。婦人の飾をのみ云ひしにはあらず。

ヒレの事は。甲冑の具に見ゆ。併せ見つべし。

又倭名鈔に相の字。唐韻を引て。女人近身衣也。漢語鈔にアコメキヌといふと註したり。説文六書故等の説の如きは。たゞ日々に常に衣もの身に近き衣を相といふと見えたり。



り。婦人の服をのみいひしにはあらず。アコメといふ義は不詳。

相はもとこれ男女少長に限らず。近身の衣をいふなり。我國にしてアコメキヌといふは。其義にはあらず。女のわらはの姿によりて云ひし詞也。女のわらは成人の如くにきぬを襲ぬる事もなければ。身に近き衣のまゝなるをアコメ姿と云ひしなり。アコメとは古語に童を云ひしなり。日本記にアコといふ事。釋には小兒なりと註せし是也。メと云ひしは即女なり。

亦舊説に襦は女の袴の上にかざる所の裳なり。ウハモといふと見えたり。草草に纏されど推

古天皇十三年紀に。諸王諸臣に命じて。襦を着せしむと見えて。襦の字讀でヒラミと云ひしを。天武天皇十一年の詔に。襦をきる事を停めらる。又大寶の令に至ては。親王諸王諸臣。禮服の如き。深緑深縹等の紗襦ありて。倭名鈔にも釋文を引て。襦は襲なり。覆袴上之衣也。讀でウハミといふと註せり。これ又婦人の服をのみ云ひしはあらず。

ウハミといひ。ウハモといふは。その語の轉せしなるべし。ヒラミといふは。其義詳ならず。

帶

オビ 古語にタラシと云ひしは帶也。されば舊事古事日本紀等に。帶の字讀でタラシといふ。タラシとは垂也。其結び垂るゝを云ひし也。後にこれをオビといひし義不詳。

舊説にエヒとは帶の事なりとも見えれば。オビといふは。エヒの轉語なりけんも知らず。エヒとは即燕尾也。これも結垂るゝの義なり。

日本紀に。腰帶脚帶つらねしるされて。腰帶をばオヒと讀ミ。脚帶をばアユヒと讀む。エヒといふは結也。エヒとは其末の垂れざるなり。オビとは結び垂ぬるを云しと見えたり。さらばオビとはエヒの轉語せしと見えたり。倭名鈔に。唐令を引て。大帶今按一云博帶。着禮服帶也。革帶。今按するに。以其所附金玉石角等。爲名。革帶其總名也。緋帶はカラクミ。唐韻に。絨絲爲帶也。といふと見えたり。革帶は後に玉帶石の帶などいふ者にして。緋帶は後の平緒ヒラミなどいふものゝ類と見えたり。

カラクミとは。組む事の唐制に倣ひしをいふなり。

履

クツ 倭名鈔に唐韻を引て。草曰屣。麻曰屨。草曰履。並に讀てクツといふ。屣はシタグツ。靴はケノクツといふと註せり。クツの義不詳。シタといふは下也。ケといふは靴の字音を呼ぶなり。

古語にクといひしは。入の義也といふなり。足を納るの義にとれるなるべし。ツといふは詞助なるべし。また倭名鈔に。今按するに。野人以鹿皮爲半靴。名曰多鼻。因唐令軍履。單皮用單皮二字乎。と見え。楊氏漢語抄を引て。線鞋はセンカイノクツといひ。辨

色立成を引て。絲鞋はイトノクツ。今按ずるに。俗にシカイといふ。麻鞋はヲクツ。錦鞋はキンカイといふと註せり。そのセンカイといひ。シカイといひ。キンカイといふが如きは。皆其字の音を呼ぶなり。たゞ其タビといふものは。當時の野語。唐令によりて其名ありしにはあるべからず。古畫の旅人。鹿皮の半靴をつけしもの。其るがきしをば。まさしく見たりき。タビとは旅なり。其行旅の具なるによりて。タビクツと云ひしと見えし。

倭名鈔衣服類。其字其訓悉く備りて。義亦疑ふべきもあらず。それが中一二の釋すべき物をば。こゝに附しぬ。袍の字。日本紀崇神記に讀で。コロモと云ひしを。倭名鈔には楊氏漢語鈔を引て。ウヘノキヌ一にいふ。朝服著襦之袷衣也と註せり。古の制かゝるべしとも思はれず。日本紀に見えし所の如きは。たゞ袍者表衣之通稱なるの義を取れるなり。倭名鈔に見えし所の如きも。今の制には少しく異なるものと見えけり。襖の字の如きも。允恭天皇紀には。讀でコロモともいひしを。倭名鈔には。唐令を引て。アヲシと讀みたり。其アヲシといふは。襖の字の音をもて呼びし所なり。これも又後代の制によりて云ひし所なり。儀制令の位襖の義解には。謂無襦之衣と見えたり。また倭名鈔に襦衫の字。楊氏漢語抄を引て。スツツケノコロモ。一にナホシノコロモといふと註せり。天武天皇

十三年詔に男女並衣服者有襦無襦。及結紐長紐任意服之。其會集之日。着襦衣而着長紐唯男子者。有圭冠而着括緒。揮と見えたり。襦の字讀でスツツケといふ。其襦衣といふものは。即倭名鈔の襦衫にして。今の直衣といふ者は。其遺制なる也。紐字讀でヒモといふは古語にヒと云ひしは。間也。モといひしは對也。上下にもあれ。左右にもあれ。兩間にありて。對し結ぶの義なり。

また鎖紐をトンボウなどいひ。近俗にはボタンなどいふなり。トンボウとは。其形をかたどり云ひしなり。ボタンとは。西洋拂良機國の方言の轉じたるなり。

又行膝行纏等の字。倭名鈔には行旅の具に見えて。行膝讀でムカバキといひ。行纏は本朝式の脛巾を引て。ハ、キと讀む。されど令には。武官禮服に。行膝脛巾等見えて。行膝は所以裹股脛。令衣不飛揚也。と義解には。しるせり。ムカハキといふは。向股などいふが如く。兩股に着くの義にて。ハ、キといふは。脛着の義なるべし。

倭名鈔服玩具に見えしものも。とこれ冠服の具にして。其類なるが故に釋しつべき事あるものをば。今こゝに附す。倭名鈔に。四聲字苑を引て。笏は手板。長一尺六寸。濶三寸厚五分也。笏音忽。俗に尺といふと註せり。尺といふ義詳ならず。これは俗。骨字の音の如く呼ぶ事を忌む所ありて。笏つくる木の名をもて呼びし所とこそ覺ゆれ。同き鈔に。楪は

漢語抄に佐久岐といふ唐韻に椽木可爲笏也といふと註せし即是也。林の事は後詳也扇讀でアフギといふは風を扇くの義なる也。

我國の扇の事は漢土にしても奇玩となせし事ども見えたり檜扇などいふものは事なければしるさず

團扇讀でウチハといふは其制の翳の如くなるに因れるなるべし翳讀でハといふは雉尾扇などいふ物の如く此制の始羽をもて作りしに因て遂に其名となりしなるべし又玉佩讀でオムモノといひしは帶物也綬讀でクミといふは組也雜綵を組で佩玉を貫くを云ひし也綵讀むと字音の如く四聲字苑を引て綵者青而黃也と註したり平緒差繩などいふ者の外今俗に此語遺れる也。段々筋などいふが如きなり總讀でフサといひ蔣飭切韻を引て聚絲成束也と註したり古語拾遺に上古の時麻をフサと云ひしと見えたり其物によりて此名ありとこそ見えたり

已上冠服

帷カタヒラ 倭名鈔屏障具に釋名を引て帷は圍也。以自障圍也讀でカタヒラといふ義不詳。

倭名鈔澡浴具に溫室經論語註等を引きて內衣讀でユカタヒラといふと註したり。

又俗に大帷子などしるして帷の字讀でカタヒラと云ふものありすべて是等の名義詳ならず

又倭名鈔に見えし幕マクといふは其字の音也又帟ヒラハリといふは周禮注に平帳曰帟之義也幄アケハリといふは小爾雅に覆帳謂之幄之義也幔マダラマクといふは本朝式斑幔之義也幌をばトハリといふなり凡帟幄の屬をハリといふは釋名に帳は張也といふ義によれりといふゆさらば小帳曰斗之義に因りてトハリといひしも知るべからず和名鈔に帳は此間に長といふと註せしは字の音をもて呼ぶなり俗に又讀でタレヌノといふなり

簾スタレ 倭名鈔に野王曰簾は編竹帳也讀でスタレといふと註したり古の俗凡竹をもて作れるものをスといふタレとは垂也

簾讀でスノコといひ簾讀でスリといふが如し

衣架ミンソカケ 倭名鈔に爾雅註の施は懸衣架也といふを引て衣架讀でミンソカケといふなりミンソとは即衣也カケは懸なり今俗衣桁といふ物の類なり

衾フスマ フスとは臥也マとは纏也臥して身に纏をいふなり舊説に古語にマといふはまとはるの義也といひけり。高麗集抄に出づ

**枕** マクラ 日本紀私記に師説を引て枕とは云高之眼目と見えけり。さらばマとは目なり。クラとハ坐也。置也。目を高く置の義なり。説文に枕は臥所薦首とも見えたれば首を置く義なりけんも知るべからず。マとは猶カミといふがごとし。カミとは即首をいふなり。

古語に凡そ尊び稱してはマといひ。ミといふ。眞讀でマといひ。御讀でミといふ是也。もとこれ相轉しいひしなり。猶カミといふが如し。マとはもとカミといふ語を引合せて呼ひしなり。

**茵**

シトネ 倭名鈔に茵は茵褥。褥は此間にニクといふ。今按毛席名也。と註せり。されど茵褥并に讀でシトネといふなり。シトネとはシタへの轉語にして下に重ぬるの謂也。俗に中倍ナカベなどいふ者も中に重ぬるをいふなり。

**氈**

カモ 倭名鈔に野王の説を引て毛席也。讀でカモといふと註せり。日本紀に氈讀でアリカモといふ。即是百濟の方言と見えたり。又倭名抄に毳カミは毛席。此名如字と註す。これ其字の音をもて呼ぶ故也。

集韻に氈は細屬也と註し。韻會に氈毳は屬也と註したれば、并にこれ席の毛席なるなり。氈毳をアリカモといふ事。百濟の方言に出んには、氈をカモといふ事もまた知

りぬべし。

**筵**

ムシロ 倭名鈔に説文にいふ。筵は竹席也。席は唐韻にいふ。薦席也。讀でムシロといふ。薦は唐韻にいふ。席也。讀でコモといふと註したり。ムシロとはムシはマシの轉語なり。古語に座をばマシといふ。御座の字をオマシと讀む。即是也。ロは詞助也。家イハカハコとコモとは草の名なり。倭名鈔に辨色立成を引て。菱字讀でコモといふもの。即是也。薦はもと菱艸を織りて席となせしによりて此名あるなり。又釋名を引て。傳壁以席傳著於壁也。漢語抄に防壁讀でタツコモといふと見えしも。薦席をたて、壁に着るをいひしなり。

即今も薦の類にイトタテといふものは古にタツゴモの料となせし者と見えたり。又籙條讀でアムシロといひ。説文の龜竹席也といふ説を引きしは。即今アジロといふものは是也。アムシロとは即龜席也。

古語にアといひしは。龜也。大也。又アラともいふ。ラといひしは詞助也。

**疊**

タ、ミ 倭名鈔に本朝式を引て。疊讀でタ、ミといふと註せり。舊事紀に海神天孫を迎まいらせしに。八重席薦を鋪設しと。するされしを。日本紀に讀でヤヘタ、ミと云ひし。即是也。古事記に其事をしるせしには。美智皮之疊八重を敷き。また絶疊八重を其上

に敷き具ふと見えたり。美智といふは海賦也。純といふは拷布カクマツなり。さらば古の寶筵には茵褥の類なるにもあれ。重疊しき設くるを云ひて。疊と云ひしかば。席薦の如きをも。また疊とは云ひしなり。我國の疊といふものは。即これ周禮の筵の制に異れるにあらず。また倭名鈔に孫愔が説を引て。菴は圓草褥也。此間に圓座といひ。一にワラフタといふと註したり。ワラフタと云ふ義不詳。

或人の説に。ワラとは藁なり。フタとは蓋なり。藁をもて作れる形の圓蓋の如くなるをいふなりといひけり。今俗に硯蓋といふものは。もとこれ硯の匣の蓋なり。廣蓋といふものは。もとこれ衣箱の蓋なり。ワラフタといふものも。もと藁にて作りし物の蓋に。事始りたらんも知るべからず。民間にては此物をワラフタといひ。又ネコガキといふものをも。ネコガキなどいふなり。別に義ありけんも知らず。もしさらばフと云ひしは。詞助にやあるべき。

**几** オシマツキ 天武天皇紀に。群臣に几杖を賜ひし事をしるされ。几杖二字引合て。オシマツキと讀むなり。倭名鈔には几讀でオシマツキといひ。今按几屬有脇息之名。所出未詳と見えたり。或は二物となし。或は一物となす。其名義もまた不詳。

**床** トコ 舊事紀に。高皇產靈神。眞床追衾をもて。皇孫を覆ひ給ひしといふ事見えたり。日

本紀に依るに。眞といふは褒美詞にて。床は臥床をいふと見えたり。トコとは止所なり。倭名鈔に揚氏漢語抄を引て。牙床讀でクレトコといひ。胡床讀でアクラといふ。牙床胡床の如きは。即座床にして。クレトコは吳國の制に出し所也。胡床もとは胡國の制に出しかど。此にアグラといふは。其義にはあらず。アといふは脚也。クラといふは座也。猶日本紀に。跣坐讀でウチアクミ井ルといふが如し。古には珠蔭胡床。志津蔭胡床などありし事。日本紀に見えたり。

胡床はもと交牀也。交牀は即今俗に床几といふ物の類也。

已上几筵類

**鏡**

鏡カミミ 我國は太古の初に。天鏡尊といふおはしませしと見え。又伊弉諾神の白銅鏡は。鏡作祖天糠戸神の造られし八咫鏡といふ者とも見え。其八咫鏡は。三種神寶の一なりと聞えしかば。其因て來る所も。特に久しく。崇め秘る所も最重し。其名義の如き舊釋せし説も多けれと。唯その明かにして。明かなるの謂と心得む。大やうたがふべからず。

火神を香具土といひ。又惡神香々背男といひしあり。香具香々語聲の轉せしにて。すべては火の貌と見えたり。凡物の光耀あるをカバヤクなどいふは。古言の遺れるな

り鏡をカ、ミといふも此義と見えし其事長くして又別にしるせしものあればこ  
こには略し擧るのみなり。

倭名鈔には孫柄が切韻を引て鏡は照人面者也讀でカ、ミといふと註しまた鏡臺は  
讀でカ、ミカケといふと註せり鏡を懸る者なるをいふなり。

櫛

クシ 伊弉諾神並に素戔嗚神の湯津爪櫛鹽土老翁の玄櫛などいふ者見えたれば古事日本紀  
等の書に因て來る所すでに久しき物なりそのクシと云ひしは義詳ならず釋日本

紀に並訓久志といふ事見えたり櫛をクシといふも並の義と見えたり異朝にして櫛  
比と云ふはよのつねなり倭名鈔には説文を引て櫛讀でクシと云ふ梳枇總名也梳は

細櫛讀でホソキクシといひ枇は刺櫛讀でサンクシといふと註せり。

嚴器

カラクシゲ 倭名鈔に嚴器は俗に唐櫛筒の三字を用ゆと註せり。簡の義は下倭名

鈔容飾具に經粉讀でベニといふ義詳ならず。

倭名鈔に釋名を引て經は頰也染粉使赤所以著頰也と註したりさらばへとは邊也

ニとは赤色也兩頰及び唇爪甲の邊を染て赤からしむるの謂なり。

粉讀でシロキモノといひ又白粉の字を出して讀でハフニといふハフニとは白粉の  
字の音の轉せし也。

シロキモノとは今俗にオジロイといふ是也白粉の字萬葉集にシラニと讀みたり。

古語にニといひしは丹色をのみ云ひしにはあらず白色をもニと云ふなりニとは

彩色を云ひしなりハフニとは今俗にはオシロイといふもの即是也。

黛マユスミ説文に黛は畫眉墨也澤アブラワタ俗に脂條の二字を用ゆ黒齒ハグロメ

今婦人黒齒具鉸刀ハサミ鋸子ケヌキ也と註せり。

手巾

タノゴヒ タは手也ノゴヒは拭也今俗に手拭といふ即是也倭名鈔に巾箱者盛手

巾之器也俗に打亂匣ウチカハといふと見えたり巾箱を打亂匣といふ義未詳。

匣

ハンザフ 倭名鈔に説文を引て匣は柄中有道可以注水之器也或説云有柄半插其内

故呼爲半插也俗に椽字を用ゆ所出未詳と註したり。

盥

タラヒ 倭名鈔に説文を引て盥は澡手也揚氏漢語抄に云澡盥讀でタラヒと云ふ俗

に手洗の二字を用ゆと註したり。

浴斛

ユフネ 倭名鈔に楊氏漢語抄を引て浴斛讀でユブネといふと註せりユとは湯

也フネとは凡木にて作れるもの、横より縦の長きを呼ひてフネといふなり酒槽を

サカブネといひ馬槽をマフネといふが如き是也また倭名鈔澡浴具に註して澡は酒

手也浴は洗身也といひけり今俗に澡浴を云ひてサウヤクとし澡豆をいひてサクツ

とするが如きは、其音の轉訛せるなり。

**薰爐** ヒトリ 倭名鈔に薰爐讀てヒトリといふ。古のヒトリといふものは、猶今の香爐と

云ふ物の如し。俗に火取の字を用ひしなり。

又方言註を引て、火籠はタキモノ、コ今薰籠也と註したり。今俗にフセコといふものは也。

フセコとは、猶フスベカコといふが如し。

**火爐** ヒタキ 倭名鈔に楊氏漢語抄を引て、火爐讀てヒタキといふ。

即今火鉢などいふ者の類なり。

火筋讀てヒバシといふと註し、炭讀てスミといひ、灰讀てハヒといふ。炭の義は、墨の註に見えたり。ハヒとは、其字の音を呼ぶ也。

**燈燭** トモシビ 令義解に、油火爲燈、蠟火爲燭也と見えたり。倭名鈔には、四聲字苑を引て、

器照曰燈、堅燒曰燭、並に讀てトモシビといふと註せり。トモシビとは、萬葉集に留火としるせり。即是也。其光を留て消ゆる事なからしむるの義也。

トモとは、トムの轉語、即留也。シとは詞助也。ヒは火也。俗に火をトモスなどいふ、即此義なり。

又倭名鈔に、燈心讀てトウシミといふは、字音の轉せし也。燈蓋讀てアブラツキといひ、燈械讀む事、字音の如くにして、所以居燈蓋也と註したり。

アブラツキといふ、アブラとは油也。ツキとは、古俗凡そ器を呼ぶの名也。今俗にアブラツキといふものは、油瓶讀てアブラガメと云ふ者なり。又俗に燈蓋をトウガイといふは、燈械によりて言ふ事の訛れるなり。

油讀てアブラといひ、涅槃經に胡麻子を熬て、搗押ときは、油を出す事を得るといふを引たり。アブラとはアブルといふ語の轉せしなり。アブルは炙也。猶熬といふが如く。また燈籠讀む事、字音の如くにして、本朝式、燈樓の如きも通稱也。篝はカ、リ、竹器也。今按漁者以鐵作篝、盛火照水者をいふと註したり。カ、リの義詳ならず。

古語に燒をカといひし事、籠の註に見えたり。火を燒く籠なるをいふに似たり。

また唐式の松明は、今按今の續松乎と見えしは、俗にタヒマツといふ是也。タヒは手火也。伊弉諾神湯津爪櫛の雄柱を牽折て、乘炬となされしと見えし、即此物の始也。

**籠** コ 舊事紀に鹽土老翁、竹を取りて、太目籠籠を作る。または堅間を作るとも云ふ。堅間とは今の竹籠なりといふこと見えたり。上古の時には竹籠をカタマと云ひしなり。古事記には無間堅間としるし。日本紀には無目堅間としるされしによらば、籠籠といひ。

堅間といふもの。其目あると目なきとに因りて。其名も同じからぬなり。これをコといひしは、物をコムルの義なり。されば籠の字亦讀でコムルとは云ひし也。又讀でカゴと云ひしは、竹籠也。カと云ひタケといふは轉語也。

カといふ音を開て呼ぶ時は、タケといふ語になりけり。タケといふ語を合せ呼ぶ時は、カといふ音になるなり。

箱

ハコ 倭名鈔に、楊氏漢語鈔を引て、篋篋皆讀でハコといふ。コといふ義不詳。柳篋ヤイハコなどいふ者ありて、木をもて作りて、ハコといふものもあれど、倭名鈔にも箱を竹器の類に載せしかば、ハコといふ者は、もとこれ竹をもて作れるものに始りて、これもまた籠の義によれるとは見えたり。蓋讀でフタといふは、舊説に二つの義にて、箱の蓋を開きぬれば、二つとなるなどいふ事見えたれど、直指抄にこれは唯フタグの義にて、其開きし所を塞フタを云ひしと見えたり。

厨子

ツシ 倭名鈔に、讀むこと字音の如くにして、辨色立成を引て、堅櫃は厨子の別名也と註したり。さらば古の時には、此物をタテヒツとも云ひしなり。我國の厨子の事は、異邦の書にも見えし事あり。

櫃

ヒツ 倭名鈔に、將紡が切韻を引て、櫃は似厨、向上開闔器也。俗に長櫃、幃櫃、折櫃、小櫃等

の名ありと註したり。古の時に、物を藏る具に、ヒといふものあり、大神宮式に御樋代などいふもの見えしが如き是也。ヒツとは、ヒは樋也。ツは詞助也。即これ古に樋と云ひしもの也。

机

ツクエ 案の字よむ事又同じ、倭名鈔に唐韻を引て、机は案屬也。といふ即是也。ツクとはツキの轉也。古の俗瓦器を呼びてツキといひしもの多し。エとは肢也。其脚ある事、人の脚あるが如くなるをいふ也。

已上帳御類



# 東雅卷之九

## 器用第九

犁 カラスキ 倭名鈔に唐韻を引て犁はカラスキ。墾田器也と註したり此器もと韓地より傳りしかばかく名づけしなるべし。素戔嗚神大蛇を斬給ひし劍。舊事紀日本紀等に其名を韓鋤としして讀でカラサビといふ。私記には其形似鋤故名之今の須岐なりと見え釋には先師の説を引てカラスキ歟と註せり。古の俗に刀をサビといひ鋤をも又サビといふ。鋤の名サビといひしは小刀也。其名相同じかりしかば舊事紀に鋤の字借用ひられしを日本紀またこれに依られし也。鋤の形犁鋤に似たるを云ひしにはあらず。詳に刀劔の註に見えたり。スキの義は下

鋤 スキ 倭名鈔に鋤師二字並に讀でスキといひ。釋名を引て鋤は去穢助苗也。師は插地起上也と註せり。舊事紀神武天皇紀に天太王命孫天富命率手置帆負彥狹知等神孫以齋斧齋鉏始採山村構立正殿と見えしは譬へば大掌祭の齋場を設らるゝに齋鉏をもて始掃地齋斧をもて始伐木などいふ事の如くなり。上古の時鋤といふもの墾田の用

のみにあらず。凡は去穢掃地之器なれば其名をスキといひし也。スキとは素戔嗚神の出雲清地に至りまして我心須賀須賀斯とのたまひしによりて此地を呼て清といふと舊事紀日本紀等に見えし。即是也。スガといひスキといふは其語の轉せしなり。鋤亦讀でサビといひし。義不詳。倭名鈔に國語註を引て鋤は鋤屬也。漢語抄にサヒツエといふと見えたり。古にサヒといひしは即是鋤の事なれど。鋤も又鋤の屬なれば鋤の字亦讀でサヒといひしなるへし。サヒツエといふもの。即今俗にコクハといふ者と見えたり。れば其サヒといひしは小柄の謂と見えけり。

鋤屬にサヒツエといふあり。椎の屬にサイツチといふあり。サヒといひサイといふは其語相同じ。並にこれ其執る所の小しきなるを云也。俗に整鋤等の字。また讀でスキといふなり。

整 クハ 倭名鈔に整亦作鏘。兼名苑に整一名鏘。讀でクハといふ。説文に鏘大鋤也。讀む事上に同じ。唐韻に。杙は鋤屬也。漢語抄に。コスキと讀むと註したり。

鏘は鋤屬と見えしに。マクハといふは小整也。杙は整屬と見えしに。コスキといふは小鋤也。もとこれ整といふも。大鋤なるが故に相通じて云ひしと見えたり。クハといふはクとは入るといふが如く。ハは齒也。其制齒の如くにして上に入るをい

ふ也

或人の説にクハといふは鎌の字の音を呼ぶ也といふ。こゝろえぬ事にこそあれ。又倭名鈔に辨色立成を引て馬把はウマガハ一に馬齒といふ漢語抄に編漆讀むこと上に同じ。編漆は唐韻に銕齒把名也といふと註せり馬に繋けて田を治る具なればウマガハといふ也。

鈰

カナガキ 倭名鈔に漢語抄を引て鈰はカナガキ一にクシロといふと註せり鈰をもて打造る事爪の如くなればカナカキといふクシロとはクジリといふ語の轉せしに似たり我國の俗に物を挑り出すをクジルといふ也即今俗にクマデといふもの、類なり。

クマデは俗に熊手の字を用ゆ銕搭の屬なるなり。

又倭名鈔に方言の四齒把を櫂といふを引いて櫂讀でサラヒといふ即今俗に木把をサラヒといひ竹把を木間ザラヒとも木葉ガキなどいふ俗に爬の字をいひてサラヒと云ふ又方言註を引て把之無齒者爲杓杓は漢語抄にエフリといふと註せりエフリ義不詳。

鎌

鎌カマ 倭名鈔に鎌一名は鎌並に讀でカマといひ柄は鎌柄也カマツカと讀むと註し

たりカマとは刈也楊子方言に刈削或艾鉤謂之鎌と見えしに其義自ら相合ひぬることそ見えたり凡物の柄をツカといふは束なり手の握る所なるをいふなり。

俗にツカムといひツカマヘルなどいふか如き此義なり。

連枷

カラサヲ 倭名鈔に陸詞切韻を引て連枷打穀具也讀でカラサヲといふと註せり此器また韓地より傳へし所と見えけりサヲは竿也。

竿の訓の如き倭名鈔には皆サヲとしるせり古語に凡物の細きをソといひけりソ又轉じてサヲともサホともいひしなり前の宮室の部に其義見えたるなり。

已上農器

桑蚕

クハコ 舊事紀に初葦原中國に保食神あり其神月神のために擊殺され頭は桑蠶と化り口裏に鹽を含で絲を抽ぐこれよりして養蠶の道ありと見えたり桑は木の名也クハといふは飼葉なり蠶を飼ふ葉なるをいふなり蠶は倭名鈔に説文を引て蠶は吐絲蟲也讀でカヒコといひ一にコガヒスといふと註せりカヒコといひコガヒスといふはこれを養ふこと兒の如くなるをいふなりまた倭名鈔に繭は蠶衣也マユといふと註せりマとは眞也ユとは其色の白きをいふなり猶眞白といふか如し。

ユの義前の雪の註に見ゆ蠶は釋虫にあるべし倭名鈔には蠶絲具に載せしが故に

器用

こゝにしるしぬ。

**蠶簿** エビラ 倭名鈔に兼名苑を引て簿はエビラ一名笛養蠶器施蠶於其上令作繭者也

と註せり。エビラの義不詳。

**篋** ワク 倭名鈔に説文を引て篋收絲者也字又作鯛と見えたり。ワクといふは其字の音を呼ひしなり。

**反轉** クルベキ 倭名鈔に辨色立成漢語抄等を引て反轉讀でクルベキといふ萬葉集抄にクルベキとは絲をかけて繰る物也篋といふものに似て大きなるなりと見えたり。クルベキの義不詳。

此器をカセワともいひ。又マヒバともいふなり。方言の同じからぬものなればにや。即今東國の方にはクルベキといふなり。絲をくりてへぬるものなればクルベキといふにや。古語に凡器具の類をばケといひ。キと云ひしなり。

**絡梁** タ、リ 倭名鈔に楊氏漢語抄を引て絡梁讀でタ、リといふ。タ、リといふは百濟の方言と見えけり。これも絡絲之具也

**繆車** オホガ 倭名鈔に繆讀でクルといふ。絡絲器也。漢語抄に繆車讀でオホカといふと註したり。繭を煮て絲を取る具也。即今東方の俗ナ、ワクといふなり。オホカの義不詳

**鍋** ツミ 倭名鈔に字書に鍋は紡車收絲者也字又作柶漢語抄にツミといふ。唐韻に紡は

績也といふはツムクなり。蔣飭切韻に績は績麻苧名也といふはウム也と註せり。ツミとは紡之謂也。俗にツムといふものは是也。

鍋は温器也。柶は柶の本字也。倭名鈔に並に讀でツミといひ。また引く所の書名も不詳。延喜式には鐘讀でツミとす。鐘は田器也。これもまた其據り所を知らず。毛詩斯干の篇載弄之瓦の註に瓦は紡埴なりと見えて。先儒讀でツムといふが如きは誠に然なり。ツミといひ。ツムといふは轉語にして。紡埴とも。紡鍾とも。しるすもの。即是也。また倭名鈔に紡車の字。鍋の字の註に見えたれど。和名をば註せず。其世には如何にや。いひけん。即今俗にイトヨリクルマといふ是也。また鍋の註に績は績麻苧也と見えて。績桶俗にヲゴケといふものをば載せず。延喜式に麻筒よむでヲケといふは今俗にヲゴケといふものは是也。

**卷子** ヘソ 倭名鈔に楊氏漢語抄に卷子はヘソといふ。今按ずるに本文未詳。問巷所傳績麻圓卷名也。と註せり。舊事紀日本紀には綜麻の字讀でヘソといふなり。麻絲をへたるものなるをいふなり。

麻絲をヲと云ひ。またソと云ひしは轉語なり。

機

ハタ 太古の世にありて、織経の事起りぬれば、機杼の具、並に始る事を知りぬた、其因り來る事、既に久しくして、其始を知るべからざれば、名義の如きも、亦不詳、機といふ者の見えし事は、舊事紀に、稚日女尊、機より墮ち給ひ、天棚機姫神、神衣を織られしなどいふこと見えしを始とす、日本紀纂疏には、高木神の御女、携幡千々姫と申せしを、幡猶機訓亦通、としるされしかど、幡といひ機といふもの、名は異ならずとも、義は同じかるべしとも思はれず、倭名鈔には、機の字を訓せし事は見えす、楊氏漢語抄を引て、高機タカハタといふと註し、又説文を引て、緯は織横絲也、ヌキといふ、謂緯則經可知と註したタリ、ヌキとは貫也、經の絲を貫くをいふなり。

舊事紀に、長白羽神して麻を種しむ、今衣稱白羽、此其縁也と見えたり、又天羽槌雄神して、文布を織らしむ、といふ事見えたり、機をハタといふ、ハとは白羽羽槌等の羽の如く、衣をいひ、タとは手にて、和幣をニギテといふ手の如くに、衣とすべきものを織るの義にや、又タとは經緯の經の義にもやあるべき、或は又猶羽槌といふが如くなるにや、タとはツチといふ語の轉にてはあるなり、機をハタといひ、旗幡の字をハタといふ、其義同じかるべしとは思はれず。

杼

倭名鈔に、通俗文を引て、受緯曰杼、亦謂之梭、並に讀でヒといふ、今按杼は杼字也と

註せり、舊事紀日本紀等に、梭讀でカヒといふなり、ヒといふは、即カヒ也、凡物の執る所をカヒといふ、柄讀でカヒといふ是也、梭カヒといふも其義なり。

倭名鈔に梭讀でヒといふによれば、舊事紀日本紀に讀でカヒといひしかといふ詞は、即詞の上の助詞と云ひしものなり、其義は前の風の註に見えたり。

箴

ヲサ 義不詳、倭名鈔に、唐韻を引て、箴は織具也、漢語鈔にヲサといふと註せり。

膝

チキリ 倭名鈔に、四聲字苑を引て、膝はチキリ、織機卷經之木也、と註せり、チキリといふ義不詳。

綜

倭名鈔に、玉篇を引て、綜は機縷持絲交者也、と註したり、へといふ義不詳、即今にもへといひ、又アヤとも、アソビなどもいふなり。

舊事紀に、綜讀でへといひ、倭名鈔亦同し、三者解に、綜は理經也、と見えければ、機縷持絲交者に、綜の字用ひて、へと云ひし其義相合へり、されど我國の語に、へといひし、必しも經を理むるものをのみ云ひしとも見えす、へといふ詞はヒクといふ語の相轉せしと見えたり、萬葉集に、延の字讀でハへといふも、ハとは長きをいふ也、へとは引くをいふなり、又讀でノへといふも、ノとは直の義をいふなり、へとは引くをいふなり、されば凡絲を作る事に、へといふが如きは、引くの義をかねて、其中にあるなり、機

絲を調るを。ヘルといひ。麻絲を績て卷子なすを。ヘソといひ。絲を絡ふるに。タルベキといふものあり。經を牽くに。ヘダシともヘクビともいふ者あり。また鹿に綴るに。ヘフといふ者あり。弋射して繳を收るに。ヘマキといふものあるが如きは。皆此義なり。

臥機 クツヒキ 機躡 マネキ

倭名鈔に。楊氏漢語抄辨色立成等を引て。臥機をクツヒキといひ。又辨色立成に。機躡は躡は踏也。マネキといふと註せり。クツヒキとは。足に懸て牽くをいひ。マネキとは一低一昂手をもて招く如くなるをいふ也。

羅筥 クダ 倭名鈔に。說文を引て。筥は羅絲管也。漢語抄に。クダといふ。辨色立成新撰萬

葉集等には。管子の字を用ゆ。漢語抄に。羅車はヌキカフリといふ。說文に羅は着絲於筥也。といふと註せり。クダといひ。ヌキカフリといふ。其義並不詳。

東國史の管山城を。日本紀に久陀牟羅としるさる。牟羅は韓語山也。クダも韓語にや出し。

織複 井ノアシ 倭名鈔に。孫愔切韻を引て。織複は機之卷縉者也。漢語鈔に。井ノアシとい

ふと見えたり。其義不詳。井ノアシは。俗に鹿の爪。又は猫脚などいふが如く。其形をいふに似たり。

已上織絨具

砧 キヌイタ 倭名鈔に。唐韻を引て。砧はキヌイタ。搗衣石也。字亦作砧。搗衣杵はツチ也と

註す。キヌタとは。衣板也。即今いふキヌタ也。

剪刀 モノタチカタナ 倭名鈔に。楊氏漢語抄を引て。剪刀はモノタチカタナ。所以裁衣裳

也と註せり。されどもモノタチカタナは。裁刀也。剪刀はハサミといふもの即是也。

針 ハリ 倭名鈔に。陸詞切韻を引て。鍼はハリ。縫衣具也。字亦作針と註せり。ハリといふ義

不詳。

棘刺をハリといふが如きは。針によりて云ひしなるべし。

鎚 オヨビヌキ 倭名鈔に。玉篇を引て。鎚はオヨビヌキ。指杵所以縫衣具也と註せり。即今ユ

ビヌキといふもの指を貫くをいふなり。

熨斗 ノシ 倭名鈔に。蔣飭切韻を引て。熨斗はノシ。所以熨衣裳也と註せり。ノシとは展

也伸也。即今ヒノシといふもの也。

已上裁縫具

繩墨 スミナハ 倭名鈔に。涅槃經を引て。繩墨讀でスミナハといふと註せり。繩はナハ也

墨はスミ也。其呼ぶ所と。其記せし所の同じからぬは。我國の語には。スミナハと云ひつ

きしかど漢字を借用ひぬれば其字を用ひる事は漢語に従ひしが故なりナハとは合也。アハといひナハといふは轉語なり。舊事紀に占合の字讀でウラナフといふが如き。即是也。

古語にはナハといひアハといふ相轉して云ひけり。唐菓子の中に其形繩を結びしが如くなる物のカクナハといふあり。倭名鈔飯餅類に楊氏漢語抄を引て結果は形如結緒此間又有之。今按和名カクノアツと註せし如き。また是なり。

また漢語抄を引て準繩讀でミヅハカリといふ。即今俗にミヅナハといふ是也。スミは前に註せり。また漢語抄を引て墨斗讀でスミツボといひ。蔣飭切韻を引て墨筵讀でスミサンといふ也。

**曲尺** マガリカネ 倭名鈔に辨色立成を引て曲尺はマガリカネといふと註せり。前の尺の註に詳かなり。

**斧** ヲノ 舊事紀に天目一箇神斧造られし事見えたり。手置帆負彦狹知等の神大峽少峽の木を伐りて瑞之御殿を構くられしと見えしも。後代に及びて大宮造られし初に齋部齋斧をもて始て木を伐るなどいふ事の始なるなり。倭名鈔には銚は廣及斧也。タツキといふ斧はヲノ一にヨキといふと註せり。タツキとはタツは縦也。ヨキとはヨは横

也。國權人の歌にヨクスといふ事を日本紀釋に横白也と註せしが如き是也。古語に録及あるもの、類をキといひまたチといひノといひキ。義は前の刀劍の註に見えたり。凡材を取るに横ざまに截つべきと。縦ざまに削るべきと。其用ゆる所の制同じからねば其名つくる事も異なるなり。すべてはこれをヲノといふ。ヲノとはその大及なるを云ひしなり。又萬葉集抄に古は斧をワと云ひけり。ツとは木を破るの義也と見えたり。また倭名鈔征戰具に鉄鉞并に讀でマサカリといひ。鉄亦作斧と註したり。マサカリといふ義不詳。

素戔嗚神大蛇を斬給ひし劍の名を蛇之龜正といひし事見えたり。及あるものをマサと名つけ云ひし義ありと見えたれど。今は不詳。カリといひ。キリといひ。ワリといふが如きは皆轉語なり。

**鉞** テヲノ 倭名鈔に釋名を引て鉞はテヲノ。所以平滅斧迹也と註せり。テヲノとは萬葉集に手斧とするせし是也。そのテと云ひしは執をいひて平かなるの義も。かねて其中にあるに似たり。

**鉏** カナ 倭名鈔に唐韻を引てカナ平木器也。釋名に鉏有高下之跡。鉏以此平其上也といふ。辨色立成には曲刀の字を用ひ。新撰萬葉集には鉏の字を用ゆ。今按鉏字所出未詳と

註せり。カナといふもの。古の時には、マカナと云ひけり。萬葉集の歌に、眞鍮マカネと云ひし即是也。マカナは即辨色立成に、曲刀とするせしもの。今も尙その物あるなり。今俗にヤリカナといふもの、屬にナマグリといふ物即是也。鉞は鉞の字を誤るなり。鉞は玉篇に平木器と註せしもの。即今俗にツキガナといふ是也。

**鋸**ノホギリ 倭名鈔に、四聲字苑を引て、鋸はノホギリ、似刀有齒者也と註せり。ノは刀也。

ホは齒といふ語の轉なり。キリは切也。今俗ノコギリといふ是也。

鋸の制、大小あり。大鋸をば、俗にオガとも、オホガともいふ。小なるものも、其制多し。オガオホガなどいふ。カはハといふ語の轉なり。

**鑿**ノミ 義不詳。按倭名鈔に玉篇を引て、鑿はノミ、所以穿木之器也と註せり。

ノは即刀也。ミといふ義不詳。或人の説に、ミといふはメといふ語の轉也。見るといふも、目を開くをいふなり。我國の俗に、凡孔竅を目といふ。ノミは穴を穿つものなれば、刀の目を開くものなるの謂なりといふ。如何があるべき。

又辨色立成を引て、鉞はカブラエリ、曲刀鑿也と註す。カブラとは鳴鏑也。エリは鑿也。我國の俗彫刻を云ひて、エルといふ也。また鑿を云ひても、ホルといひ、ヨルといふ事

あり。穴をヨルなどいふが如き是也。カブラエリといふは、鑿之義也。また小刀の箭の筈をさすものを筈刺ハツサシといふ。又是類也。俗にハシサシといふは、即筈刺なり。

**鋏**モチ 倭名鈔に考聲切韻を引て、鋏は鑿也。漢語抄にモチといふなりと註す。我國の俗、

凡物の戻れる事をモチといふ。其義不詳。

**錐**キリ 倭名鈔に錐讀でキリといふ。キリとは鑽也。

義は前の刀劔註に見ゆ。或説にキリとは、木入也といふ。しかるべからず。

又倭名鈔に、毛詩を引て、錐に次ぐに觸をもてし。説文に觸は角銳端、可以解結者也といふ。クジリといふと註せり。舊事紀の神武天皇紀に、天手抉ウケといふ事見えたれば、此器因て來る所。既に久し。其義の如きは、不詳。古語にクといひしは、入るの詞也。と見えけり。今も俗に手指また物をさし入て、抉出するを、クジルといふ也。

我國にして刀に挿む筈といふものは、漢に觸といふもの、用の如くなるなり。

**釘**クギ 倭名鈔に、陸詞切韻を引て、釘はクギ、鐵杙と註せり。古語にクと云ひしは、入也。また凡物の銳端なるをキと云ひけり。クギとは其銳端なる物に入るをいふ也。また倭名鈔に唐韻を引て、鑿はキルクキ無蓋釘也。漢語抄を引て、鉞鑿はノシカタノクギ、頭高大釘也と註す。ノシカタの義不詳。

或説に。浮漚丁は俗にクワンガツといふもの是也。砲頭丁は俗にベウといふなり。延喜式に銚の字讀でカスガヒといふ。これまた釘屬也。萬葉集にはカヒといふ詞を羽のゆきあひなりといふによらば。カスガヒといふも。兩木のゆきあひを合はするをや云ひぬらん。此物は漢に馬蝗絆といふもの、類なり。銚の字は我國の俗創造れる所なりといふなり。又舊釘を起すものをクギヌキといふあり。漢に千斤といふもの類なり。

栓

キクギ 倭名鈔に。四聲字苑を引て。栓はキクギ。木釘也と註せり。今俗にセンといふは。字の音を呼ぶなり。

又俗にクサビといふものは楔也。クサビといふ義不詳。そのクといふは入る義と見えたり。古の時。サビと云ひしものもあれば。義を取る事いづれなりしも知るべからず。又俗にチキリと云ひ。アリといふものあり。チキリといふ者は。禮記の士喪禮。棺弓等に見えし。枉といふものにて。鄭氏註に。枉は小要也と云ひし是也。兩端大にして。中小しければ。小要と云ひしなり。織機の具にも。經を卷くもの、チキリといふあり。これら兩端大にして。中小しきなるなり。彼によりて。此名やあるらん。また是によりて。彼名やあるらん。チキリといふ義不詳。アリといふ者は。漢に馬蹄筍といふ者なり。ア

リとは蟻也。その穴を穿つをいふなり。また漢に筍とも直筍ともいふものを。此には。ホゾといふなり。ホゾとは菓鹹の帶あるに似たるが故也。或説に。柎讀でホゾといふなり。

椎

ツチ 字亦作槌。太古の初に。國狹槌神あり。一には國狹立とも。また國之狹立とも。しるしたれば。唯これは其字を借用ひられし所にして。其義を取りしとも見えず。又野椎神といふも見えたり。これもまた字を借用ひられし所にして。ツチと云ひしは。猶神といふが如くなるなり。前の神の註に詳也。擊物具を呼びて。ツチといひしは。即擊也。ウチといひツチといふは。其語の轉せし也。倭名鈔に。廣雅を引て。銚はカナツチ。鐵槌也と見えしは。カナとは即鐵也。纂文を引て。方椎謂之柎。漢語抄に。サイツチといふ。また纂文に。以大槌爲柎。擊。漢語抄に。アヒといふと註せり。サイとは其小を云ひ。アヒとは其大を云ひし也。古語に。小をいひてサとし。大をいひてアとせし。義は。前註に見えたり。イと云ひヒといふ。轉語にして。並に詞助也。柎擊は。今俗にカケヤといふ者の類なるなり。

杙

クヒ 倭名鈔に。杙讀でクヒといひ。今按。俗以杭爲杙。非也と註す。舊事記には。機讀でクヒといふ。クヒといふは。其土に入るをいふなり。クの註前に見ゆ。ヒといふは。詞助なり。



泥鑊

コテ 倭名鈔に爾雅を引て鑊謂之圻字又作鈔郭璞曰圻泥鑊也また玉篇を引て

鐵鈔はコテ塗土具也と註せりコテといふ義詳ならず俗に泥を和する事を泥をコヌなどいふなり古より云ひつきし俗言ならんも知らずもしさらばコとは土を和するを云ひてテとはこれを執て塗るをいふなり

已上工匠具

鞆 フキガハ 倭名鈔に漢語抄を引て鞆は皮袋フキカハと註せり舊事紀に石凝姥神天八湍河之川上の天堅石を採り又眞名鹿皮を全剝て天之羽鞆を作れりと見えれば古語にはハフキと云ひしなり後にフキカハと云ひしは吹皮也今俗にフイガフといふはフキガハといふ語の轉せしなり日本紀に踏鞆讀てタ、ヲといふは新羅の方言に出しと見えたり

舊事紀に神武の皇后の御名を姫鞆五十鈴姫命とするされしを日本紀には踏鞆とするされたりされば踏鞆をタ、ヲといふ事我國上世より云つきし事の如くに見ゆれど二記にしるされし所はたゞ夫等の字を借用ひられし所なるなり古事紀には比賣多々良伊須氣余理比賣とするしてその御名を得たまひし故をも詳にしるしたり踏鞆の義にもあらずまた五十鈴の義にもあらず併せ見つべし

鎔

イカタ 倭名鈔に漢書註を引て鎔はイカタ鑄鐵形也と註せり金を鎔するをイルといふは猶漢に煎辨といふが如しカタとは模範也倭名鈔鍛冶具に鎔はカナツチ銚鉗はカナバシ銚鉗はカナシキ銚刀はハサミ所以切銅鐵也鑽はタカチ剪銚器也銚はナラシ一に剗刀といふと註せりタガネといふ義詳ならず金を斷つ義にもやありけんナラシとは平也日本紀に平讀てナラシと云ひけり

鑢子

ヤスリ 倭名鈔に漢語抄を引て鑢子はヤスリ也錯子はコスリ也唐韻に錯は鑢別名又摩也といふと註したり鑢は六書故に錯之精者とも見たればヤといふは彌精きの義にてコといふは細小之義なるべしスリは則摩也

礪

倭名鈔に兼名苑を引て礪一名は礪マト細礪石也礪一名は礪アラト鹿礪石也四聲字苑に礪は磨銚石也今按總名也と註せりトといふ義不詳

古語に銳利をトと云ひけり礪をトと云ひしは銚刃之類を利からしむる所なるをもて此名あるにや磨をトクといふが如きはまた礪によりて云ひし所なりと見えたり

已上鍛冶具

舟船

フネ 倭名鈔に舟船の字並讀てフネといふ舊事紀に陰陽の二神御子を生れし

器用

始に水蛭子を生む。此子入葦船而流し給ひきと見え。古事記又これに同じく。其後また鳥之石楠船神を生給へり。又は天鳥船神とも云ひし事。二書に見えし所亦同じ。これら我國の舟といふ事。見えし始にて。フネといふ義の如きは。いひも傳へず。崇神天皇の御世に。諸國に令して。始造船舶と見えしは。紀日本これよりして。舟楫の利。普く天下に通せし始と見えたり。

舶

ツクノフネ 倭名鈔に唐韻を引て。舶は海中大船也。楊氏漢語抄に。ツクノフネといふと註せり。神功皇后紀にも。帆船の字を讀て。ホツムといひけり。ツムといひ。ツクといふが如きは。其語轉せし所なりと見ゆれど。其義は不詳。

ツクノフネとは。海中の大船なりと見えたり。ツクといひ。ツキといふ。相轉して云ひし常の事也。御調物ツキなど運漕する所なるをや。いひぬらむ。ツムといふも。また積載するを云ひしも知らず。

艇

ヲブネ 倭名鈔に唐韻を引て。艇は小船也。漢語抄に。ヲブネといふ。游艇はハシフネといふと註せり。ヲブネは即小船なり。日本紀に見えし同じ艇の字。讀てモロキフネともいひ。亦讀てハシフネとも云ひけり。漢に三板脚艇などいふ所のものなり。

舩

ツリフネ 倭名鈔に唐韻を引て。舩はツリフネ。小漁舟也と註せり。ツリフネとは。

釣舟也。イサリフネといふは漁舟也。

漁舟をイサリフネといひ。漁火をイサリビといふ。東國の俗に。魚市をイサバといふなり。イサバとは漁場の義と聞えたり。これら古の遺言と見えたり。イサリといふ義の如きは。いまだ詳ならず。

舩

タカセ 倭名鈔に。釋名に。艇小而深者曰舩。今按。舩はタカセなり。俗に高瀬舟の字を用ふと註したり。義不詳。

舊事紀に。猿田彦の神背の長七尺餘ありしといふ事見えたり。今も人の長短をいふに。背の長き短きなどいひ。人のみにもかぎらず。凡もの、長短高卑をも。セの長き短き高き卑きなどいふ事也。船の底深ければ。旁高きものなれば。タカセフネといひしを世の人高瀬舟などしるしぬれば。倭名鈔にかくは註したるなり。

船

ヒラタ 倭名鈔に。釋名に。艇薄而長者曰船。今按。船はヒラタ。俗に平田舟の字を用ゆと註したり。義又不詳。

俗に凡物の薄きを。ヒラタとも。ヒラとも云ひ。葉手をヒラテと云ひ。壁鏡をヒラクモと云ひ。一枚一片等の字を。ヒトヒラなどいふが如きは。是也。舟の薄きものなれば。ヒラタフネとは云ひしなり。

舸

ハヤフネ 倭名鈔に漢語抄を引て、舸讀てハヤフネといふと註したり。舊事紀に大己貴神の子八重事代主神の鳥遊せしを召すに熊野諸手船して其使をつかはされしと見えし事を日本紀には其船を天鳥船とも天鶴船ともいふと記せられたり。釋には播磨國風土記を引て其國に大なる楠ありしを伐りて造れる船の迅き事飛が如くにして一楫に七浪を越去りしかば速鳥と名づけしと見えたり。鶴船といふは速鳥の義にて迅速之謂也と釋したり。古に鳥船鶴船など云ひしもの後にはハヤフネと云ひし類是也。

諸手船とは水手の多きをいふなり。熊野とは出雲國の地名なり。

櫂

イクサフネ 倭名鈔に四聲字苑を引て、櫂は戰船也。漢語抄にイクサノフネといふと見えたり。

イクサとは萬葉集抄にイは發語の詞戰ふ時をイクサとのみ心得たれど戰ふ時はいふに及ばず。戰はぬ時も兵士をばイクサといへる也と見えたり。

桴

イカタ 倭名鈔に論語註を引て、桴編竹木。大曰筏。小曰桴。並に讀てイカタといふと註せり。イカタの義不詳。

古語に大きなるを云ひてイカといひける。天智天皇紀に見えし紀大人臣を紀氏系

圖には大人の字讀てイカウトといふが如き是也。即今も俗に大きなる事をイカシなどいふなり。艇薄而長をヒラタといへるが如くに。これも亦竹木を編む事。大なるによりてイカタと云ひしも知るべからず。

倭名抄舟船具に見えし所の物どもこゝに附す。舳は兼名苑註に船前頭謂之舳。漢語抄に舟頭制水處也。へといふ。舳は兼名苑註に船後頭謂之舳。漢語抄に舟後制水所也。トモといふと註したり。日本紀に船柁讀てフナノへといふと註せられたれど。これは船前頭を云ひしとは見えす。へといひトモといふ義の如きは不詳。

或人の説に倭名鈔に兼名苑註を引て。舳は船の前頭。舳は船の後頭とす。按するに爾雅も亦これに同じ。されど増韻楊子方言等に見えし所は。舳は船の後持舵所にして。舳は船頭刺擢處なれば。爾雅兼名苑等の説用ゆべからず。日本紀には舳舳の字讀てトモへといひ。中臣菟に見えし所も亦これに同じ。古訓なり。字義にそむかずと云ひけり。此説の如き其謂なきにはあらねども。いまだ其義を盡さずとやいふべき。船後曰舳といふは。楊子方言に見えしを始とす。説文増韻の如きもまたこれに同じきやうには見えぬれど。方言には後曰舳。舳制水也と見えしを。郭璞が註には。今江東呼舳爲舳と見えれば。方言いふ所の如きは。船柁にして船後頭持舵所をいひしにはあ

らず思ふに、これは船の柁ある事は、猶車の軸あるが如くなれば、これを柁ともいひ、また通しては、舳の字をも用ひしと見えしなり。説文には、舳は漢律名、船方長、爲舳、舳一曰船尾と見えたり。此説の如きも、方言の柁を云て、船尾とやなしぬらん、我むかし西洋、鳴蘭陀人にあひて、彼方俗を問ふ事ありしに、其人西方にして、船造れる始の事どもをいひて、柁といふものは、鳶の空中にありて、兩翼を展て動かさず、其尾をもて風を制するを見て、造出したる也。柁はこれ船尾なりといひき。外國の人の言には、出たれど、續博物志に、視鷗制柁と見えしに、其説も又合ぬるなり。説文に柁をもて船尾となせし、其義またかくの如くなりけんも知るべからず。また文選の如きは、盛に此國に行はれし事、年既に久しく、倭名鈔に用ひし所もまた少からず。郭璞が江賦、舳舳の註に、李善は説文を引て、舳は船尾也、舳船頭也と註し、張説は、舳は船傍、舳は船尾也と註したり。此兩説の如きも、或は舳を尾とし、船傍とし、或は舳を船頭とし、船尾とす。順これらの註を見ざるには、あらず。然るに、兼名苑、漢語抄等に據りて、舳をへとし、舳をトモとせし事、必その説ありぬべき事也。すべてこれを論ずるに、方言及郭璞が註の如き、舳といふものは、柁也。我國にカヂといふものは、是也。説文の一説に、舟尾といふが如き、これもまた柁をいふに似たり。文選の張説が註の如きは、舳は船傍也、我國

にフナハタといふものは、是也。是等の説の如きは、舳をもて、へとせしにもあらず。又トモとせしにもあらず。小爾雅兼名苑註の如きは、舳をへとなし、舳をトモとなしたる也。増韻の如きは、舳をトモとなし、舳をへとなし。文選李善が註も、またこれに同じきに似たるなり。彼國の書に見えし所、其異同ある事、すでにかくの如く、或は方俗のいふ所、同じからぬにやよりぬらん、或は古今の言の異なるにやよりぬらん、其詳なる事をば知るべからず。ましてや我國において、彼國の字を借用なんに、一つの據ある事を得たらんには、足りぬべきものなり。古より用ひ來れる所、既に久しき事にて、是等の事の如きも、またこれ我國の方言なり。日本紀舳舳の字讀でトモへと云ひしが、如きは、徴とするにたらず。凡漢字を借用ゆるに、其字を用ゆる事は、彼國にして用ひ來りぬる如くにして、これを讀む事は、また我國の俗、いひつきし所の如くするは例也。たとへば前に見えし繩墨の字、讀でスミナハといふが如き、その讀む所によりて、繩の字をスミとし、墨の字をナハとなしぬべき事にはあらず。中臣稔の如き、必しも其徴とすべしとも思はれず。

帆は四聲字苑に、船上掛橋上、取風進船幔也。讀でホといふ。釋名に、或以席爲之、故曰帆席也。帆竿はホクタといふ。帆柱帆橋並に讀でホバシラといひ。長梢帆綱並に讀でホヅナ

といふと見えたり。ホといふ義不詳。ホクタとは屋桁の如くなるをいふなり。  
 我國の上世より船の名は聞えられど、帆といふもの、事は見えず。舊事紀に、手置帆  
 負神といふ見えて、古語拾遺またこれによりしかど、これは只その字を借用ひられ  
 し所のものと見えたり。古事記日本紀等に見えし、無目堅ナカヤ間小船といふもの、無目堅  
 間といふは、帆席をいふに似たれど、微となすべきものにもあらず。帆これをホとい  
 ふは、後に其字の音をもて呼びしところにて、舊名は世に聞えずもやなりぬらん。ま  
 た或説に、帆竿は帆柱なりといふ事あり。これら又古訓にあらず。

竿はフナトマ。釋名云、舟中床所以薦物也と註せしは、即舟床也。苫はトマ。爾雅註云、編菅  
 茅以覆屋也と註せしは、屋を覆ふものならんには、舟船の具にのみも限るべからず。大  
 苦彥大苦邊等の神おはしましければ、トマといふもの。太古より聞し所にして、其義は  
 不詳。蓬庫はフナヤカタ。唐韻に舟上屋也と註せしは、即舟屋也。柁はフナダナ。玉篇云大  
 船旁板也と註せり。日本紀には、船柁讀でフナノヘといふと註せられたり。フナノヘと  
 は船邊也。舊讀でフナバタといふは、猶フナノヘといふが如し。棹はカイ。釋名云、在旁撥  
 水。櫂字亦作棹。漢語抄にカイといふと註せり。櫂等カサの字、讀む事また同じかるべし。倭  
 名鈔に、櫂並に讀でカヂといふは、審ならず。カイとはカクなり。たとへば、鳧雁足指間

の幕を、ミヅカキといふが如く、即撥水の義也。舵はカヂ。日本紀に船柁の字、讀でカヂと  
 いふ。即是也。舊事紀に、梶カサの字を用ひて、カチと讀み、カヂといふ義不詳。倭名鈔に唐韻  
 を引て、舵正船木也。楊氏漢語抄に、舵は船尾也。或作柁。タイシといふ。今案するに、舟人呼  
 挾抄爲舵師是也と註しぬ。其しるせし所、審ならず。亦舩は口。唐韻所以進船也と註した  
 り。日本紀には、舩舩の字、讀でカコカヂといふ。其義不詳。

楊氏方言に、楫謂之櫂、或謂之櫂、所以懸櫂、謂之楫、と見えしを、郭璞註  
 には、櫂は搖舩小舩也。緝繫、櫂頭索也と見えたり。此説の如きは、楫櫂、櫂共にこれ一物  
 にして、即今舩といふもの。櫂は俗にいふ舩、舩にして、緝は俗にいふ舩綱なり。また廣  
 韻には、櫂は楫也といひ。釋名に、短曰櫂、長曰楫、と見え。集韻には、或作棹、舩といひ。增韻  
 には、櫂之短者、吳越人呼爲櫂といふ。是等の説の如きは、棹、櫂、又これ一物にして、倭  
 名鈔に、棹はカイといふものなり。また倭名鈔に引用ひし、舵正船木也といひ。船尾也  
 といふ説の如き、船尾にして正船木ならんには、日本紀に讀でカチといひしものな  
 る事、疑ふべからず。楊氏がタイシと云ひしは、即是舵師の字の音にて、舊事紀に、梶取  
 と見えし者をいふなり。舵をさし云ひしとは見えず。然るを舵の字を讀む事、日本紀  
 の如くにはあらずして、楫、櫂等の字をカヂといひ。棹、櫂の字をカイといひし事、いか

なる據やあらん其義を知らず。また日本紀にも船柁の字カヂと讀み、榜棹の字亦讀でカコカヂと云ひし事疑ひなきにもあらず。船の字讀でロといふが如きは、其字の音なり。これは漢字傳へ得し後に呼ぶ所なり。それよりさきに、此物の名をば如何にや云ひけん。船楫の字讀でカコカヂといふによりて見れば、後の代にロといふもの古にありては、カコカヂとや云ひぬらん。もしさらば、方言并に郭璞か註には合へり。されどまた水手を呼びてカコといふは、應神天皇の御世に始るよし。日本紀に見えたらば、それよりさきの代にありて、船といふものを呼びし所を詳にせず。或人の説に、今俗用梶字者非也。續字彙補に、梶は樹抄也と見えたりといふなり。梶讀でカチといふ事は、すでに舊事紀に見えけり。今俗の用ゆる所とはいふべからず。カヂは木をもて船尾となしぬるものなれば、木に从ひ尾に从ひし字を用ひて、讀でカチといふ。これも亦我國の方言なり。

亦倭名鈔に唐韻を引て、槁又作篙、棹竿也。讀でサヲといふ。

サヲの義は、前の連枷の註に見ゆ。

考聲切韻に、纜は維舟索也。讀でトモツナといふ。唐韻に、牽絞挽船繩也。讀でツナデといふなり。又唐韻に、棧柯は所以繫舟。漢語抄にカシといふ。四聲字苑に、海中以石駐舟曰碇。

字又作碇。並讀でイカリといふ。蔣飭切韻に、碇は洩舟中水之斗也。讀でユトリといふと註したり。イカリは、萬葉集に重の字。また重石の字を用ひて、イカリと讀みけり。古語に重き事をイカといひき。日本紀に、重讀でイカシといふが如き是也。イカリとは、猶權鍾をオモリといふ事の如くなるなり。イカシといふが如きは、義不詳。

棧柯讀でカシといふ。義は不詳。今俗に繫舟之處をカシといふは、其遺言と見えたり。俗には河岸の字を用ひて、カシといふなり。碇讀でイカリといふ事を、或説に石懸也といひけり。然るべからず。古語に石をシと云ひしは、よのつねの事なり。いと云ひし事いまだ見る所なし。厚讀でユトリと云ひしは、舟中にては水入るといふこと。忌む事なれば、水を避て湯と云ひし也。俗に舟中の水をばアカといふ。阿伽とは梵語に水をいふなり。亦倭名鈔舟具類に、碇は説文云、船著沙不行也。俗にキルといふ也。見えけり。キルは止也。即今俗にスワルといふが如き是也。唐韻を引て、舩は整舟向岸也。讀でフナヨソヒといふ。舩は船不安也。讀でカヒロクといふと註せり。フナヨソヒといふは、フナは舟也。ヨソヒは促裝といふが如し。カヒロクといふは、猶飄といふが如し。日本紀に飄の字。讀でヒ、ルといひ。ヒロカスといふが如き是也。鏡揚の義なるべし。

已上舟船

車クルマ クルマとは轉廻の義と聞えたり。舊事紀に。大己貴神天羽車大鷲に乗りて見妻し給ひしといふ事見え。また駿河國風土記にも。大己貴神天日鷲羽車に乗りて御穂御崎に休み給ひしなどいふ事も見えたり。さらば其代に既に車といふ者のありしなり。舊事紀に。また景行天皇紀に。車駕の字見えしを。日本紀またこれに依られたりき。倭名鈔には。四聲字苑を引て。車駕の字を註して。牛馬入轅輓中也と見えたり。我國にして古よりこのかた。車を馬に駕せし事は聞えず。後代に及びて。車制もまた少からず。宋元豊年中に。高麗より我國の車を獻せしなどいふ事聞えたり。き。いつの制にやあるらん。詳ならず。文昌雜錄亦倭名鈔車具に。車蓋俗に車の屋形といふ。漢語抄に。車箱は。クルマノトコといひ。一に車輿といふ。輓は車前也。クルマノトシキミといふ。輓はナカエ。俗に前にあるを輓と云ひ。後にあるをは鷓尾と云ひ。或は小輓といふ。輓はクビキ。所以。輓は牛領也。軸はヨコカミ持輪者也。輓はトコシバリ車下索也。輪はソ。車脚所以轉進也。輓は車輪郭曲木也。漢語鈔に。オホワといひ。一に輪牙といふ。轂は輻所湊也。漢語抄に。クルマノコシキといふ。俗には筒といふ。輻はヤ。輓はクサビ。鉦は轂口鐵也。クルマノカリモといふ。輓輓は車帷也。俗に車籠といふ。輓は車中所坐者。クルマノシトネといふ。榻は床也。シヂといふ。車鞅は所以制牛後也。シリガキといふ。鞅は輓下絆頸繩也。漢語抄に。ムナカ

キといふ。裕襪は牛領上衣也。俗にクビオホヒといふ。牛磨は牛輓也。ハナヅラといふ。茶は牛鼻環也。漢語抄に。ウシノハナギといふと見えたり。軸轂輻鉦等と呼ぶ所の如き。義並に不詳。榻は車具にのみ限るべきにもあらず。唯そのシヂといふ義は。また不詳。榻をシヂといふは。度子の音を轉じて。名となせしに似たり。

輦コシ 倭名鈔に四聲字苑を引て。或作輿並に讀でコシといふ。車無輪也と見えたり。コシの義不詳。舊事紀垂仁天皇紀に。皇后日葉酢姫の妹竹野媛みづから輿より墮死せし地を。墮國といふ。今は乙訓といふは訛りたり。といふ事見えたり。其世に既に輿といふ者はありけるなり。腰輿の字讀でタゴシといふは。タとは手也。手して昇きぬるをいふなり。

輦テクルマ 或人の説に。輿をコシといふは。もと。是腰輿の義也といふなり。輦テクルマ 倭名鈔に周禮を引て。后居宮中。縱容所乘。謂之輦。爲輕輪。人挽所行と註せり。令義解にも。輦行曰輿。輓行曰輦なりと見えたり。古の輦は。挽て行く所なりしと見えたり。後。輦といふ者の如きは。輪ある物にはあらず。いづれの頭ほひに。其制の改りぬらん。詳なる事を知らず。

已上車輿

器用

鞍

クラ クラとは座也。馬上に座する所なるを云ひしなり。古事記に、大己貴神の鞍の事見えたれば、此物の名は既に大古の時より聞えたるなり。倭名鈔に、俗に唐鞍カラ移鞍ウツリ結鞍ムスビ等の名ありと註せり。後代に及びて、名づけ呼ぶ所の者ども猶多かり。又倭名鈔鞍具部に鞍橋一に鞍瓦、楊氏漢語抄并に讀でクラホチといふと見えたり。クラホチと云ひしは、古時に鞍と云ひしは總名也。分て言ふには、上にして鞍榭あり、下にして鞍轡あり。鞍橋鞍瓦の如きは、物の骨幹あるが如くなれば、かく名つけしと見えたり。日本紀には、鞍橋讀でクラニと云ひ。また鞍前後橋マヘウシロノクラホネ。又鞍瓦後橋などともしるされたり。此文に據る時は、鞍橋といふものは、古語マヘツワシヅワなどいひ。即今俗にマヘツワアトワといふ者なり。鞍瓦とは俗にイキとも、ユギともいふものにて、總てはこれをクラホチといふなり。されば鞍瓦後橋の字讀でクラホネノシヅクラホネとは云ひしなり。

舊説にユキと云ふべし。イギとはいふべからず。といふ。また或人の説に、ユギとは床木なりといふなり。古語には居木とするして、イキといひけり。鞍をクラといふ事の座の義ならんに、鞍瓦を居木と云はむは、あしかるべしとも思はれず。又これをユキといふ事は、結木の義と見えたり。或人の説の如き、其據を知らず。

亦倭名鈔に、鞍榭は楊氏漢語抄に、クラシキといふ。俗にウハシキといふなり。古語表數 屣脊はナメ。蔣劬切韻に云、鞍下屣脊也。字を用ゆ

俗にハダツケといふ是也。ナメとは滑ナラなり。

韃はシタグラ。唐韻に鞍韃也。韃は韃之短也といふ。今按ずるに韃は俗にいふ駒韃。俗に切付キツケといふものは是也。シタグラとは下鞍也。駒韃は詳ならず。

鞍はシホテ。考聲切韻に、穿鞍橋皮也と註したり。古語は四方出としるしたりけり。源平盛衰 記鞍邊の四方より出し帶あるを云ひしなり。

切韻の説による時は、鞍橋といふ者はマヘツワシホテはシヅワと云ふ者なる事、いよいよ明白なり。

又鞍把は楊氏漢語抄に、クラオホヒといふと註したりけり。

鞅シリガキ 當胸ムナガキ 俗にシリカイムナガイと云ひて、尻懸胸懸等の字を用ゆるものは是也。カキといひ、カイといひ、又カケといふ、皆轉語也。

腹帶ハラオビ 俗にハルビといふものは是也。倭名鈔に、周禮を引て、繫はウハハラオビ。馬大帶也と註せり。

鏡アブミ 倭名鈔に、蔣劬切韻を引て、鞍兩邊承脚具也と註せり。アブミとは、アは足也。フ



ミとは踏也。足の踏む所なるをいふなり。倭名鈔に楊氏漢語抄を引て。鐙粗はミヅヲ逆粗はチカラガハといふと註せり。古の鐙は今の制の如くにはあらず。壺鐙舌長半舌などいふか如き。其制も各異なれば。ミヅヲチカラガハの制も。今の物には同じからず。ミヅヲの義不詳。チカラカハは俗に力革とする者なり。

古鐙の猶今も世に残る物共をば。見る事を得ざりき。鐙にミヅヲといふあり。鏝にミヅ、キといふあり。并にそのミツといふ義詳ならず。今も俗に孔竅をよびて。メドといひ。メドまた轉して。ミヅといふなり。針孔をハリノミヅといふが如き是也。ミヅヲといふものは。環に舌あるものなり。その環孔をミヅといひ。舌を尾といふに似たり。ミヅ、キといふ義も亦かくの如くなりと見ゆ。

障泥

障泥 アフリ 倭名鈔に唐韻を引て。障は障泥鞍飾也と註せり。アフリといふ義不詳。足の踏む所の者をアプミといふが如くに。足の觸る、所の者なるが故に。アフリといふに似たり。

鏝

鏝 クツバミ 倭名鈔に説文を引て。鏝はクツバミ。俗にク、ミといふ。馬銜也。兼名苑に。一名は勒といふと註したり。釋名に據るに。鏝は今俗にクツワノカバミといひ。銜はクツワノフクミといひ。總べてこれをクツワといふは。即勒なり。また辨色立成に。承鞞一に

七寸といふはミヅキ。俗にミヅ、キといふと註せしは。今俗にクツワの引手蛇口などいふものなり。亦楊氏漢語抄に。鞞一に馬鞞といふは。クツワツラ。俗にクツワといふ。轉讀で又同じと註せしは。即今俗にタツナとて。手綱とするもの是也。今俗にクツワといふものは。古はクツバミといひ。古語にクツワといふものは。今はタツナといふ。これら古今の言の同じからぬ也。古にクツバミといひしは。口に含むをいふなり。ク、ミとは。則銜也。ミヅキミヅ、キ等の義詳ならず。クツワツラと云ひしは。口輪也。凡俗に廻轉の貌を輪といふなり。萬葉集に回轉の字。并に讀でワといふが如き是也。ツラは聯也。その馬口に聯絡するを云ひし也。

今俗に手綱の兩所をミヅ、キといふは。クツハミノミヅキに著く所なれば。これも亦かく云ひしなり。或人の説に。倭名鈔に承鞞一に七寸といふによる時は。即今タスケとも。タチキ、などともいふものを。古にミツ、キといひしなりといへり。然るべからず。古の馬の飾に。今のタスケなどいふ如くなるものは。あらず。古き畫の鞍馬を繪がきしものを。併せ見つべし。源義家朝臣門の鑰なかりしを。クツワノミヅキにて。ジャウをあけさせられしといふ事。古事談に見えたり。今の手綱手助などいふもの。門鑰を解くべしとも思はれず。

鞞頭

オモツラ 倭名鈔に唐韻に鞞は鞞頭也。鞞は馬絡頭也といふ。今按絡頭即鞞頭也。註したり。オモツラとはオモは面也。ツラは聯也。即馬頭に聯ね絡ふを云ひしなり。今俗にオモカイといひて。面懸とするもの是也。倭名鈔鞍馬具の部に古にいふ唐鞍の飾見えたり。杏葉鞞雲珠金鏤樓額尾韜の如き是也。古畫の唐鞍移鞍等を置きし馬の圖を見しに。傍抄に圖せし所に。大やうは差はず。杏葉は鞞當胸等の飾也。辨色立成を引て。イヒラといふ。俗にキヤウエフといふと註せり。イヒラの義詳ならず。キヤウエフは杏葉の字の音をもて呼びしなり。鞞は唐韻に鞍鞞也。楊氏漢語抄を引て。カレヒツケといふと註せり。飾抄に。ハチとするせしもの是也。集韻に據るに。鞞は鞍邊帶。或作鞞と見えたり。さらば鞞鞞もこれ同字にて。異物にあらず。然るに。倭名鈔は。鞞讀でシホデといひ。鞞讀でカレヒツケといふが如き。其説あるべけれど。不詳。今も俗に鞍後左右のシホデに。捕付物付などいふ名あるは。古にカレヒツケと云ひし名の遺りぬるとぞ聞ゆる。雲珠は。辨色立成にウズといふ。今按するに。雲珠は雲母の一名也。爲馬飾。未詳と註せり。ウズといふは。雲珠の字の音をもて呼びし所にて。鞞上之飾也。金鏤は。蔡邕が獨斷に馬冠也。高廣各五寸。上如三華形者也といふ。今按するに。俗には銀面の莖蒲形といふ是也と註せり。此物は頭上の飾也。莖蒲葉の如くなるもの、並び立ちぬれば。俗にはかく云ひ

し也。樓額は。辨色立成を引て。讀でヌカハキといふと註したり。ヌカとは。古語に額をいふ。カキとは懸也。即俗に銀面と云ひしもの也。尾韜は。考聲切韻に韜は所以韜馬尾也。俗に尾袋といふと註したり。これは馬尾を唐尾といふ者に結ぶ時に。用ゆる所の物なり。此餘槽。握蓊秣等の如き。悉皆其義自ら明かなれば。釋するにも及ばず。

已上鞍鞞

籠 スリ 倭名鈔行旅具。并に竹器具に。説文を引て。籠は竹篋也。楊氏漢語鈔に。籠子はスリといふと註せり。スリといふ語。舊く云ひつきし所なる也。筑後國風土記に。筑前筑後兩國之間。有峻狹坂。往來之人。所駕鞍鞞磨盡。土人曰。鞍鞞盡之坂。と見えけり。即今も行旅具に。竹篋のアブミスリといふものあり。

俗にはアブズリといふ。即磨と謂なり。

又此類にして。コリといふものあるは。韓地の方言に出でけり。今も朝鮮の俗。コリといひて。栲栳の字を用ゆるもの。即是也。

笥 ハタゴ 倭名鈔に唐韻を引て。笥は飼馬籠也。漢語抄にハタゴといふ。俗用旅籠字と註せり。此語猶今もあるなり。もとは行旅之内。飼馬もの、籠より出しと見えたり。ハタゴといふの義は。不詳

標子カレヒケ 倭名鈔に蔣魴切韻を引て標子は中有障之器也漢語抄にカレヒケといふ今按俗所謂破子也破子はワリゴと讀むと註せりカレヒは瓶也ケは筒也ワリゴとは其中に障ある義なり

今もワリゴといふものありて其制も亦多し

蓑ミノ 素戔鳥神風雨に蓑笠著給ひしといふ事見えれば二つの物の名は古の時より聞えて其義は闕けぬ倭名鈔には説文を引て雨衣と註せり

笠

笠カサ 笠オホガサ 倭名鈔に毛詩註史記音義等を引て笠可以禦雨也笠は笠有柄也俗に大笠といふと註せりカサの義不詳笠にして柄あらんには即今のカラカサといふもの、類なるにや其制の如きは知らず

古畫に簡笠の如くにして大なるものに柄あるを繪がきしを見たりき夫等のもの大笠と云ひしもの、制にやあるらん不詳

已上旅裝

網

網アミ 倭名鈔に纂要を引て獸網曰罟鹿網曰罟兔網曰罟並讀でアミといふ廣雅に罟漁網也讀むこと亦同じ爾雅に鳥罟謂之羅鳥羅讀でトリアミといふと註したり萬葉集には鳥網よむでトアミと云ひけりまた纏は文選註を引て纏網如箕形狹後廣前者

也師説にサテといふと註したりサといふは小也テといふは手也萬葉集鈔にサデといふは小き網を持って魚を捕るをいふ此網は手にもちてとるなりといふ即是也アミといふ義の如きは不詳古事紀に但馬國和那美之水門は垂仁天皇の御世に山邊之大鶴筒を張網取りし故に其水門を和那美の水門といふと見えたりさらば張網を云ひてワナミと云ひしなり

或人の説にアミとは編也といふなり繩の合ひぬるをナワともいへば網は編むをもてアミと云ひしも知るべからず然し網をば古より此かたスクとこそいふなれ萬葉集抄に網つくるをスクといふスクとはツグといふ詞なりツとスと同類なるが故なりと見えたり神武天皇の初高尾張の邑の土蜘蛛を葛の網を結て掩襲殺之仍て改て其邑を葛城といふと見えしもカツラツキの義也と見えたり網をアミといふ事編むの義なるべしとも思はれず又古事記に張網よむでソナミと云ひしは説文に罟は網也といふ義に合ぬるにや我國の上世には網はソナと云ひ衆目を張るをばアミと云ひしと見えたりさらばアミとは衆目の謂にてあるべき衆は猶大といふが如し古語に大をばアといひけりミといひメといふは轉語なり舊事紀日本紀等に大目危籠といふものも見えけり

蹄ヲナ 倭名鈔に周易を引て蹄は師説にワナといふと註せり。舊事紀には火折尊川鴈の罾に嬰りしを解きて放ち給ひし事見えて罾讀でワナといふなり。周禮翼氏註に置其所食之物於罾中鳥來下則持其脚と見えて罾讀でワナといふ事その義合ひぬ。ワナといふ義は詳ならず。又倭名鈔に涼は四聲字苑云取獸械也。漢語抄にクヒチといふ。綱は唐韻に射鼠斗也。漢語抄にナユミといふ。又漢語抄に鼠弩はオシ。一に鼠弓といふと註せり。並に其義不詳。

鳥獸を取るにワナといふあり。魚鼈をとるにヤナといふあり。射鼠斗をもまたナユミといふ。そのナと云ひし義不詳。漢にしては掩取るを坑にすといふ事あり。さらば此にしてナといひしも。またアナといふ義にもやあるらん。ワナヤナ並にこれアナの轉語にして。ワといひヤといふには。自らアといふ音を帶て掩取るの義もまた相合へり。繩を縮ねて其中を空とし。鳥獸の入來るをとるをば。ワナといひ。水を堰きて其罾を空とし。魚鼈の落下るを取るをば。ヤナと云ひしに似たり。説文にも罾は縮也と見えたり。縮ねしを云ひては輪といひ。高きを云ひては。ヤといふが如きは我國上世よりの語にてあるなり。

罾

罾テ、レ 倭名鈔に唐韻を引て罾は網鳥者媒也。漢語抄にテ、レといふ。又文選に少養

雉子。至長狎人能招引野雉者。謂之媒師。説にヲトリといふと註せり。並に義不詳。

ヲ、レとは。ト、リといふ語の轉せしに似たり。日本紀に鳥取の字讀てト、リといふなり。ヲトリといふヲは。招引之義なるに似たり。今も俗に招き引を云ひて。ヲビクなどいふ事あるなり。

黍

モチ 倭名鈔に唐韻を引て。糲はモチ。所以黏鳥也。糲換はハガ。所以捕鳥也。と註せり。我國の俗。凡物の黏するをモチといふなり。ハカの義不詳。

漢に黏竿といふものは。此の俗サシザヲといふもの。是也。

矰

矰タルリ 倭名鈔に唐韻を引て。矰はクルリ。射鳥矢名也。と見えたり。クルリの義不詳。また彈弓は。俗にタンキといふ。放丸弓也。と註す。これは竹弦をして。丸を飛すもの。射鳥の

弓也。また弋射讀てイヅルといひしは。飛鳥に加ふるをいふ也。弋或讀てイグルミといふなり。射鷗讀てマフシといふ。野雉を隠射るをいふなり。並に義不詳。馳射讀てオムモノイルといひしは。古俗。追物射と云ひし是也。照射讀てトモシと云ひしは。火を照らして鹿を射るをいふなり。

タンキは字の音を呼びしなり。イヅルとは。弋射具に。矰織といふあり。矰は矢の名也。織は生絲縷なり。其織を矢に著けて。飛鳥に加へ織し得るには。矰といふあり。矰をば

ヘマキといふなり。その射る事の魚釣るが如くなれば。イツルと云ひしと見えたり。またイクルミといふは。今も俗に纏繞を云ひてクルムといふなり。繳をして飛鳥に加ふるを云ひしなり。

魚梁

ヤナ 神武天皇吉野之地に至り給ひ。作梁取魚者に逢ひ給ひし事。舊事古事日本紀等に見えたり。倭名鈔には毛詩註を引て。魚梁讀てヤナと云ひ。また唐韻の籍取魚箔也といふを引て。漢語抄にヤナスといふと註せり。ヤナの義不詳。讀の註を併せ見るへし

又倭名鈔に。玉箒を引て。筥はウヘ。捕魚竹符也。符取魚竹器也。と註せり。萬葉集抄に。ウヘとは。竹にて編みたる箒を。口ひろく末をゆひすへて。山川の瀬にふせ置き。ウヘの左右をば。塞きて。ウヘの中より水を流して。魚の流入るを取るなりと見えたり。ウヘの義不詳。又倭名鈔に爾雅を引て。罟亦作慘。フシツケといふなり。郭璞曰。積柴於水中。魚得塞入。其裏因以箒圍。捕取之。と註したり。フシとは柴也。

柴は小木也。古事紀日本紀等に。柴讀みてフシといふと註したり。即是也。ツケとは漬也。これを水中にするをいふなり。又倭名鈔に纂要を引て。箴は以鐵施棹頭。因以取魚也。漢語抄にヒシといふと註せり。ヒシといふは。其三稜ある菱角の如くなるをいふなり。稍讀てヒシといふが如きも此義なるなり。

釣

ツリ 倭名鈔に聲韻を引て。釣はツリ。設釣餌取魚也。と註せり。八重事代主神。出雲國三穗の崎にありて。釣魚の事。舊事紀に見えたらば。釣魚の事は。上古より既に聞えたる也。

ツリとは釣連の義なるべし。釣をば上古の俗。呼でチといひけり。日本紀に火々出見尊。兄命と幸易ツリられし事。しるされし。註に釣讀てチといふと見えたり。後に此物をハリと云ひしが如きは。梵語也。波利翻曲釣をいふ。即是也。翻釋名俗に籠釣をハリといふが如きも亦此義也。倭名鈔に泛子。漢語抄にウケといふ。今按ずるに網具に。又此名ありと註せり。泛子は即釣具也。網具にウケといふ者は。舊説に網繩に付る桶などをいふなりと見えたり。漢草ウケとは即泛也。倭名鈔吹獵具釋しつべき事あるをば。こゝに録せり。また鷹犬具に。唐韻を引て。擊は所以綴鷹狗也。今按。一字兩訓。鷹にありてはアシヲといひ。犬にありては。キツナといふと註したり。アシヲとは。鷹の足に綴るをいふなり。即今ヘヲといふもの是也。また條讀てオホヲといふは。即今俗に大緒とするものなり。キツナとは。牽網也。文選註を引て。紐は擊也。またキツナと讀む。犬枷はクヒツナといふなり。と註せり。クビツナとは。犬の頸に繋るをいふなり。又漢語抄を引て。旋子讀てモトホルといふを註せり。即鷹具也。萬葉集に。回の字。讀てモトホルといふが如き是也。其物のよく旋轉するをいふなり。轉よむてタカダヌキと云ひ。文選註に。臂衣也。といふを引きけ

器用

り。字既に弓矢の具に見えたり。古畫に此物を繪がきしを見しに。弓ユコ手コといふもの、如くにして。其制少しく異なり。即今俗にタカノユガクなどいふものは。此物の遺制なるなり。また鉞は玉篇を引て。犬鏃也。クサリといふと註せり。即犬具也。鏃の字また刑具に見えて。カナヅカリといふと註したり。ツカリといひ。クサリといふは。即轉語なり。鐵索をも呼びて。ツカリともクサリともいふ。其義不詳。

即今の如きは。鐵索をば皆クサリといふなり。萬葉集抄に。クサとは戒る義なりといふ事あり。刑具にクサリといふあるは。クサとは戒る義にして。リといふは。詞助にやあるらん。今俗に凡事の相連接せしを。クサリなどいふ事のあるは。もと鐵索の名によりて云ひし語にぞあるべき。

已上漁獵具

東雅卷之十

器用第十

書フミ 文の字よむ事亦同じ。日本紀には。文書二字引合ても。フミと讀みけり。フミとは文の字の音の轉せし也。字の字よむでナといふ。漢にしても字又名と云ひし事もありけり。或はモジと讀むは。文字二字の音を用ひしなり。我國にして。上世より此かた用ゆる所の字ありて。各國また行ふ所のものもありけり。後の代に肥人の書などいふが如き。即是其一體也。漢字を傳へし後に至て。其字皆廢したるなり。天武天皇の御代に。境部連石積等。勅を奉して造れる所の新字。一部四十四卷を撰進せしかど。遂に行はるゝに及はず。これその廣く行はれ難き所あるが故なるべし。世に所謂漢字傳へ得し事は。神功皇后の御世に始れるなどいふ也。

釋日本紀に見えし所也。姓氏錄によるに。仲哀の御代に。秦韓の人。既に來朝せしと見えたり。世に所謂漢字といふものは。即秦の隸書也。さらばその書體の如き。神功皇后攝政の時よりさきに。この國に通せし事ありしも知るべからず。

應神天皇の御世に百濟の使臣阿直岐來るに及びて、菟道太子に經典を授けまいらせ、また其薦申せし事によりて、彼國の博士王仁を徵されて、諸典籍を學び給ひしと聞えしは、我國文字の始にして、又百濟より博士を貢する事の始なる也、阿直岐は阿直岐史之祖にて、王仁は書首等の祖これなり。

阿直岐古事記には、阿知吉師としるし、王仁をば和邇吉師としるせり、王仁讀でソニといふべし、ワウニンなど呼ぶことは、訛れるなり。

畫の事は、前の畫工の註に見えしかば、こゝに註せず。

設色の具の如きも、推古天皇の御代に、高麗貢上の僧曇徵能作彩色及紙墨と見えしは、又その法を傳へし始なるべし。

倭名鈔圖繪具に見えし所、その名義自ら明らかなれば、こゝにしるさず。

璽

璽シルシ 舊事紀に天照大神皇孫を此國に天降します時、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物永爲天璽と見え、日本紀これに依られ、古語拾遺には、八咫鏡及草薙劍二種神寶永爲天璽と見え、或は三種といひ、或は二種といふ説の如く、其義明かにせむ事は、いともかしこし、本朝令に見えし神璽之鏡劍といふ事を、義解には、璽は信也、猶言神明之徵信と釋せり、さらば、璽讀でシルシといふ語は、異ならねど、後に璽といひ、印

といひ、並に讀でオシテともいふものには、其義同じからず、璽印の字、並に讀でシルシといふは、即信也、オシデといふは、古の時は、朱墨の類をもて、掌の内に塗りて、これを押し、信としたりしが故なり。

俗にはこれを手印などとも云ひ、又券契を手形などいふ事も、これに起りしといふなり、攝津國四天王寺に、上宮太子の手印といふもの、あるをば、まのあたり見る事を得たりき。

それが中至尊にのみ璽と稱し、群下には印といふ、其始の如きは、いまだ詳ならず、古の時、官省郡國の印、其大小並に數の如き、國史令格等に詳に見えたり。

諸神の社に璽の社と云もの、あるは、其神社の寶璽を藏めし所なりといふなり、世に熊野牛王といもの、鳥形の文あるは、古の鳥篆の體の如くにぞ見えぬ、また牛王といふも、釜の字をわかつて牛王といふ、米の字わかつて八木といふが如し、古の俗にかゝること多かりし事也。

其後また漢土の押字といふもの、如くに草名などいふ事をもて、行ふ事も起りたるなり。

俗にこれを書判といふなり、是等の義を釋しつべき事、無益の事なればしるさず。

紙

紙カミ 義不詳。我國の紙墨等造る法は高麗より傳へしなり。推古天皇十八年の記に彼國貢上僧曇徴能作紙墨と見えし是也。さらば紙を名づけてカミといふも彼方言に出しも知るべからず。

穀樹一名楮俗にカウゾといふなり。古の時此樹皮をもて神衣織りしかばカウゾとは神衣といふ語の轉せしなり。紙といふものも又此樹皮をもて作りぬれば樹名によりてカミといふ名起りしも知るべからず。又紙といふもの、始は古の時竹簡に代へし所なりとも見えればカミといふ名簡の字の音の轉せしもまた知るべからず。

墨

墨スミ 義詳ならず。舊事紀に倭國菟田の墨坂は神武天皇この國に入り給ひし時菟田の八十梟師軍を分て熾炭を置きし所なり因て此名起ると見えたり。異朝にしても墨の始は石を焼て燼となし。即墨となせしといふ事あれば我國にしても墨をスミといふ事炭をスミといふに依れりしも知るべからず。されど日本紀墨坂の事をしるされし所舊事紀の文の如くにして熾炭の字を改めて炭火とするされ讀てオコシヒといふ事なり。さらば古の時には炭をオコシヒといひしを後に墨といふ者の出來しに及て炭を呼ぶ事も墨と同じくなりぬればかのオコシヒ置きしといひ傳へし地を

もスミサカといひてしるすに墨坂の字用ゆる事になりしも。又知るべからず。我國にして紙墨造る事は高麗の法を傳へしと見えれば其名の如きも。又彼國の方言にや出でぬらん。瑜摩とは漢代の墨の名なりと見えたり。

或人の説に墨をスミといふは染といふ語の轉なりといふ也。墨をスミといふは染なりといはんはさもありなまし。舊事紀に炭の事に因りて名を得し地を墨坂とするされしによらんには墨をも炭をもスミといふ。異義あるべきにもあらず。炭をスミといふ事染の義とも思はれず。また日本紀に據る時は上古の時炭をばオコシヒと云ひしなり。後にスミといふ事は墨といふ者の出來りての後に炭のいろ墨きが墨に同じきが故に依れるなるべし。すべて此等の疑はしき事の其徴とするに足れる事もなからんを強て説つくる事あるべからず。又舊事紀に軻遇突智の名火之燒炭とも見えしかは上古に炭をスミといふ事なしともいふべからず。なども云ふべけれど古事記には火之炫彦とするせり。世に行はるる舊事紀に見えし所は傳寫のすでに誤れりと見えたり。

筆

筆フミデ 倭名鈔に筆讀てフミデといふと見えたり。フミとは書也。テは手也。猶和幣をニギデといふ事の如し。執りて書するをいふなり。



即今フデといふは其語の急なるなり。

又漢語抄を引て鬚筆はハケ陸詞切韻に鬚以漆塗物也といふと見えたりハケといふ義詳ならず。

硯

スミスリ 倭名鈔に硯よむてスミスリといふ其義明かなり。

即今スバリといふも語の急なるなり。

水滴器讀てスミスリガメといふは水瓶をいふなるべし。

簡

フミダ 倭名鈔に簡札二字並に讀てフミダといひ簡所以寫書記事者也札は簡也といふ説を引きて註せりフミは書也タとは板也。

即今札をフダといふも語の急なるなりフミイタを呼ふ事の急にしてフミタと云ひし語のフンダとなりて後には又フダといふか如きによれば圓座をワラフダといひ履をアシタといふそのタといふも板の謂にて平かなる事板の如くなる事を云ひしなるべし。

書案讀てフミツクエといひ書櫃讀てフミヒツといふ案櫃等の釋は前に見えたり笈讀てフミハコといふ倭名鈔に唐韻を引て負書箱也といひ又風土記を引て狀如冠箱而卑と註せり後俗に笈よむでオヒといふは負書の説によれりと見えたりと後には

負書の事のためとも聞えずたゞ山伏または行脚の僧などの行李の具を云ふ事にはなりたり即今笈といふものを見るにこれは漢に避秦と名つけいふ所の物なり避秦と名つけいひし事はむかし秦の亂を避けしもの、衣衾藥物の屬を納れて負ひしが故なりさらば此物の始は秦韓人の此に負ひ來りしに因れるも知るべからず。

避秦の事は宋人小説の書に見えたり又高野ひじりといふ者の負ふものをむかしはヤロフと云ひき藥籠の字を用ゆ物の蓋の制にヤロウフタといふあるは此物の制にならひし也とふるき人のをしへたりきかの避秦の制を按するに藥籠の制に同じきものにぞありける。

已上文具

矛

ホコ 倭名鈔に楊子方言を引て戟或謂之干或謂之戈並に讀てホコといふと註し亦釋名を引て手戟曰矛人所持也字亦作鉞讀てテホコといふと註したり凡矛戟の類もとこれ其制の同じからぬによりて名も亦異なるなり本朝の令に矛稍の字見えしも矛者二丈矛也稍者丈二尺矛也と義解には註し舊事古事日本紀等にも矛皆讀てホコとは云ひけり後代に至てこそ手鉞などいふ者は聞えたるなれ我國の初陰陽二神天瓊矛をもて國土を生み成し給ひしと見えたり我國の兵器これより先なる物もあ

らず其制の始をも知るべからず亦ホコと云ひし義も詳ならず

舊事紀に見えし天瓊矛の字古事記には天沼矛としるせり日本紀は舊事紀に依りてしるされしかど瓊此曰努と註せられけり私記に或本に努字爲貳也蓋古者謂玉或爲努或爲貳兩說並に通すと云ひしかば瓊矛讀てヌホコといふ事は疑ふべからず然るを世の人讀てトホコといふ事心得られず思ふにこれは瓊矛は卽是獨鈷也讀て度保古といふなどしるせしものどもあるが故なり古事記の如きは舊事紀にしるされし所によらず改めて沼矛としるせし事は謂ある事とぞ覺ゆるまた或人の説にホコとは火によりて云ひし所なり亡の字讀てホロブといふも亦然り凡物を亡すもの火よりも猛きものはあらずまた其形も火の穂に象れりといふべきものなりといふなりさればホコとは火によりて云ひし所なりやと云ひしも如何があらんいまだ其徴となすべき事は見る所あらず

其後大己貴神此國を細戈千足國と名付られまた其國平げられし廣戈を天孫にまいらせられしなども見え天孫天降ませし初に建られし所の矛は今も猶日向國諸縣郡霧島嶽に現在せり神功皇后も杖にし給ひし所の矛をもて新羅の王門に植て給ひて後葉の標となされしとも見えたり日本武尊に賜り給ひし所また文武天皇の御世に

伊勢大神宮にまいらせられし所にも比々良木の八尋矛などいふもの聞え令には又諸臣の儀戈といふものも見え其餘平鉞三股鉞などいふが如きもありけり槍また讀てホコといふ令義解には木兩頭銳者即戈之屬也と見えたれど天智天皇の中大兄と申しまいらせし時に入鹿臣を斬り給ひしに自ら長槍を執り給ひしと見えれば鋒及なからむ物とも思はれず其後に花槍鎌槍餘尾槍などいふもの、如き木の頭銳きものとのみも見えす

後代に及びてヤリといふ者古の長槍の制によりて名付てヤリといひしは破の義と見えたり

劔ツルキ 舊事古事日本紀等に伊弉諾神十握劔の事見えて其餘劔の事どもしるされしも多けれども其始も不詳又ツルキといふも義不詳古事記には草薙劔の事をしてして都牟刈之太刀といひけりツムキといひツルキといふは其語の轉じたる也應神天皇の御歌にツノキノサヤとよみ給ひしをば日本紀釋に劔鞘也と註したりけり又古語にツルと云ひツノといふは相轉して云ひけり越前國敦賀郡を古には角鹿國と云ひし如き是也角をツノと云ひしは突く事あるの謂也また凡物の鋒刃あるをばキと云ひけり

銚ノキといひ、錐ノキといひ、釘ノキといふ物の類、其鋒あるをいふなり。鑽ノキ讀てヒキリといふも亦此義によれり。鑿ノキといひ、斧ノキといひ、鋤ノキといふの類は、其刃あるをいふなり。斬ノキ讀てキルといふも、此義に因れるなり。

さらば劔をツムギといひ、ツノキとも、ツルキとも云ひしは、其鋒刃ありて、突くべく斬るべきを云ひしなるべし。萬葉集に、劔の字讀てタチとも云ひけり。古時にツルギタチとも、タチツルギとも云ひしものは、舊説に常の太刀ノキ刀といへるは、片刃に刃をつけたる也。ツルキタチといへるは、うらうへに、刃をつけたると聞えたりといふ也。萬葉集抄刃讀てヤイバといふは、ヤイとは焼なり。焼刀また焼鎌などいふが如くに、燒き鍛ノキすをいふ。ハとは齒の物を斷つ義にとれるなり。

太刀ノキ

刀ノキ

倭名鈔に四聲字苑を引て、似劔而一刃曰刀。太刀讀てタチといひ。小刀讀てカタナといふと註しけり。前に記せし事の如く、古事記には、草薙劔をも都牟刈之太刀とするせしなり。タチといふは、斷也。そのよく物を斷つをいふ也。萬葉集には、太刀の字讀てタチといひけり。倭名鈔に小刀讀てカタナといふと見えたり。上古の時には、刀をばヒといひ、ヒエとも云ひ、小刀をばサビと云ひし也。サは小也。ヒは刀也。刀をヒといふ事は、氷木の條に見えたり。

古事記には、天孫海神の宮より還り給ひし時、佩ノキ給ひし小刀を解きて、送りまいらせし。和爾ノキの頭ノキに着けて返さる。其和爾は今に於て佐比持神といふ也と見えし。卽是也。又日本紀に、素戔嗚神、八岐大蛇を斬り給ひし劔を、蛇ノキ轉ノキ劔之劔と云ひ。又舊事紀に、稻飯命、拔劔入海、化爲劔持神と見えし。劔の字并に讀てサヒといふが如き。又是小刀を云ひし也。亦通しては、太刀をもサヒといひけり。推古天皇の御歌に、太刀ならばクレノマサビとよみ給ひしを、クレノマサビとは、吳之良劔之名也。日本紀釋には、註せしが如き是也。後にまたカタナと云ひし事は、卽一刃の義なり。我國の俗、凡物の雙なるをばモロと云ひて、諸の字を用ひ、雙なるをばカタといひて、片の字を用ゆ。又及ある物をば、ナともノとも、相轉していふ也。刀ノキ鋤ノキ斧ノキ鑿ノキなどいふが如き是也。其取佩く所の物なれば、又ハカシとも云ひけり。日本紀に、御刀の字讀てミハカシと云ひし卽是也。倭名鈔に唐韻を引て、櫛は劔柄也。讀てタチノツカといふ。鏢は劔鼻也。讀てツミハといふ。鞘は刀室也。讀てサヤといふと註せり。日本紀には、劔柄の字讀てタカヒといふ。釋には、神世の昔は、劔の柄をタカヒといふ。日向國風土紀に、宮崎郡高日村は、昔は天より降れる神、劔柄をもて、此地に置き給ひしによりて、劔柄村と云ひしを、後人改て高日村といふと見えし。卽是也。と見えたり。されど、劔柄をタカヒと云ひし義の如きは、不詳。古事記に、道臣命、大久

米命等横刀之手上ヲを握りて、宇陀の兄宇迦斯を罵ののしりしといふこと見えたり。タカミとは即手上也。考工記に、劔莖人所握、鐔以上也といふに、自ら合ぬるなり。タカミといひ、タカヒといふは、即轉語なり。

鐔をツミハといふ義不詳。倭名鈔蠶絲具に、鐔讀でツミといふものは、今俗にツムといふ物にして、其物に輪あるを、また俗にツムノハといふなり。刀劔の鐔、其制のよく此物に似たりければ、ツムハとは云ひし也。

即今俗に細太刀の鐔を、フンドウなどいふ事の如し。鞘讀でサヤといふは、サは小也、ヤは室也、即刀室の義なる也。古語にサハとも云ひしは、その語の轉せしなり。

古語にはサヒヤと云ひしを、其語急にして、サヤと云ひしも、亦知るべからず。小刀をサヒと云ひし事、本文に詳なり。

又倭名鈔に、鐔讀でオビトリといふは、其取り佩く所なるをいふ也。劔鞘讀でタチノフクロといふは、説文に、鞘は劔衣也といふ即是也。

弓ユミ 我國の弓矢の始、詳ならず。月神まだ月弓尊と申せしことのみ見えたれば、其物既に太古の初よりして聞えたるなり。ユミといふ義、詳ならず。萬葉集の歌には、弓をイ

といひし事見えたり。古語にユといひ、イといふは、相通じて云ひしが故なり。詳の註にされば、弓をユと云ひしは、射の義にして、又ユミとも、ユムとも云ひしが如きは、猶齋をイといひ、イミといひ、イムと云ひしが如くなるべし。

或人の説に、ユミといふは、ユガミ也。其形のユカミぬるに因れりといふ。ユカミとは、弓上也。ユカムなどいふ詞は、弓によりてこそいひし所なれ。萬葉集には、弓上の字をユズエとも讀みけり。

また弓をミトラシと云ひしは、御執也。男子の執る所の物なるをいふなり。萬葉集抄に、ミトラシは御弓也。ミトラシといふは、轉語也といふ即是也。

弓は男子の執る所也とは、崇神天皇紀に、天下の人民に始て調役を科せられしに、男の頭コノラシ調ツクと名づけられし如きをもて、古の俗を知るべきなり。

倭名鈔に釋名を引て、弓末曰、彌ユミハズといふ。中央曰、附ユミヅカといふと見えしは、俗にユハズといひ、ユヅカといふものは、是也。古事記には、弓端の字を用ひて、讀でユミハズと云ひ、また萬葉集抄には、ハズとハシといふ、同言也。物に隨て、ハズをつくるに、矢もしは張殿ハシのシ井シなどのハズをば、中をえりて、うらうへのハシにつく、弓のハズは、中につくる物なれば、中ハズといふと見えたり。されど弓も矢も、ハズといふものは、弦

を合む所なれば其義を稽に取りけんも知るべからずツカとは猶束といふが如し。手の握る所なるを云ふなり。倭名鈔に、弦讀てユミツルといふ。萬葉集の歌には、ツラと讀みけり。俗にツルといふ即是也。ツルとは、鈎連之義にして、其弓の本末を掛て引くべきをいふ也。

鈎の字は懸物引留るをいふと見えたり。或人の説に蔓を借りて、弦の名ありと見えし。心得られず。もしさらば魚を釣などいふも蔓を借りてや云ひぬらん。凡そ字義には虚なる實なるそのわかれありて同じきに似て異なるあり。心得べき事なり。

又倭名鈔に、弩讀てオホユミといふと註せり。

**箭** ヤ 矢よむ事また同じ。日本紀私記には矢は以弓射遣之義也と見えればヤとは破なり。其物を破るをいふなるべし。石を破る鐵器にヤといふもの、あるも亦此義なるなり。

今も俗に破る事をヤルといひ破れし事をヤレといふなり。そのルといひレといふが如きは詞助なり。ヤといふは即破也。後にまたヤブルヤブレなどいふが如きは、矢觸なり。矢の觸る、義也。たとへば毒氣に感じ觸れしをカブレなどいふは、蚊觸の義なるべし。

倭名鈔に註して釋名に箭は其體曰箠ヤガラ。旁曰羽ハ。其足曰鏑或謂之鏃ヤサキ。俗にはヤジリといふ。揚雄方言に鏃不銳者謂之平題。イタツキ。唐韻に箠は箭受弦處也といふは、ヤハズ也と見えたり。

箠讀でカラといふは、其字の音の轉せし也。ハといひ。サキといふ義の如きは下の註に見えたり。イタツキといふ。義不詳。ハズは弓の註に見えたり。倭名鈔に鏑鏃並に讀でヤサキといふ事は見えたり。も、鳴鏑をカブラといふ事は見えす。鳴鏑の事は下の蔓菁の註に見ゆ。

**鞞** ユキ 倭名鈔に釋名を引て、步人所帶曰鞞。以箭又其中也。讀でユキといふと註せり。H 箭五百箭之鞞を著け給ひし事。見えれば盛矢器を名つけてユキといひしは、太古よりの語にてあるなり。

舊事紀日本紀等に見えたり。千箭五百箭の字。古事記には千入五百入に作れり。古語に凡物を盛る器を云ひてケといふ。亦轉してはキと云ひけり。

其ケといひしは、箭の字を借用ひたり。櫛筒麻筒などしるせし如き是也。ユキとは弓筒也。猶射具といふか如し。倭名鈔また周禮註を引て、箠は盛矢器也。ヤナクヒと讀む。唐令に胡箠二字を用ゆと註せり。ヤナクヒとは、矢之筒也。古語にノといふ詞

助をナと云ひしこと尋常なり。クヒとはキといふ語を呼ぶ事の緩きなり。後の俗また箠の字を讀てエヒラといひ。笛箠等の字をも用ひたり。エヒラといふ事。義不詳。倭名鈔には。蠶絲具に。蠶箠の字を載せ。兼名苑を引て。箠一名箠。養蠶器。施蠶於其上。令作蠶者也。讀てエヒラといふと註したり。彼是を併せ按するに。古の時。盛矢器をば。ユキといひ。中比にはヤナクヒといひしを。其後又蠶箠の制の如く作りなしてよりて。エヒラと名づけしところ見えたり。

盛矢器。古今の制亦多し。後にまたウツホといふものあり。東鑑には。羽壺としるしたり。是等の類。古に聞えざる物をば。釋するに及はず。

**鞞** トモ 倭名鈔に。蔣飭切韻を引て。鞞は在臂避弦具也。讀てトモといふ。揚氏漢語鈔日本紀等に。鞞字を用ゆ。本文未詳と註したり。鞞字始て舊事紀に見えて。古事記日本紀等に見えし所亦同じ。トモ或は讀てカラといふ。日本紀には。上古の時。俗號鞞謂褒武多としるされ。鞞字讀てホムダといふとも註せられたり。さらばホムダとも。カラとも。トモともいふ。一物にして三名あるなり。其義並に不詳。鞞字の如きは。我國之俗。創造れる所とぞ見えぬる。

此もの猶今も古の遺制はあるなり。其字革に从ひ。丙に从ひしは。柄の字讀てカラと

いふに倣ひて。此字創造りて。又讀てカラといふに似たり。凡そ此物の事を詳にせん言長ければこゝに註せず。

倭名鈔また射鞞の字を載せ。説文を引て。鞞は射臂沓也。讀てタマキといふ。一に小手といふなりと註せしは。舊事紀に。饒速日尊の手貫と見えしものと。一物にして。射る時に手を貫き纏ふもの。俗に弓小手といふ是也。倭名鈔また毛詩註を引て。鞞は扶也。讀てユミカケといふと註せしは。俗に弓懸としるして。ユガケといふもの。卽是也。倭名鈔に。的よむでマトといふ。日本紀には。的讀てイクハと云ひけり。其義並不詳。萬葉集に。圓方の字讀てマトガタと云ひしに據る時は。マトとは其形の圓なるによりて。名つけいひし所也。倭名鈔にまた楊氏漢語抄を引て。射梁讀てイクハドコロといふ。此間には。アムツチといふ。今按又用朔字と註せしは。今俗にアツチといふもの。是也。されど其制の如きは。古に同じからず。

**幡** ハタ 倭名鈔に考工記を引て。幡は旌旗之總名也。讀てハタといふと註せり。我國の旌旗の制。其始不詳。舊事紀に。伊弉册神を紀伊國熊野有馬村に葬る。土俗祭此神之魂者。花時以花祭。復用鼓吹幡旗歌舞而祭と見えたり。其因り來る所。既に久しき事なり。推古天皇紀に。上宮太子の奏請によりて。大楯及鞞また旗幟に繪が、れしと見えしが如き

は本朝の仗旗此比にや備りぬらん萬葉集抄にハタといふは古語にハと云ひしは長也タといひしは手也手の長くしてかゝれるをいふ也と見えたり古に手と云ひしもの後にはまたアシとも云ひけり倭名鈔に唐韻を引て旗は旌旗之末垂者也讀てハタアシといふと見えし即是也

楯タテ 日神天磐屋戸にこもりませし時に彦狹知神をして作盾とせられ神武天皇即位の日宇麻志麻治命矛盾を造備られ推古天皇の御世に大楯作られしなどいふ事によれば已上舊事古事日本紀古の時には兵器のためのみにもあらず儀衛にも備られし所なる也タテと云ひしは立也神武天皇東征之日草香津に至りて楯盾られし所を盾津と云ひし事舊事古事日本紀等に見えし即是也倭名鈔に釋名を引て狹而長曰步楯歩兵所持也讀てテタテといふと註せしは用明天皇紀に大伴毘羅夫手に弓箭皮楯を執りしと見えしが如き即其物の類とは見えけり

甲ヨロヒ 倭名鈔に釋名を引て甲者似物之有鱗甲也讀てヨロヒといふと註せり古語には甲をばカワラといひけり日本紀に崇神天皇十年武埴安彦タケノコノミコが兵官軍のために破られ脱甲而逃時人號其脱甲處曰伽和羅カワラと見え古事記に應神天皇の皇子大山守命宇遲を襲はむとして河を渡るに及びて水中に墜ち入り死し給ひしを釣をもて探るに

其衣の中の甲に繋りしかば其地を號して訶和羅といふ也など見えし即是也其カワラと云ひし如きも物の鱗甲あるの義に相合へる也今も俗に龜の甲をカメノカワラなどいふ亦是也

武内宿禰を高良明神といふもこの義にとれるなり其後にヨロヒと名づけ云ひし事いづれの頃ほひにや始りぬらむ日本紀に據るに鎧の字讀てヨロヒといふは百濟の方言に出しに似てけり又倭名鈔に説文を引て冑讀てカプトといふ首鎧也と註しけり此物いにしへにありてはいかにや云ひけんカプトといふが如きはもとこれ韓國の方言に出し也

古の時韓地の語にカプトと云ひし如きはもとこれ冑の二字を其方音をもて呼びしなるべし即今も朝鮮の音には甲を呼びてカプトといふなり又ヨロヒといふ事ももとこれ我國の語に出たらむにはヨソヒといふ語の轉せしなるべし天武天皇の御時文武の官をして兵を習はしめられし語に兵馬並當身裝束之物務具備足よと見えて裝束の字讀てヨソヒといふヨソヒとは猶軍裝といふが如し又冑の標を笠幟といふ事は古くより聞えし所也日神天磐屋戸にこもりませし時に手置帆眞神カサネを作笠とし彦狹知の神を作盾とすと見えその後また饒速日尊ニギハヤヒを此國に降されし時にも物部

等の祖天津麻良笠縫等の祖天曾蘇天津赤占等をして供奉せしめられしなどいふ事  
 舊事紀に見えたり。其事から武事の備の如くに見えれば、その笠といふもの、雨を禦  
 く爲のみにあらず、漢に氈笠などいふ者の如くなりしも知るべからず。鐵冑の制其  
 始笠といふものに事起りしかば、後代に及びて冑のしるしを笠幟といふ遺言ありし  
 も、また知るべからず。按ずるに今も東方蝦夷の地にしては、戦の時に笠をかぶるなり。  
 それを東方の俗語に、タガラガフシと云ふなり。細木を骨となして藤をもて編みし物  
 也。

倭名鈔に征戰弓劍等の具の見えし所釋しつべき事あるは、こゝに録せり。詳なる事  
 は、むかし輯録せし所の書に見えたれば、本朝軍器考こゝには唯その大要をのみ擧げぬ。

已上武器

東雅卷之十一

器用第十一

鼎アシカナヘ 倭名鈔に説文を引て、鼎は三足兩耳、和五味之寶器也。讀てアシカナヘと

いふと註せり。鼎讀てアシカナヘといふが如きは、古訓にはあらず。古には甕を呼ひて  
 カマと云ひ、釜を呼びてカナヘと云ひ、鼎を呼びてはアシカナヘと云ひけり。釜をカマ  
 といひ、甕をカマドといひ、鼎をカナヘといふが如きは、後の俗に出でしなり。アシカナ  
 ヘと云ひしは、其三足あるか故なり。カナとは金也。銅鐵之總名也。ヘとは上古之俗、凡器  
 を呼ひし總名也。嚴鏡讀てイツベといひ、忌鏡讀てイムベと云ひ、火鏡讀てホノヘとい  
 ひ、塙をナベといひ、罐をツルヘといふが如き皆是也。後これに倣ふべし。

古語に凡物の間隔あるをヒと云ひけり。日本紀に問よむでヒといふが如き是也。ヒ  
 また轉してヘといひ。メとも云ひけり。鼎釜の屬を呼ひてヘと云ひしは、其水火の間  
 にあるを云ひけり。椀櫃の屬をヒツといひ、瓶甕の屬をカメといふ。其義を取る事亦  
 然り。間隔の字、後にヒマヘタテなどよむ。又此義にてあるなり。



**釜** カナへ 倭名鈔に釜はカナへ。一にマロカナへといふと註したり。カナへの義は鼎の釋に見えたり。マロカナへとは其腹下の圓かなるを云ふなり。釜をカマといひ。竈をカマドといふが如きは。後の俗より出でたり。

古には竈をカマと云ひしを。後俗に釜をよみてカマとなし。遂に竈をばカマドといふに至れり。カマドとは竈殿の語訛りしなり。されども。今も鹽を焼きぬる竈。又瓦を焼きぬる竈の如きは。カマといふ。これ古語の遺れるなり。釜をカマといふが如きは。韓地の方言にや出でぬらん。即今も朝鮮の俗。釜を呼ひてカマといふなり。

**鍍** サカリ 倭名鈔に四聲字苑を引て。鍍は似釜而大口。一云小釜也。漢語抄にはサガリといふ。俗には懸釜の字を用ゆと註す。サガリとは下也。その下けて懸くべきをいふなり。釜鍍の屬今も方俗によりて。其制おなじからず。古の制の如き。猶詳にすべからず。今に依りて云はんには。釜は俗にはハガマといふ物の如くにて。鍍は茶釜といふ物の如くにして。懸くべき者をいふなるべし。されど釜に似て大口ならんものといふなれば。即今鹽をやきぬる物の如くなるをいふに似たり。

**銚子** サシナベ 倭名鈔に四聲字苑を引て。銚は燒器似鍋。而上有鍍也。辨色立成に。サシナベといふ。俗にはサスナへといふなりと註したり。其註せし所に據れば。猶今の銚子といふ者の制の如くにして。鍍とは俗に鉸といふものをいふに似たり。サシナへとも。サスナへとも云ひしは。匱を半挿ハシマといふが如くに。其注くべき道あるをいふ也。後の世の如く。銚子の字の音をもて呼びて。酒器となす者にはあらず。ナベの義は下に見えたり。

匱は前の註に見えたり。鍍といふものは。漢に提梁といふものにて。匱の柄中に注くべき道ありと云ひしは。漢に流といふものを云ふなり。酒器の銚子といふものは。毛詩に酌似大斗などいふもの、類をいふなり。

**鍍子** ヒラガナへ 倭名鈔に方言要目を引て。鍍はヒラカナへといふ。今按するに和名なし。俗に稱する鍍子は。煖酒之器也と註せり。此註に據る時は。順の頭はひ。鍍子をば字の音のまゝに呼びしと見えたり。煖酒之器ならむには。即今俗にカミナベといふ物の類をいふ也。

即今煖酒之器を。カンナベといふは。カミナベ也。カミナベとは温釀をいふ也。或はカナナベといふ語の轉して。カンナベといひしも。また知るべからず。

**鎗** アシナベ 倭名鈔に唐韻を引て。鎗字亦作鎗。漢語抄にアシナへと云ふと註せり。アシナは足也。猶アシカナへといふが如し。六書故に據るに。鎗は俗作鎗。耳足ある器と見えたり。

り。今の如きは此制を見ず。

鍋

カナ、ベ。倭名鈔に唐式を引て。鐵鍋はカナ、ベといふと註し。又辨色立成を引て。塙はナベといふ。今按するに金謂之鍋。瓦謂之塙。字或相通と註したり。ナベとは古語に中を呼びてナといふ。日本紀釋に。中の字讀てナといふ是也。ベとは間也。隔也。其中に盛る所の物を隔つるを云ふなり。凡ナベといふもの。皆これに倣ふべし。鍋よびてカナナベと云ひしは。土を以て作れるものに分つなり。日本紀に甌の字。讀でナベといひしは。瓦なるものを云ひしなり。さらば此物の始は。土をもて作りしより起れるにぞあるべき。今の如きは。土をもて作れるものを。土鍋と云ひて。鍋をばナベといふ事になりぬ。

熬

イリナベ。倭名鈔に四聲字苑を引て。熬は炒餅鐵盤也。今按するに。此間に煎餅盤といふ是也と註せり。今の如きは。熬讀てイリナベといふあり。

或人の説に。大者爲鏝。淺者爲熬。鏝はヒラナベ。熬はイリナベといふなり。鏝をヒラナベといふは。方言要目讀てヒラカナヘといふに據りぬるなり。熬は増韻に釜の屬とのみ註して。其形の制は。不詳。倭名鈔に煎餅盤といふが如きは。即今も其物あり。今俗にイリナベといふもの、如きは。其形制。煎餅盤には同じからず。凡そかゝる者の類は。其方俗にもより。又時制にもよる所なれば。今に依りて古を推すべからぬ事共多

かり。強て其説をなすべからず。また今俗に瓦器のホウロクといふもの。熬の屬なるものなり。古よりありしものにや。詳なる事を知らず。物を焙する事を。ホイロを取るなどいふは。火色なり。其火を得て色の變するをいふなり。ホウロクとはホイロの器なるをいふ。クとは器を呼びてケと云ひ。キといふ語の轉せし也。下學集に。焙爐の字讀てホイロといふは。漢音をもて呼びし所にて。それは火鉢の類別に一物なり。

鈔

鑪

サフラ

倭名鈔に唐韻を引て。鈔鑪は銅器也。鈔鑪音與沙羅同。俗云沙布羅。今按するに。或説云。新羅金椀。出新羅國。後人謂之雜羅者。新羅之訛也。正説未詳と註せり。サフラとは。もとこれ新羅方言也。即鈔鑪也。雜羅の義にはあらず。即今も朝鮮より此器を出せり。俗にサハリといふは。サフラの音の轉したるなり。倭名鈔また別に金椀を載せ。讀てカナマリと云ひ。日本靈異記を引て。鏡の字俗にカナマリといふ。其字所出不詳。古語謂椀爲末利。金椀の字を用ゆべしと註したり。新羅金椀。後人これを雜羅といふの説に依れば。カナマリといひ。サフラといふもの。もとこれ異なる物にはあらず。我國にしてカナマリといふもの。彼國にしてサフラと云ひし也。カナといふは。金也。マリといふは。マルといふ語の轉せしにて。其形の圓なるをいふ也。鏡の字讀てマリといふが如きは。靈異記に見えしのみにもあらず。日本紀に玉椀の字讀てタママリといふなり。唯その鏡

讀てマリといふ義は詳ならず。

鏡はもとこれ剗の同字也。日本紀に借用ひて讀てマリと云ひし、必その説あるべけれど、今は則義かけぬ。

鉢

ハチ 倭名鈔に四聲字苑を引て、學佛道者食器也。胡人謂之孟、今按するに和名以音爲名と註せり。此器梵語には鉢多羅と云ひしを、漢に通稱して鉢孟とは云ひけり。此間の僧家にもある所なり。今俗に盤屬に鉢とよぶ所の物にはあらず。

今俗家に鉢といふものは、下に見えたり。又俗に首鐙をよびて鉢といひ、腦蓋を呼びても鉢といふ也。抹額をよびて鉢巻といふが如き。又是に依れり、諧聲品字箋に盃は孟屬、即鉢也。今謂首鐙曰盃と見えたり。さらば彼俗にも首鐙を呼ぶ事、此間の俗に同じかりけり。腦蓋を呼びて鉢といふが如きは、もとこれ首鐙に依りて云ひしなるべし。

已上金器

樽

タル 倭名鈔漆器の類に、辨色立成を引て、酒樽有脚酒器也。字與尊同。又作樽。今按無和名、俗稱其聲と註せり。尊はもと銅器也。倭名鈔すでに漆器となし、後人讀てタルと云ひし事、並に其義詳ならず。

後俗また極の字を用ひて、酒器となし、讀むこと樽と同じ、極はもとこれ篋楚の字也。篋に同じくして、酒器の名にはあらず。其字木に从ひ垂に从ひぬるによりて、借用ひて讀む事、垂の如くにして、酒器とはなしたるなり。

又倭名鈔に蔣紡切韻に、樽は酒海也といふ。今按するに、俗所用樽と酒海と、各異なりと註したり。さらば順の頃ほひ、酒海と云ひしもの、漢にいふ所とは、既に同じからず。

倭名鈔には、酒海は漆器類にして、延喜式にも、内匠寮にして、酒海を造る朱漆等の料、詳に見えたらば、其漆器なること疑ふべからず。或説に、古制瓦器なる物ありといふ事あり。古の時ツボといふもの、如きも、木をもて造れるあり、瓦をもて造れるあり。ナベといふもの、如きも、鍍をもて造れるあり、瓦をもて造れるあり。これら其名は同じけれども、其質は各異なり。酒海の如きも、また木瓦の二式ありしも知るべからず。

壺

ツボ 倭名鈔漆器の類に、周禮註を引て、壺はツボ、所以盛飲也と註し、又瓦器の類に、楊氏漢語抄を引て、卮はツボ壺也。今按するに、木謂之壺、瓦謂之卮と註せり。壺といひ卮といふ、古制は知るべからず。ツボとは、其形の圓なるを云ひしと見えたり。古の俗、凡物の形圓なるを呼びて、ツボといひ、ツブといふ、圓讀てツブラといひ、粒讀てツブと云ひ、水

沫をミツポと云ひ、草木の蓍蓄をツボミといふが如き、皆是也。壺の如きも、古にはツブと云ひけり。日本紀に、壺此にツブといふと註せられし、即是也。

倭名鈔に唐韻を引て、櫛は酒器也。字亦作櫛。本朝式にいふ櫛子と註せり。これら又漆器也。説文によるに、櫛本作櫛。似壺容一斛之器也。と註したり。さらば櫛もまた壺の屬也。毛詩に、金罍の字の如き、舊讀でモタヒといふ。倭名鈔に、櫛櫛等の字には、和訓をば註せず。魏の字讀でモタヒといひけり。是等の如きも、其説あるべけれど、詳なる事を知らず。

酒臺

シリサラ 倭名鈔に、東宮舊事、辨色立成等を引て、酒臺、酒臺子、並讀でシリザラといふと註したり。シリといふは下なり。サラとは盤なり。此もまた漆器なり。其制の如きは、詳ならず。

盤讀でサラといふは下に見えたり。

疊子

ウルシヌリノサラ 倭名鈔に、唐式に飯碗、羹碗、疊子各一といふ。疊子は楊氏漢語抄に、ウルシヌリノサラといふなり。又唐令の朱合は、今按するに、俗に云ふ、朱漆合子也。と註せり。疊子合子等の制の如き、今は知るべからず。後の俗に碗といひ、御器といひ、引入れといひ、合子といふもの、如き、其遺制也と見えたり。

大槃

タイハン 倭名鈔に、唐式の大槃は、本朝式にいふ朱漆臺槃、黑漆臺槃也と註せり。即今の臺盤是也。大山津見神、其二女して、百取机代之物モトリノツマシを持しめて、皇孫の尊に參らせしと見えし。机といふもの、此物の始とぞ見えたる。南北史等に、我國の人、食に盤俎なしなど見えしは、いかに傳へ謬りたりけん。覺束なき事なり。

箸

ハシ 倭名鈔に、筋はハシ字、又作箸。唐韻に、筋は匙箸也といふ。匙カヒ、兼名苑に、七一名は匙といひ、説文に、匕は所以取飯也と云ふと註したり。箸をハシといふは、皆也。其食を取る事の、鳥背の如くなるをいふなり。又ハシとは端也。古には細く削れる竹の中を折屈めて、其端と端とをむかひ合せて、食を取りしかば、かく名づけしなり。猶弓の梢、箭の筈をハズといふが如しといふ也。カヒとは古語に物の柄を呼びてカヒといふ。匕匙飯匙の如き、并にカヒといふも其義也。

古の時に、箸竹幾株など云ひしは、今の如く二筋をもて、一前などいひし如くにはあらず。細く削り成したる一筋を、中より屈めて、その兩端を對して、食を取りたるなり。萬葉集に見えし、弟の挽歌に、父母が成しのまに、箸向ふともよみ。又今も、諺に、箸折り屈めし兄弟なり、など云ふ事のあるは、古の遺言にして、其本一つなるもの、相向ひぬるをいふなり。

已上漆器

甌ミカ 甌サラケ 倭名鈔に本朝式を引て、甌ミカ、甌サラケ。今按ずるに、甌字所出未詳。辨色立成には、大甌をミカと云ひ、淺甌をサラケといふと註せり。ミカとはミは深也、山深讀てミヤマと古語にカと云ひしは、ヤクといふ語を合呼ひし也。ヤクは燒なり、即今俗に盜器を呼びて燒物といふが如く、瓦器にして深きをいふ也。サラケとは、サラは淺也、ケはカといふ語の轉せし也、瓦器にして淺きをいひし也。

淺をアサといふ。アは發語の詞也、古語にサと云ひしは、細也、小也、狹也、淺也。サラと云ひしは、即これ詞助なる也。

甌の字の如きは所出不詳、我國の俗、創造れる所なるも知るべからず、舊説に、凡物の大なる、甌といふとも見えたり。

游罏ユカ 倭名鈔に唐韻を引て、罏は甌也、楊氏漢語抄に、游罏はユカといふ、今按ずるに、俗人大桶を呼て、ユカヲケといふ是也、辨色立成にオホミカといふと註せり、游罏讀でユカといふは、字の音をもて呼ひしなり、オホミカといふは、オホは大也、ミカは甌也、俗に大桶をユカヲケといふ事は、ユカとは甌の極めて大なる者を云ひしかば、大桶をも亦かく云ひしと見えたり。

即今俗に、酒戸の大桶をオホコカなどいふは、ユカヲケといふ語の轉語せしと見えたり。

甕モタヒ 倭名鈔に楊氏方言を引て、甕モタヒ、甕モタヒ等の字、共に讀でモタヒと云ひ、甕又作瓮、甕亦作罍と註せり、舊事紀日本紀の如きは、甕讀でミカと云ひけり、建甕タマシ、甕タマシ、甕タマシ等の甕の字を讀む事の如きは是也、さらば上古の時、總てはこれをミカと云ひしを後世の俗、其制の大小によりて、名つけ呼ぶ所を相わかれたりけるなり、モタヒといふ義の如きは不詳。

上の欄字の註を併見るべし、モタヒといふは、モタは持つなり、ヒとは即器也、その擁持しつべきを云ひしに似たり。

瓶子カメ 倭名鈔に楊氏漢語抄を引て、瓶子讀でカメといふと註せり、カは甌讀でミカといふカに同じくして、メは古語に器を呼ぶ語なり、カメとは瓦器と云ふが如く、酒瓶の如きは、後俗また字音をもて呼ひけり、ヘイジなどいふ、瓶子胡瓶などの如きは是也、古語に器を呼びて、ヒと云ひ、へといひ、メと云ひし事は、鼎の註に見えたり。

盃サカヅキ 倭名鈔瓦器類に、方言註、兼名苑等を引て、盃亦作杯、一名卮、盃之最小者曰盃、並讀でサカヅキといふと註せり、筑後國風土記に據るに、古の俗には、酒盃をば宇根波

と云ひけり。

日本紀には筑紫俗號蓋曰浮葉としるされたり。さらばウキハと云ひしは筑紫の方言に出でしと見えたり。ウキハと云ひしハは葉なり。古俗酒をも葉に盛りて飲みけり。御酒イカサ柏カシと云ひしか如き是也。蓋もと葉によりて造り出しければ、かくいふなり。ウキは浮なり。詳なる事は、柏葉の註に見えたり。

サカヅキとは、サカは酒也。ツキは古語瓦器を呼てツキといふ。高坏短坏等の如き是也。後俗また器の字を讀てツキといふ。下器讀てカヅキといひ。窪器よむでクボツキといふが如き是也。倭名鈔に見えしサカヅキといふものも、今の如くに漆器なるものを云ひしにはあらず。即今カハラケといふものも是也。カハラケといふは、カハラは瓦也。ケは筒也。古には凡そ食を盛るものを呼ひて筒といひけり。俗には土器を讀てカハラケといふ也。

ツキとは、古語に器を呼てケといひ。キといひしかば、土をもて作れる器なるを云ひしに似たり。土器の字の音をもてや呼ひぬらん。後俗又これによりて、凡そ器をよみてツキといふなり。飯次湯次イヒツキなどいふ類是也。また鍾の字讀でサカヅキといふ也。即今瓷器にしてチヨクといふものも是也。鍾をよびてチヨクといふは、福建及び朝鮮の

方言なるを、近俗かの方言の如くに呼ひしなり。

盃

マリ 倭名鈔に説文を引て盃の字又作碗。小孟也。辨色立成にマリといふ。俗にはモヒといふと註せり。マリとは圓也。鈔籙の註に見えたり。モヒと云ひしは釋日本紀に、武烈天皇紀に見えし影媛の歌に、玉筒には飯さへ盛り。玉盃タマヒに水さへ盛りといふ事を釋して、ヒといふは並也。飯に並びて水を盛るを云ふ也と見えたり。さらば碗を又モヒと云ひしは、モとは盛也。ヒとは並也。筒に盛りし飯に並びて物を盛るものなるを云ひしなり。萬葉集抄には、モヒとは葉碗也といひたり。又或説には延喜式に片碗と見えしは、底深き器をいふ也とも見えたり。此物倭名鈔には、瓦器類に載しかども、玉碗と云ひ。金碗といふものありて、また葉碗讀てクボテといふ物もあれば、古の時も、瓦器をのみ碗とせしとは見えす。延喜式に見えし所は、土器なるものをば鏡形カガミガタとするされたる也。今の如きも漆器なるあり。瓷器なるあり。碗の字呼びてワンといひて、漆器なるものは、古の飯碗羹碗の類也。瓷器なる物は、茶碗也。其餘瓦器にして碗といふものは見えす。

今俗に飯碗といひ。汁碗といふものは、古の大碗中碗の類にして、平皿といふは、古の盤の如く。壺皿といふは、古の窪坏クボツキの如く。笠といふものは、古の笠形の葉盤ハツクといふもの、如く。延喜式に見えし漆器の大碗、徑八寸六分、深三寸。中碗、徑七寸八分、深二寸。盤

の徑八寸、窪、徑五寸、深一寸五分、又葉椀に盛りしものを覆ふに笠形葉盤をもてすなど見えたり、今を去る事百餘年前の御器といふ物を見るに、今の物の如く、其形小きにはあらず、大やう式に見えし所に相近し、又椀の字よびて、ツンといふ事は、我國に禪法始れるより後の事にして、宋國の音也、古の時に引入合子など云ひし物也と、塵添盛鉢抄に見えたり。

盆

ヒラカ 倭名鈔に唐韻を引て、盆は瓦器也、字亦作盆、辨色立成にヒラカといひ、俗にはホドキといふと註せり、舊事紀古事記等に櫛八玉神、海底之埴をもて、天之八十毗良迦を作りし事みえ、舊事紀日本紀に、神武天皇天香山の埴をもて、八十平盆、天手扶八十枚、嚴盆を作り給ひし事みえ、太神宮本紀に、天八十枚加と見えて、日本紀釋には、平賀者盛供神物之土器なりと見えし、即是也、ヒラは平也、其形をいふ也、カは燒也、瓦器なるを云ふなり、猶漢に瓦盆といふが如くなり、ホトギの義詳ならず。

ホドとは臍といふが如く、キは器也、其形の窪かなるを云ひしと見えたり、また嚴盆讀てイツへといふ、日本紀釋には、凡嚴盆は祭神土器總名也と見え、また崇神天皇紀に、忌盆は嚴盆の如くと釋せり、イツといひ、イムといふ、并に尊ふの詞なり、へといふは器也、今俗に盆といふものは、即此等の屬なり、古の時、瓦器を云ひし如くにはあ

らす

日本紀釋に、又嚴盆を釋して、今按するに、嚴は嚴重也、盆は大瓶也と云ひけり、盆は即盆也、盆と瓶とは其物各異也、此說の如きは然るべしとも思はれず、今俗にインベヤキといふが如きは、即忌盆也、又古瓦器の事をスヤキといふは、スは陶也、ヤキは燒也、陶器の字讀てスエツキといふが如し。

盤

サラ 倭名鈔に唐韻を引て、盤は器名也と註し、また器皿の字を註して、皿は器總名也と言て、其訓の如きは註せず、古語にサラといひしは、凡器の淺きを云ひけり、されば後の人、皿の字を讀む事も、又古に盤の字よみしが如くなる也、日本紀には、葉盤の字讀てヒラテといひ、釋には、柏葉盛物也と云ひたり、これは我國太古の俗、凡飲食の物盛るに葉をもてして、これをヒラテと云ひしに因りてなり、其後これに代ふるに、瓦器をもてして、名づけてサラと云ひしかば、盤又讀てサラといふ也、今の如きは磁碟、漆碟の類を呼て、サラといふ物はあれど、盤の字讀てサラといふ事は聞えず。

即今の俗、盤は其字の音をもて呼びて、また瓦器なる物もあらず、サラといふ物は、則磁碟也、漆碟也、また碟子よびて、チャツといふものは、漢字をもてよびしなり。

瓷

倭名鈔に唐韻を引て、瓷は瓦器也、俗に瓷器をいひて、シノウツハモノといふが如

き是也其字の音をもて呼びしと見えたり。萬葉集抄には青丹吉奈羅といふ事を釋して。或説に崇神天皇の御世に和珥武鏝坂上に鎮座せし忌翁はアヲニ也。されば青瓷吉那羅とは云ふ也と見えたり。もし此説の如くならんには我國の瓷器因り來る事既に久しくして古の時にはニといひけり。後の俗よびてシと云ひしは其字の音にはあらずしてニといふ語の轉じたりけんも知るべからず。

古に瓦器といひしは今俗にスヤキといふもの、如くにして、泐汁を用ひず。瓷といふものは泐汁を用ひしものをいふなり。

**罐** ツルベ 倭名鈔瓦器類に唐韻を引て。罐は汲水器也。楊氏漢語抄にツルベといふと註したり。日本紀には瓶の字讀てツルベといひ。後俗また釣瓶の字を用ひて讀てツルベといふ也。

ツルベとはツルは繩もて繋るをいふなり。べは卽器也。後俗釣瓶の二字を用ゆるに至ては釣をよむ事訓の如く。瓶をよむ事音の如し。いはゆる湯桶讀にてあるなり。

已上瓦器

**捲** サスエ 倭名鈔に陸詞切韻考聲切韻等を引て。捲は器似斗屈木爲之。盃類也と註せり。サスは挿也。エは柄也。屈木爲之といふは今俗にマゲモノといふ物にして湯桶などい

ふもの、類也。

猶今も東國の民間には此物をもて酒器とする也。

**筥** ケ 倭名鈔木器の部に禮記註を引て。筥は盛食器也と註したり。我國の俗飯を盛る器を呼びてケと云ひし物は漢にいふ所の如く竹器也とは見えず。唯其字の盛食器也と見えしを取りて讀てケとなしたる也。

説文に。筥は飯及衣之器と見え。唐音には竹器。圓曰筥。方曰筥と見えたり。

されば倭名鈔にも。筥をば木器類に載たりし也。飯を盛る器を呼びてケといひし義不詳。古俗食をいひてケといひけり。されば食の字又讀てケといふ。舊説にアサケユフケなどいふは朝飯夕飯也と云ひし是也。草食を盛る物なれば其器をも又ケと云ひしにや。筥に盛る所なれば。食をも又ケと云ひしにや。詳なる事をば知らず。また倭名鈔に。櫛子は漢語抄にカレヒケといふ。俗に所謂破子是也と註せり。さらば破子の如きも。又ケとは云ひける也。

凡器をケと云ひしもの多かり。それか中ケとのみ云ひしは飯を盛る物を云ひけり。さらば凡器を呼ぶにケをもてせしはもとこれ飯を盛る器より起れるにぞあるべき。家にあれば筥に盛る飯を草枕旅にしあれば。椎の葉に盛るなどよみけり。延喜



式の内匠寮にて作れる銀器の御飯筒は徑六寸深一寸四分と見えけり。鹽麩抄に勸學院には飯を筒に盛る儀ありと見えたり。猶今も然るにや。また其制いかにやあるらん。いまだ其詳なる事を聞えず。

俎

マナイタ 倭名鈔に。史記に見えし刀俎の字を引て。俎はマナイタ。開元式に云。食刀切机各一。今按するに切机は即俎也と註せり。マナとは魚也。イタとは板也。その魚を割く板なるを云ふ也。

倭名鈔に。割刀訓は見えす。俗には庖丁といふなり。莊子に見えし庖丁の事によりて。宰割を執るものを庖丁人など云ひ。其用ゆる所の刀をも。またかく名つけしと見えたり。

麪杖

ムキオスキ 倭名鈔に。辨色立成を引て。麪杖はムキオスキといふと註たり。即今俗にムギオシといふ是也。

また俗に麪棒ともいふなり。

酒槽

サカフネ 倭名鈔に。酒槽讀てサカフネといふ。古事記には。酒船としるせり。酒槽を呼ひてサカフネといふは。其因り來る所殊に久しき事也。

槽をフネといふ義の如き。前の船の註に見えたり。

桶

ヲケ 倭名鈔に。蔣飭切韻を引て。桶はヲケ。汲水於井之器也。俗に火桶水桶茶桶腰桶等の名ありと註せり。ヲケとは。ヲは麻也。ケは筒也。延喜式に。麻筒としるされしもの是也。此物の始。績麻器より起りしかば。水火の桶の如きをも。皆呼てヲケと云ひし也。其制の如きも。二式あり。板を合て圓となし。束ぬるを竹篋をもてすると。木を屈めて圓となし。縫ふに樺皮をもてすると。是也。并に底を下に設くるもの也。

杓

ヒサゴ 倭名鈔に。唐韻を引て。杓はヒサゴ。斟水器也。瓢はナリヒサコ。瓠也。瓠は匏也。可。以爲飲器者也。と註せり。延喜式。鎮火祭祝詞に。伊佐奈美神。火神に焼れて。石隠れ給ふ時に。更に御子水神。匏。川菜。埴山。姫。四種の物を生み給ひて。此心あしき子の心荒ひそば。これをもて鎮り奉れと。事教へ悟し給ひきとみえたり。其匏といふは。舊事紀。日本紀等に。天吉葛讀てアマノヨサヅラといひしものにて。太古の俗。これをもて。斟水の器となす事を。云ひつきし所と見えたり。ヒサといふは。ヨサといふか如し。古語にヒといひしは。吉也。コといふは。則子也。ツラといふは。蔓なり。太古の時。ヨサヅラと云ひしは。後にヒサゴと云ひし詞なり。後の人。匏に倣ひて杓を造り。遂に杓を呼ひてヒサコといひしかば。匏をばナリヒサコといひし也。ナリとは。即生るなり。

鎮火祝詞に。火神を鎮められんために。四種のものを生み給ひしといふは。火を救ふ

に水を灌ぎ、泥をぬる事をいふなり。水神とは水也。埴山姫とは土也。匏は即匏瓜也。川菜は倭名鈔に川苔河苔等の字を讀てカハナといふ。泥に和すべきものなり。今俗にスサなといふものは是也。スサとは川菜の如き。沙草をいふに似たり。俗にヒサコといふに柄抄の二字を用るは訓と音とを合て呼ふ事。猶ツルベといふに釣瓶の二字を用ゆるが如し。亦呼びてカヒケといふはカヒも亦柄也。ケは筒也。古俗器を呼ぶの名なり。その柄あるの器なるをいふなり。

**白** ウス **杵** キネ 倭名鈔に四聲字苑を引て、白はウス。舂穀器也。杵はキネ。舂槌也と註せり。ウスとは、ウは大也。スは窠也。たとへば漢に窠臼などいふが如くに、其形の鳥窠の如くにして、大きなるをいふなり。キネとは、上古の俗、木槌の類を呼ひて、キと云ひしは木也。出雲國杵築社は、諸神宮所に參集りて、杵築せられし故にかく云ひしと。其國風土記に見えしが如き是也。ネは根也。太古の俗、ネと云ひしもの。草木の根をのみ云ひしにもあらず。椎櫛之末を椎根といひ、比々良木八尋、茅根など云ひしが如き是也。其代には舂くには、臼のほとりに、鼓をたて、擊鳴して、杵歌をたすけ、また酒を造るにも、臼に醸する事にぞありける。此等の事、古事記日本紀等に見えて、私記にも詳に釋してげり。また國巢人の歌に、横臼といふもの見えれば、タチウスといふ者も古よりありしと見えたり。

たり。

**碓**

カラウス 倭名鈔に祝尙切韻を引て、碓はカラウス。踏舂具也。また孫愔切韻に碓程也といふ。今按ずるに、俗にいふホロシ歟と註したり。我國の碾磑は高麗の僧曇徴に始れりと見えれば、碓もまた三韓より傳へし故に、カラウスとはいひしなるべし。舊事紀に景行天皇の皇子大碓小碓の二王は、雙生にておはしませしを、天皇異し給ひ、碓に誥ひ給ひしに因りて、かくは名つけ申せしと見えし如きは、唯その字を借用ひて、讀てウスといひしのみにて、其世にカラウスといふ者ありしにはあらず。程讀てホロシといふ、義不詳。今は俗にサホといふものは是也。

碓程または碓梢等の字を用るなり。ホロシといひしは、韓國の方言にや出でぬらん。碓背は則キネなり。

**磑**

スリウス 倭名鈔に兼名苑を引て、磑はスリウス。磨磑也と註せり。スリとは磨なり。ウスとは臼也。今俗にスルスといふものは、即是也。日本紀欽明天皇の御代に、高麗貢上僧曇徴、善く碾磑を作る。蓋碾磑を造る事、こゝに始れりとする。され碾磑讀てミヅウスといふ。釋には碾磑は水碓也と註せり。今の水車の用の如きは、碓と磑との二式なり。碓は穀を舂き、磑は物を碎く。其用を施すと各異なり。今義解にも、碾磑は水碓也。作米曰碾。作麴

曰磴と見えけり。されど古の時ミツウスと云ひしは。水磴也。水碓をいふとは見えす。凡磨藥の制。木をもて作り。石をもて造れる。其用を施す所。又各異なり。碓は磨上の轉石。俗にウハウスといふものにて。磴は磨下の定石。俗にシタウスといふもの也。即これ麪を作るの器なり。合義解の註。碓と磴とをわかちて。二式とす。如何あるべき。又今俗にスリウスといひ。イシウスといふ物あり。此外茶磨藥研などいふあり。古に聞えし茶研は。倭名鈔木器部に。茶碓は俗に茶研といふ。并に讀てキシルと云ふと註せしもの是也。

**飯** コシキ 倭名鈔に蔣紡切韻を引て。飯はコシキ。炊飯器也。又本草辨色立成等を引て。飯帶炊單。并に讀てコシキワラといふと註したり。コシキとは即炊也。カと云ひ。コといふは轉語也。コシキワラとは。飯藁也。又飯算讀てイヒシタミといふもの。飯底を蔽ふ竹筐あり。下に見えたり。

古語に飯を炊くと云ひしは。猶今俗に飯をタクなどいふもの。如し。古語にカシクと云ふ。カと云ひしは。燒なり。詳に竈の註に見えたり。シクと云ひしは。詞助也。飯をカシキといひしは。猶器といふが如し。古語に。ケといひ。キといひしは。器也。今俗に蒸籠を呼びて。セイロウといふあり。またこれ飯の類なり。

已上木器

**算** イヒシタミ 倭名鈔に四聲字苑を引て。算。飯底。竹筐也。漢語抄に。飯算讀てイヒシタミといふと註したり。シタミの義詳ならず。今俗にイカキといふものは。即飯籬也。イカキといふ如きも亦詳ならず。

倭名鈔に。又竹器のシタミといふものあり。シタミの義詳ならず。或人の説に。飯算は今俗にコシキズといふ者なりといふ也。イカキといふ如きは。火斗をヒカキといふが如く。炊飯器なるを云ひしと見えたり。

**箕籬** ムギヌクヒ 倭名鈔に辨色立成を引て。箕籬は麥索煮籠也。以竹編爲之。楊氏漢語抄に。ムギヌクヒといふと註せり。ムギとは素麪をいふなり。ヌクヒとは。我國の俗抄取る事をヌクフといふ也。下學集に。箕籬は味噌漉なりと註し。旁にサウリイカキと註せり。サウリとは其字の音を呼びしにて。又イカキともいひしと見えたり。今の如きは。是等の類すべてこれをザルといふ。ザルとはサウリと云ひし語の。轉じ訛れるなり。

**篩** フルヒ 倭名鈔に説文を引て。篩はフルヒ。除塵取細之竹器也と註せり。フルヒとは。振也。其動きて用を作すをいふなり。

今の如きは。竹器のみにあらず。絹をもて底となす。キヌフルヒといふもの。馬毛をもて羅となす。スイノウなどいふあり。キヌブルヒといふものは。漢に羅合といひ。羅斗

といふ二式あり。スイノウは佛氏のいふ所の漉水囊の遺言にして、漢に篩斗といふ物の類なり。

**箕**ミ 倭名鈔に説文を引て、箕はミ、除糞簸米之器也と註せり。彦火々出見尊横刀をもて鈎となし。一箕に盛りて、兄命に與ひ給ひしといふ事。日本紀に見えしかば、其因り來る所、特に久しきものなり。ミといふ義詳ならず。

ミとは簸といふ語の轉なるにや。古語にヒといひ、ミといふは相通じて云ひけり。簸讀てヒといふは飄也。飄よむてヒ、ルといふが如き是也。

**筥**

ハ、キ 倭名鈔に筥并讀てハ、キといふ。彦波瀲尊誕生の日、海濱に宮を造れしに、

掃守連の遠祖天忍人命、作筥掃蟹といふ事。古語拾遺に見えたり。さらば此物は彼命の始て造られし所なる也。我國の俗、掃除を云ひて、ハクといふ。ハ、キとはハキハク也。

倭名鈔竹器類に、考聲切韻方言註等を引て、筐の底方上圓者爲籬。シタミといふ。籬形小而高者爲籬。漢語抄にアジカといふ。今按、又用籬字と註せり。シタミといひ、アジカといふ并に義不詳。また今にありていづれの器ならんも、いまだ詳ならず。又四聲字苑を引て、筥は小籠也。漢語抄にカタミといふと註せり。カタミとは、カタマといふ語の轉じたるなり。カタマとは、上古の俗、竹籠を呼びし所の總名也。舊事紀に堅目は今の竹籠也。

と見えし即是也。後の人筐の字を讀てカタミといふ也。

舊事紀に大目籠と云ひ、無目堅間といふあり。その大目籠は、目のあらしき也。今俗にメカコといふもの、事なり。無目堅間は、目のなくして其間を密に造りなせしをいふなり。

已上竹器



